

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 震災応急対策

大規模地震による災害の特徴は、その広域性、同時多発性にある。県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年4月）によると、町に最も大きな被害を及ぼすと考えられる

「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、町の人的被害は死者数が最大で110人、重軽傷者数は430人、避難者数は1日後4,267人、1か月後6,243人、建物被害は全壊棟数1,696棟、焼失棟数48棟、半壊棟数1,370棟と大きな被害が予測されている。

災害対策の第一線に立つ町としては、多岐・広範囲にわたる災害応急対策活動を、迅速かつ同時並行的に実施する必要がある。さらに、このような応急対策活動は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、発災後直ちに必要となる対策活動と、廃棄物対策、防疫・保健衛生活動、住宅の修理や応急仮設住宅の建設など、発災後ある程度の時間を経て、被害状況に応じて実施する対策活動に分けられる。

そのため、町は大規模地震発生後の災害応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するために、発災直後から72時間目を目処とした「初動対応期」とそれ以降の「救援期」とに分けて、以下に定める施策を策定する。

第1節 活動体制の確立

本節では、迅速かつ効率的な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。

第1 町の活動体制

「町の活動体制」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------|----------|
| 1 災害発生直前の未然防災活動 | 総務課、関係各課 |
| 2 活動体制と配備基準 | 各課・各班共通 |
| 3 警戒体制 | 総務課、関係各課 |
| 4 緊急体制 | 総務課、関係各課 |
| 5 非常体制 | 総務課、関係各課 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

1 災害発生直前の未然防災活動

町は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

(1) 重要施設における準備状況の確認

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。

(2) 物資支援の準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 活動体制と配備基準

町における震災対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（震災対策）

| 活動体制 | 配備基準 | 本部等の設置 | 配備手続 | 配備人員 |
|------|--|---------------|----------------------------------|-----------------|
| 警戒体制 | ▶ 町域内で震度4の地震が発生した場合 ▶ その他町長が必要と認めた場合 | 総務課長が災害対策室を設置 | 災害対策室長が指定職員に出動を指示 | 全職員の10%程度の職員を配備 |
| 緊急体制 | ▶ 町域内で震度5弱の地震が発生した場合 ▶ その他町長が必要と認めた場合 | 副町長が緊急対策本部を設置 | 副町長が指定職員に出動を指示 勤務時間外・休日は、自主参集 | 全職員の50%程度の職員を配備 |
| 非常体制 | ▶ 町域内で震度5強以上の地震が発生した場合 ▶ その他町長が必要と認めた場合 | 町長が災害対策本部を設置 | 自主参集 | 全職員（※） |

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

注1) 「その他町長が必要と認めた場合」の配備手続は出動の指示による。

注2) (※) 別に定める吉見町業務継続計画に基づき必要最低限の通常業務以外は中止し、応急対策活動に従事する。

☞【参考資料】「吉見町業務継続計画<地震編>」

3 警戒体制

(1) 災害対策室の任務

町は、警戒体制をとった場合、主として災害情報等の情報収集、連絡活動を行い、連絡調整に万全を期する。

災害対策室の設置に必要な備品類は、連絡リスト、メモ帳、町管内図を用意する。

(2) 災害対策室の組織

町は、災害対策室を総務課に置き、総務課長を災害対策室長とし、動員配備基準に基づく職員をもって組織する。

警戒体制は、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 警戒体制の解除・移行

災害対策室長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除又は緊急体制に移行する。

■警戒体制の解除又は移行基準

- 地震による被害の発生がないと確認できたとき。
- 二次災害の発生等により、警戒体制から緊急体制に移行する必要性が生じたとき。

4 緊急体制

(1) 緊急対策本部の活動

町は、緊急体制をとった場合、緊急対策本部を庁議室に設置し、被害発生状況の把握のため、情報収集・連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、被害の発生状況によっては速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

■緊急対策本部の活動内容

- 地震情報の収集・伝達
- 被害情報の収集・伝達
- 避難指示の検討
- 避難所の開設準備
- 広報活動の準備
- 被害状況の取りまとめ及び発表・報告

(2) 緊急対策本部の組織

緊急対策本部は、副町長を本部長、教育長を副本部長とし、全課局長及び消防団長を本部長とし、全職員の約50%で構成する。

なお、本部長以下、各職員は配備基準に応じて参集する（「本節 第2 職員の動員計画」(p3-5)を参照のこと。）。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(3) 緊急対策本部の協議内容及び備品類

■会議内容

- 町内の被害状況のまとめ
- 避難指示の伝達の検討
- 避難所開設準備などの応急活動内容の指示
- 応急活動担当職員の現地派遣
- 資機材・食料の供給と輸送

■備品類

- 緊急対策本部の標識
- 職員名簿
- 掲示板
- 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿
- 会議記録簿
- 被害状況連絡票その他の報告・様式類
- 防災行政無線の準備
- 情報通信手段（パソコン、FAX）の設置
- コピー機器の設置
- 広報用例文、広報記入様式
- 町域全体の図面及び住宅地図、道路管内図

(4) 緊急体制の解除・移行

緊急対策本部長は、次の基準に達した場合は、緊急体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

■緊急体制の解除又は移行基準

- 緊急体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- 二次災害の発生等により、緊急体制から非常体制に移行する必要が生じたとき。

5 非常体制

町は、非常体制をとった場合、災害対策本部を設置して総力を挙げて災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部の詳細については、「本節 第3 災害対策本部の設置・運営」（p3-9）に定める。

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策活動に従事しなければならない。
 この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
 町の「職員の動員計画」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|----------------------|------|
| 1 活動体制と動員計画 | 各班共通 |
| 2 勤務時間内における動員・参集 | 各班共通 |
| 3 勤務時間外及び休日における動員・参集 | 各班共通 |
| 4 参集における留意事項 | 各班共通 |

1 活動体制と動員計画

町の活動体制に応じた動員計画は、原則として次のとおりである。

各課係と災害対策本部各班との関係は、「本節 第3 3 災害対策本部の組織編成、分担業務」(p3-13)を参照のこと。

また、勤務時間外及び休日における緊急体制及び非常体制の動員は、動員配備基準に基づいた参集とし、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

| 体制区分 役職 | <警戒体制> 災害対策室 (震度4) | | <緊急体制> 緊急対策本部 (震度5弱) | | <非常体制> 災害対策本部 (震度5強以上) | |
|------------|--------------------------|---|----------------------------|---|------------------------------|---|
| | | | | | | |
| 町長 | — | — | — | — | 本部長 | ○ |
| 副町長 | — | — | 本部長 | ○ | 副本部長 | ○ |
| 教育長 | — | — | 副本部長 | ○ | | ○ |
| 総務課長 | 室長 | ○ | 本部員 | ○ | 本部員 | ○ |
| 自治財政課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 総合政策課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 産業振興課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 会計管理者 | — | — | | ○ | | ○ |
| 税務会計課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 町民健康課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 長寿福祉課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 子育て支援課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| 環境課長 | — | — | | ○ | | ○ |
| まち整備課長 | — | ○ | | ○ | | ○ |
| 水生活課長 | — | ○ | | ○ | | ○ |
| 教育総務課長 | — | ○ | | ○ | | ○ |
| 生涯学習課長 | — | — | | ○ | | ○ |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| 体制区分 役職 | <警戒体制> 災害対策室 (震度4) | | <緊急体制> 緊急対策本部 (震度5弱) | <非常体制> 災害対策本部 (震度5強以上) |
|------------|--------------------------|---|----------------------------|------------------------------|
| 議会事務局長 | — | — | ○ | ○ |
| 吉見分署長 | — | — | ○ | ○ |
| 消防団長 | — | — | ○ | ○ |

注) 「○」は出動を、「—」は待機を示す。

■【各課係】動員配備基準

| 体制区分 | | <警戒体制> 災害対策室 (震度4) | <緊急体制> 緊急対策本部 (震度5弱) | <非常体制> 災害対策本部 (震度5強以上) |
|---------|---------|--------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 総務課 | 秘書企画係 | — | ○ | ◎ |
| | 職員係 | — | ○ | ◎ |
| | 広報広聴係 | — | ○ | ◎ |
| 危機管理室 | 危機管理係 | ○ 自主参集 | ○ | ◎ |
| 自治財政課 | 自治振興係 | — | ○ | ◎ |
| | 財務管理係 | — | ○ | ◎ |
| | 行政法務係 | — | ○ | ◎ |
| 人権政策室 | 相談係 | — | ○ | ◎ |
| 総合政策課 | 政策推進係 | — | ○ | ◎ |
| | 情報政策係 | — | ○ | ◎ |
| 産業振興課 | 農政係 | — | ○ | ◎ |
| | 商工観光係 | — | ○ | ◎ |
| 産業拠点推進室 | 事業推進係 | — | ○ | ◎ |
| 税務会計課 | 課税係 | — | ○ | ◎ |
| | 管理徴収係 | — | ○ | ◎ |
| | 会計係 | — | ○ | ◎ |
| 町民健康課 | 町民係 | — | ○ | ◎ |
| | 保険年金係 | — | ○ | ◎ |
| | 保健支援係 | — | ○ | ◎ |
| 長寿福祉課 | 包括支援係 | — | ○ | ◎ |
| | 介護保険係 | — | ○ | ◎ |
| | 福祉係 | — | ○ | ◎ |
| 子育て支援課 | 児童支援係 | — | ○ | ◎ |
| | 保育係 | — | ○ | ◎ |
| 環境課 | 廃棄物対策係 | — | ○ | ◎ |
| | 環境衛生係 | — | ○ | ◎ |
| まち整備課 | 用地管理係 | — | ○ | ◎ |
| | 改良維持係 | ○ 連絡参集 | ○ | ◎ |
| | 都市計画係 | — | ○ | ◎ |
| 水生活課 | 管理係 | — | ○ | ◎ |
| | 上水道係 | ○ 連絡参集 | ○ | ◎ |
| | 下水道係 | ○ 連絡参集 | ○ | ◎ |
| 教育総務課 | 総務係 | ○ 連絡参集 | ○ | ◎ |
| | 学校教育係 | ○ 連絡参集 | ○ | ◎ |
| | 給食センター係 | — | ○ | ◎ |

主査以上自主参集
その他の職員は連絡参集

全員自主参集

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| 課係 | | 体制区分 | <警戒体制> 災害対策室 (震度4) | | <緊急体制> 緊急対策本部 (震度5弱) | | <非常体制> 災害対策本部 (震度5強以上) | |
|----------|---------|------|--------------------------|---|----------------------------|---|------------------------------|--|
| | | | | | | | | |
| 生涯学習課 | 文化財係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| | 生涯学習係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| | 生涯スポーツ係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| | 町民会館係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| | 図書館係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| | 公民館係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| 議会事務局 | 庶務議事係 | | — | ○ | | ◎ | | |
| 農業委員会事務局 | 農地係 | | — | ○ | | ◎ | | |

注1) 「吉見分署」及び「消防団」については、独自の動員計画による。

注2) 動員数に関する記号表示は、次のとおりである。

- 「◎」：所属する全職員、
- 「○」：所属する職員の1/2程度
- 「—」：待機

☞【参考資料】「大規模災害発生時の職員初動体制マニュアル」

2 勤務時間内における動員・参集

非常体制が発令された場合、庁内放送により動員を指示する。各班長は、定められた応急活動に必要な班員を確保する。

班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「職員班」を通じ応援職員を要請し、班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

3 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務時間外の動員・参集

勤務時間外の動員・参集については、次の内容で実施する。

■勤務時間外の動員・参集

| 区分 | 内容 |
|----------|--|
| 勤務場所への参集 | ➤ テレビ、ラジオ、携帯メール等により、町域内で震度5強以上の地震情報を確認した場合、町の全職員は自主参集する。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| 区分 | 内容 |
|----------|--|
| | ➤ 職員は、まず、家族の安否確認及び安全を確保した後、速やかに勤務場所に自主参集する。 |
| 参集の報告 | ➤ 所属課局長は、職員の参集状況を「職員班」に報告する。 |
| 参集が困難な場合 | ➤ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属課局長への連絡に努める。 |

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の情報を収集する。

ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

なお、参集途上において把握した被害情報については、所属課局長に報告する。

(3) 被害情報の報告

所属課局長は、参集途上に職員が収集した被害情報を「情報収集班」に報告する。

「情報収集班」は、報告を受けた情報を集約し、「危機管理班」に報告する。

4 参集における留意事項

職員は、次の点に留意して参集する。

■参集時の留意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 必ず家族の安全確保等を行い、速やかに参集する。➤ 服装は、防災服で、安全な靴、ヘルメット、腕章及び手袋を着装すること。➤ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。➤ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。➤ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないこと。 |
|---|

第3 災害対策本部の設置・運営

町長は、町域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き、災対法第23条第1項の規定及び吉見町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

町の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|----------|
| 1 災害対策本部の設置 | 総務課、関係各課 |
| 2 災害対策本部の運営 | 各班共通 |
| 3 災害対策本部の組織編成、分担業務 | 各班共通 |
| 4 災害対策本部運営の留意事項 | 関係各班 |

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- ▶ 町域で震度5強以上の地震が発生したとき
- ▶ その他町長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、関係各班との連絡調整等を円滑に行うため町役場内に設置し、役場の正面玄関に「吉見町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、吉見分署、次に被災を免れた最寄りの公共施設の順で設置する。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は町長とし、町長が不在又は事故ある場合は、次の順位によりその職務を代行する。

■本部長の代行順位

| 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|------|------|------|
| 副町長 | 教育長 | 総務課長 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、以下の手順によるものとする。

☞【参考資料】「庁舎等安全確認マニュアル」

■災害対策本部の設置手順

| NO. | 項目 | 内容 |
|-----|--------------|---|
| ① | 町役場の被害状況の把握 | 「財務班」は、町役場の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は、立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施し、状況を「危機管理班」に報告する。出先機関については、各々の施設管理者が同様の対応をとる。 |
| ② | 職員の被災状況の把握 | 「職員班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況を掌握し、「危機管理班」に報告する。 |
| ③ | 通信機能の確保 | 「危機管理班」及び「消防本部」は、町防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。 |
| ④ | 災害対策本部の設置 | 「財務班」による町役場の安全確認後、「危機管理班」は、町役場内に災害対策本部を設置する。町役場が被災し、災害対策本部の設置ができない場合、「危機管理班」は、その他各部の協力の下、吉見分署に災害対策本部を設置する。 |
| ⑤ | 行政機能の確保状況の報告 | 町において震度6弱以上の地震を観測した際は、「危機管理班」は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて、県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。 |
| ⑥ | 本部設置の掲示 | 「危機管理班」は、町役場玄関及び災害対策本部入口に「吉見町災害対策本部」の掲示を行う。 |
| ⑦ | 関係各班の執務場所の確保 | 執務場所を所定の場所に設置できない場合、該当する班は、「危機管理班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。 |

(5) 解除基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を解除する。

(6) 設置及び解除の通知

① 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び解除の通知

| 区分 | 内容 |
|-------------|---|
| 勤務時間内 | 「総務部（危機管理班）」は、災害対策本部を設置又は解除した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する「関係各課（各班）」は、電話等により出先機関に通知する。 |
| 勤務時間外（設置のみ） | 各職員は、テレビ、ラジオ等により町の震度に関する情報により、災害対策本部の自動設置を判断する。 |

② 防災関係機関及び町民への通知・公表

災害対策本部を設置又は解除した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

なお、県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。

また、町内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する（「火災・災害等即報要領の一部改正について」平成20年9月9日消防災第166号）。国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■本部設置及び解除の通知・公表

| 通知・公表先 | 通知・公表の方法 | 担当班 |
|------------|---|----------------|
| 埼玉県災害対策課 | 災害オペレーションシステム等、防災行政無線、電話、FAX | 連絡調整班 |
| 比企広域消防本部 | 災害オペレーションシステム等、防災行政無線 | 危機管理班 |
| 町防災会議委員 | 電話、FAX | 危機管理班 |
| 町議会 | 電話、FAX | 議会班 |
| 報道機関 | 電話、FAX | 広報班 |
| 応援協定締結自治体 | 電話、FAX | 連絡調整班 |
| 区長会、自主防災組織 | 電話、FAX | 物資調達班 危機管理班 |
| 町民 | 防災行政無線（固定系）、町ホームページ、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE | 広報班 |

■消防庁への連絡先

| 報告先 | 通信手段 | 番号 | |
|---------------------------|--------|--------------------|--------------------|
| | | 電話 | FAX |
| 応急対策室 〔平日(9:30~18:30)〕 | 一般加入電話 | 03(5253)7527 | 03(5253)7537 |
| | 消防防災無線 | 9049013 | 9049033 |
| | 地域衛星通信 | TN-048-500-9049013 | TN-048-500-9049033 |
| 宿直室 〔上記以外〕 | 一般加入電話 | 03(5253)7777 | 03(5253)7553 |
| | 消防防災無線 | 9049102 | 9049036 |
| | 地域衛星通信 | TN-048-500-9049102 | TN-048-500-9049036 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（町長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の進行は総務課長が行い、庶務は「危機管理班」が担当する。

■本部会議の協議、調整事項

- 震災応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難情報等に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 隣接市町村との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 本部の解除に関すること。
- その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止に関すること。

(5) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務（「本節 第3 3 (2) 各部班の分担業務」（p3-13）参照）に従って災害応急対策活動を遂行する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

(1) 災害対策本部の組織編成

町の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

(2) 各部班の分担業務

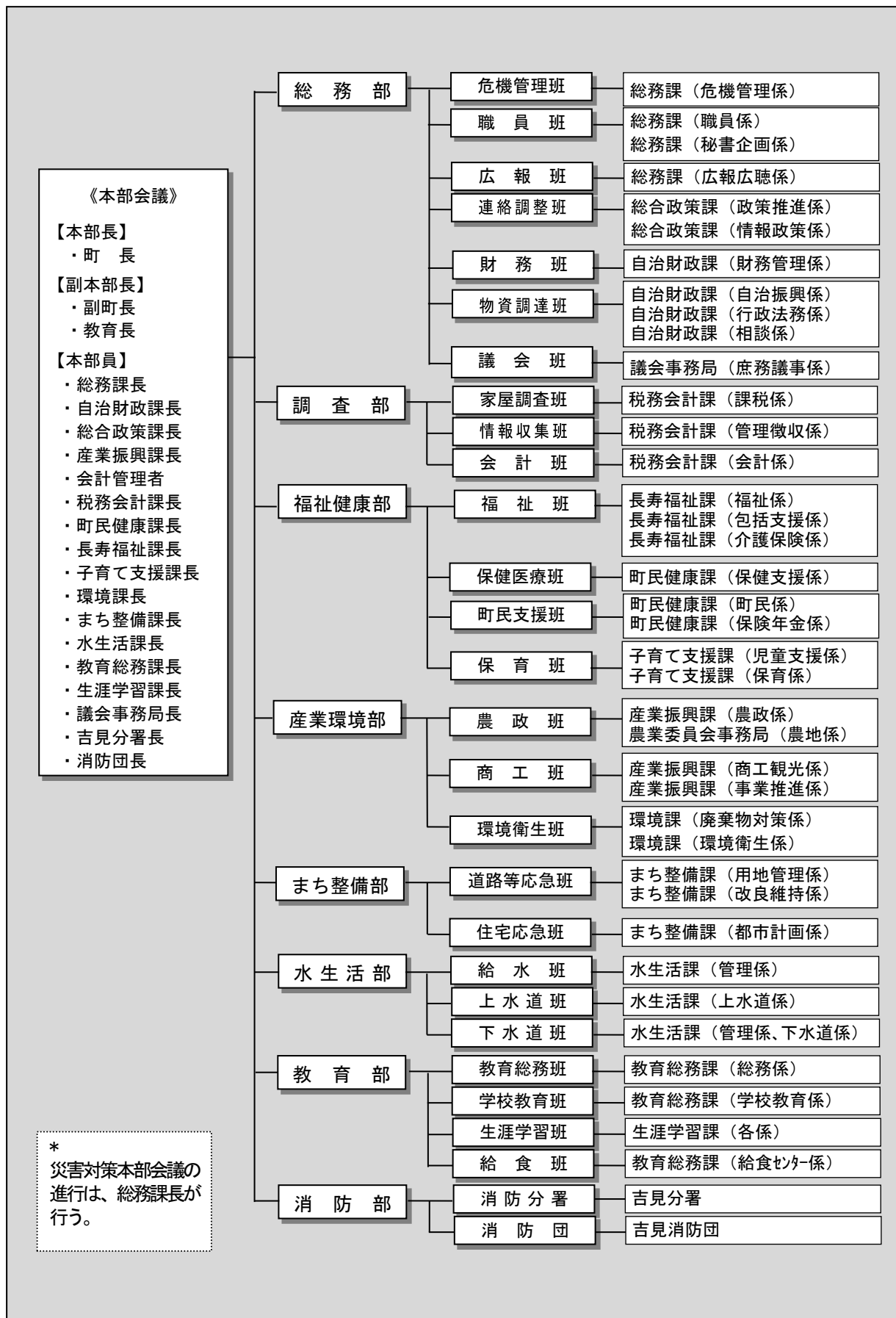
「各部班」の分担業務は、次に示すとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■吉見町災害対策本部の構成



第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部【総務部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|---|-------|-------------------------|---|
| 部長 総務課長 副部長 自治財政課長 総合政策課長 議会事務局長 | | | 危機管理班（班長：危機管理室長 副班長：危機管理係長） 職員班（班長：総務課長補佐 副班長：職員係長） 広報班（班長：広報広聴係長） 連絡調整班（班長：総合政策課長補佐 副班長：政策推進係長） 財務班（班長：自治財政課長補佐 副班長：財務管理係長） 物資調達班（班長：人権政策室長 副班長：自治振興係長） 議会班（班長：庶務議事係長） |
| 総務部 | 危機管理班 | 総務課 危機管理室 (危機管理係) | ① 気象予報・警報、地震情報等の収集伝達に関する事。こと。 ② 「情報収集班」からの災害情報の受理に関する事。こと。 ③ 「連絡調整班」との情報共有に関する事。こと。 ④ 災害対策本部の設置及び解除に関する事。こと。 ⑤ 災害対策本部会議の庶務に関する事。こと。 ⑥ 避難指示及び警戒区域の設定に関する事。こと。 ⑦ 町民の避難誘導に関する事。こと。 ⑧ 帰宅困難者対策に関する事。こと。 ⑨ 防災行政無線その他の防災通信機器に関する事。こと。 ⑩ 自主防災組織との連絡調整に関する事。こと。 ⑪ 町防災会議委員への連絡に関する事。こと。 ⑫ 比企広域消防本部との連絡調整に関する事。こと。 ⑬ 消防（水防）団活動に関する事。こと。 ⑭ 災害救助法の適用に関する事。こと。 ⑮ その他災害対策全般に関する事。こと。 |
| | 職員班 | 総務課 (職員係) (秘書企画係) | ① 職員の動員に関する事。こと。 ② 応援職員の派遣に関する事。こと。 ③ 職員の配置状況の集約に関する事。こと。 ④ 災害従事者の損害補償に関する事。こと。 ⑤ 職員の安否確認及び被災状況の把握に関する事。こと。 ⑥ 職員の飲料水、食料の確保に関する事。こと。 ⑦ 災害対策要員のローテーション計画の作成に関する事。こと。 ⑧ 職員の健康管理に関する事。こと。 ⑨ 本部長・副本部長の秘書に関する事。こと。 ⑩ 災害見舞い及び視察者の応接に関する事。こと。 |
| | 広報班 | 総務課 (広報広聴係) | ① 住民、来訪者への避難指示等の伝達に関する事。こと。 ② 住民への防災情報の広報に関する事。こと。 ③ 避難収容者に対する生活情報の広報に関する事。こと。 ④ 報道機関に対する発表に関する事。こと。 ⑤ 報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関する事。こと。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| | | |
|-------|---|---|
| 連絡調整班 | 総合政策課 (政策推進係) (情報政策係) | ① 国及び県への要請及び災害報告に関すること。 ② 国及び県との連絡調整に関すること。 ③ 他の市町村への応援要請に関すること。 ④ 他の市町村との連絡調整に関すること。 ⑤ 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請に関すること。 ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整に関すること。 ⑦ 派遣された自衛隊及び関係機関の職員の受入れに関すること。 ⑧ 情報通信システム機器に関すること。 ⑨ その他災害対策に関わる連絡調整に関すること。 |
| 財務班 | 自治財政課 (財務管理係) | ① 庁舎の建物、設備等の被害調査に関すること。 ② 町有財産の被害調査に関すること。 ③ 庁舎及び町有財産の応急対策・復旧に関すること。 ④ 災害等対策予算に関すること。 ⑤ 車両の確保に関すること。 |
| 物資調達班 | 自治財政課 (自治振興係) (行政法務係) 人権政策室 (相談係) | ① 食料の調達に関すること。 ② 生活必要物資等の調達に関すること。 ③ 防災用資機材等の調達に関すること。 ④ 避難所に関する資機材等の調達に関すること。 ⑤ 物資の配送車両等の調達に関すること。 ⑥ 区長会との連絡調整に関すること。 |
| 議会班 | 議会事務局 | ① 議会に関すること。 ② 他の部の応援に関すること。 |

注) 「副班長」の記載のない班は、「班長」の次席の職員が「副班長」を担当する。
以下の表も同様とする。

■災害対策本部【調査部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|-----------|-----------------|------------------|--|
| 部長 副部長 | 会計管理者 税務会計課長 | | 家屋調査班 (班長：課税係長) 情報収集班 (班長：税務会計課長補佐 副班長：管理徴収係長) 会計班 (班長：税務会計課長補佐 副班長：会計係長) |
| 調査部 | 家屋調査班 | 税務会計課 (課税係) | ① 家屋等の被害調査に関すること。 ② 税の減免に関すること。 ③ 罹災証明に関すること。 ④ 災害見舞金対象の家屋等の被害調査に関すること。 |
| | 情報収集班 | 税務会計課 (管理徴収係) | ① 被害情報及び災害情報の収集及び整理に関すること。 (「情報収集班」が町民等からの町の情報窓口となる。) ② 各班からの災害情報の収集・整理に関すること。 ③ 整理情報の「危機管理班」への伝達に関すること。 ④ 災害写真等の収集及び災害記録に関すること。 |
| | 会計班 | 税務会計課 (会計係) | ① 災害対策本部の出納に関すること。 ② 義援金受取及び管理に関すること。 ③ 義援金の配分に関すること。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■災害対策本部【福祉健康部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|--|-------|--------------------------------------|---|
| 部長 町民健康課長 ———— 福祉班 (班長：長寿福祉課長補佐 副班長：福祉係長) 副部長 長寿福祉課長 ———— 保健医療班 (班長：保健支援係長) 副部長 子育て支援課長 ———— 町民支援班 (班長：町民健康課長補佐 副班長：町民係長) ———— 保育班 (班長：子育て支援課長補佐 副班長：子育て支援課長補佐 (保育所)) | | | |
| 福祉健康部 | 福祉班 | 長寿福祉課 (福祉係) (包括支援係) (介護保険係) | ① 所管する各種社会福祉施設の被害調査及び利用者の安全確保に関する事 ② 教育部との連携による避難所の運営に関する事 ③ 日赤奉仕団等の応援要請及び受入れに関する事 ④ ボランティアの受入れに関する事 ⑤ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ⑥ 要配慮者への支援に関する事 ⑦ 避難所(福祉)の開設及び運営に関する事 ⑧ 所管する各種社会福祉施設の応急対策に関する事 ⑨ 義援物資の受理に関する事 |
| | 保健医療班 | 町民健康課 (保健支援係) | ① 保健所及び医療関係機関等との連絡調整に関する事 ② 医療救護班の編成に関する事 ③ 医療救護所の設置に関する事 ④ 医療救護全般に関する事 ⑤ 負傷者の収容及び搬送に関する事 ⑥ 防疫及び保健衛生に関する事 ⑦ 衛生医薬品等の確保に関する事 ⑧ 助産及び乳幼児の救護に関する事 ⑨ 避難者のメンタルヘルスに関する事 ⑩ 教育部との連携による避難所の運営に関する事 |
| | 町民支援班 | 町民健康課 (町民係) (保険年金係) | ① 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事 ② 身元不明者等の情報に関する事 ③ 行方不明者の捜索に関する事 ④ 町民からの電話の問合せに関する事 ⑤ 町民からの各種相談の受付に関する事 ⑥ 遺体の収容、処理及び埋・火葬に関する事 ⑦ 教育部との連携による避難所の運営に関する事 |
| | 保育班 | 子育て支援課 (児童支援係) (保育係) | ① 保育施設の被災調査に関する事 ② 保育施設の応急対策及び復旧に関する事 ③ 園児の安全確保に関する事 ④ 教育部との連携による避難所の運営に関する事 |

■災害対策本部【産業環境部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|--|-----|----------------------------------|--|
| 部長 産業振興課長 ———— 農政班 (班長：産業振興課長補佐 副班長：農業委員会補佐) 副部長 環境課長 ———— 商工班 (班長：商工観光係長 副班長：事業推進係長) ———— 環境衛生班 (班長：廃棄物対策係長 副班長：環境衛生係長) | | | |
| 産業環境部 | 農政班 | 産業振興課 (農政係) 農業委員会 (農地係) | ① 農地・農業施設・農作物等の被害調査に関する事 ② 農業関係団体との連絡調整に関する事 ③ 食料の調達に関する事 ④ 農地・農業施設・農作物等の応急対策・復旧に関する事 ⑤ 農業者に対する支援に関する事 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| | | | |
|--|-------|--|--|
| | 商工班 | 産業振興課 (商工観光係) 産業拠点推進室 (事業推進係) | ① 商工施設の被害調査に関する事。 ② 企業との応急活動連携に関する事。 ③ 商工団体との連絡調整に関する事。 ④ 中小企業被災者に対する融資に関する事。 |
| | 環境衛生班 | 環境課 (廃棄物対策係) (環境衛生係) | ① ごみ処理及び清掃に関する事。 ② し尿処理・ごみ処理施設等の被害調査に関する事。 ③ 動物保護対策に関する事。 ④ 仮設トイレ等に関する事。 ⑤ 防疫に関する事。 ⑥ ごみ処理・し尿処理施設等の応急対策に関する事。 ⑦ 処理業者との連絡及び相互協力に関する事。 ⑧ 災害廃棄物の処理に関する事。 ⑨ 災害廃棄物一時収集場所の確保に関する事。 |

■災害対策本部【まち整備部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|---|--------|-----------------------------|--|
| 部長 まち整備課長 <ul style="list-style-type: none"> —— 道路等応急班 (班長: まち整備課長補佐 副班長: 改良維持係長) —— 住宅応急班 (班長: まち整備課長補佐 副班長: 都市計画係長) | | | |
| まち整備部 | 道路等応急班 | まち整備課 (改良維持係) (用地管理係) | ① 道路施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ② 河川・水路の被害調査及び応急対策に関する事。 ③ 土木建設車両の確保に関する事。 ④ 交通規制に伴う交通誘導に関する事。 ⑤ 障害物の除去に関する事。 ⑥ 緊急輸送道路等の確保に関する事。 ⑦ 道路施設等の応急対策に関する事。 ⑧ 応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 ⑨ 土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関する事。 ⑩ 災害復旧事業に関する事。 |
| | 住宅応急班 | まち整備課 (都市計画係) | ① 避難所・避難場所等町有施設の被災建築物応急危険度判定に関する事。 ② 住宅等の被災建築物応急危険度判定 (判定実施本部の開設) に関する事。 ③ 宅地の被災宅地応急危険度判定 (判定実施本部の開設) に関する事。 ④ 避難場所 (公園) の被害調査に関する事。 ⑤ 住宅の応急修理に関する事。 ⑥ 住宅ニーズの把握に関する事。 ⑦ 応急仮設住宅の建設及び入居募集に関する事。 ⑧ 民間賃貸住宅の空き状況の把握・伝達及びあっせんに関する事。 |

■災害対策本部【水生活部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|---|-----|---------------|--------------------------------------|
| 部長 水生活課長 <ul style="list-style-type: none"> —— 給水班 (班長: 管理係長) —— 上水道班 (班長: 水生活課長補佐 副班長: 上水道係長) —— 下水道班 (班長: 下水道係長) | | | |
| 水生活部 | 給水班 | 水生活課 (管理係) | ① 応急給水活動に関する事。 ② 水道に関わる広報活動に関する事。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| | | |
|------|-------------------------|--|
| 上水道班 | 水生活課 (上水道係) | ① 水道施設の被害調査に関する事。 ② 応急資機材の調達に関する事。 ③ 水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事。 ④ 水道施設の応急対策及び復旧に関する事。 |
| 下水道班 | 水生活課 (管理係) (下水道係) | ① 下水道施設の被害調査に関する事。 ② 市街地の排水対策に関する事。 ③ 仮設トイレ等に関する事。 ④ 下水道施設の応急対策及び復旧に関する事。 |

■災害対策本部【教育部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|---|-------|--|--|
| 部長 教育総務課長 副部長 生涯学習課長 <ul style="list-style-type: none"> — 教育総務班 (班長：教育総務課長補佐 副班長：総務係長) — 学校教育班 (班長：教育総務課長補佐 副班長：学校教育係長) — 生涯学習班 (班長：生涯学習課長補佐 副班長：生涯学習課長補佐) — 給食班 (班長：給食センター係長) | | | |
| 教育部 | 教育総務班 | 教育総務課 (総務係) | ① 学校施設の被災調査に関する事。 ② 避難所の開設及び運営に関する事。 ③ 学校施設の応急対策及び復旧に関する事。 ④ 学校関係機関その他団体との連絡調整に関する事。 |
| | 学校教育班 | 教育総務課 (学校教育係) | ① 児童・生徒の安全確保に関する事。 ② 避難所の開設及び運営に関する事。 ③ 学校等との連絡調整に関する事。 ④ 教職員の動員に関する事。 ⑤ 学用品及び教科書の調達及び配分に関する事。 ⑥ 応急教育に関する事。 |
| | 生涯学習班 | 生涯学習課 (生涯学習係) (文化財係) (図書館係) (生涯スポーツ係) (町民会館係) (公民館係) | ① 社会教育施設の被害調査及び利用者の安全確保に関する事。 ② 避難所の開設及び運営に関する事。 ③ スポーツ施設の被害調査及び利用者の安全確保に関する事。 ④ 社会教育施設の応急対策及び復旧に関する事。 ⑤ 社会教育団体との連絡調整に関する事。 ⑥ 文化財の被害調査に関する事。 ⑦ 文化財の応急対策及び復旧に関する事。 ⑧ スポーツ施設の応急対策及び復旧に関する事。 ⑨ スポーツ関連団体との連絡調整に関する事。 |
| | 給食班 | 教育総務課 (給食センター係) | ① 職員及び災害活動従事者への給食に関する事。 ② 避難所の炊き出しに関する事。 ③ 避難所の開設及び運営に関する事。 |

■災害対策本部【消防部】事務分掌

| 部名 | 班名 | 担当部署 | 事務分掌 |
|------------------------|----|------|------|
| 部長 吉見分署長 副部長 吉見消防団長 | | | |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| | | | |
|-----|------|-------|--|
| 消防部 | 消防分署 | 吉見分署 | ① 職員の動員に関する事 ② 消火活動に関する事 ③ 災害の予防、警戒及び防御に関する事 ④ 被災者の救出及び救助に関する事 ⑤ 管轄区域内のパトロールに関する事 |
| | 消防団 | 吉見消防団 | ① 団員の動員に関する事 ② 消火活動に関する事 ③ 災害の予防、警戒及び防御に関する事 ④ 被災者の救助及び救出に関する事 ⑤ 避難誘導に関する事 ⑥ 河川の巡視活動に関する事 ⑦ 水防活動に関する事 ⑧ 常備消防との連携及び活動支援に関する事 |

4 災害対策本部運営の留意事項

(1) 本部設置時の留意事項

① 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

② 議会との連絡調整

「議会班」は、災害が発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

③ 視察・見舞者の応接

「職員班」は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

④ 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

(2) 応急活動時の留意事項

① 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにもかかわらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

② 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

③ 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「保健医療班」は、「職員班」と連携し、職員の健康管理に努める。

④ 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

⑤ 公務災害処理

「職員班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

第4 情報通信手段の確保

災害が発生した場合、情報通信体制を適切に確立し、関係防災機関との相互間の通知、要請、指示、伝達等は、応急対策活動を迅速に行うためにも重要となる。

町の「情報通信手段の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------------|---------------|
| 1 各班間の情報通信手段 | 危機管理班、消防本部 |
| 2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 | 危機管理班 |
| 3 住民への情報伝達 | 危機管理班、広報班、福祉班 |

1 各班間の情報通信手段

(1) 町防災行政無線（移動系）

「各班」間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、町防災行政無線（移動系）があり、「各班」は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

「危機管理班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

(2) 消防無線

消防本部、消防署及び消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、消防本部は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

また、消防団においては、簡易無線トランシーバーを適切に活用し、情報共有が確実に行われるよう努める。

2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県防災行政無線及び衛星通信ネットワークを設置している。

「各班」は、電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

(2) 災害時優先電話

町では、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても発信が優先される措置が講じられている。「各班」

は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、「危機管理班」に申し出て、この電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

(3) 非常通話（非常無線）

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

3 住民への情報伝達

(1) 町防災行政無線（固定系）

町から一般住民への情報伝達手段としては、町防災行政無線（固定系）があり、「各班」は、「危機管理班」を通じて、これを用いた住民への情報伝達を積極的に行う。

また、「危機管理班」は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

(2) 緊急速報メール等による情報伝達

町は、平成24年8月1日から災害や避難指示等の緊急情報を町から町内滞在者の携帯電話に一斉に配信する緊急速報メールの運用を開始している。

また、町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINEなど、様々な伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

(3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「広報班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに要請する。

(4) 要配慮者への情報伝達

災害時に的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の促進や要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制を確立しておく（聴覚障がい者に対する防災カードや自閉症患者に対する絵・図などの簡易な表現の採用など）。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

第5 広域応援要請

災害に際して町内の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

町の「広域応援要請」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------------|----------------------|
| 1 県への広域応援要請 | 連絡調整班、危機管理班、職員班、関係各班 |
| 2 他市町村等への応援要請 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 3 応援の受入れ | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 4 職員の派遣要請・あっせん要求 | 連絡調整班、職員班、関係各班 |

1 県への広域応援要請

(1) 災対法第68条に基づく応援の要求

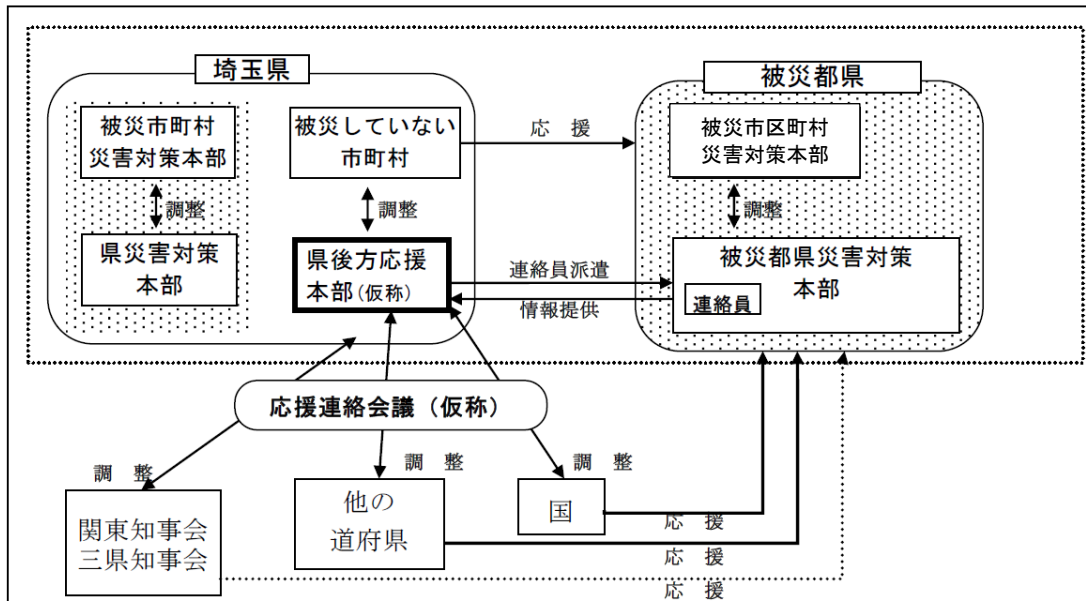
本部長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

「連絡調整班」は、県の災害対策課に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、職員班にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受入れ地
- その他応援に関し必要な事項

<広域応援体制の関係図>



資料)「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月、埼玉県防災会議)

(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「本節 第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p3-29)に定める。

(3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼

「本章 第2節 第5 消防活動」(p3-54)に定める。

2 他市町村等への応援要請

(1) 災害時応援協定締結市町村に対する応援要請

本部長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町村に対し、以下の事項を示して応援を求める。

「連絡調整班」は、協定市町村の担当課に電話、FAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「連絡調整班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援場所及び応援場所までの通行可能経路
- 応援を必要とする期間
- 応援の受入れ地
- その他応援に関し必要な事項

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■協定並びに協定締結市町村

| 協定名 | 協定締結市町村 | 備考 |
|------------------------------|-------------------|-----------------|
| 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 | 県内全市町村 | 資料編 資料2. 1参照 |
| 大規模災害時における相互応援に関する協定 | 比企郡市、熊谷市、坂戸市、東秩父村 | 資料編 資料2. 2参照 |

(2) 災対法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町村を除く。）

本部長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町村を除く。）に対し、次の事項を示して応援を求め、「連絡調整班」は、他の市町村の担当課に電話、FAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「連絡調整班」にその旨を申し出る。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害の状況及び応援を求める理由 ➤ 応援を必要とする人員、物資等 ➤ 応援を必要とする場所、期間 ➤ 応援を必要とする活動内容 ➤ 応援の受け入れ地 ➤ その他応援に関し必要な事項 |
|---|

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「本章 第2節 第5 消防活動」（p3-54）に定める。

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

■派遣対象業務

| | 期間 | 業務・職種 | |
|-----|-----|--|---|
| 対象 | 短期 | 災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等 | |
| 対象外 | 短期 | 国や関係団体によるルールのある派遣対策業務 | DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等 |
| | 中長期 | — | |

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

3 応援の受入れ

(1) 受入れの方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関する取りまとめ業務を専任する班を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体から派遣されたリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

(2) 連絡体制の確保

「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し、「危機管理班」との連絡体制を確保する。

(3) 受入拠点の指定

「連絡調整班」は所管する班と連携し、「1 県への広域応援要請」及び「2 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受入拠点を指定するとともに、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、町で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(4) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となって行う。

(5) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として町で負担する。ただし、消防応援は、各協定の定めのおりとする。

(6) 感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員等の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努め、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

4 職員の派遣要請・あっせん要求

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、この職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

■職員の派遣要請

- 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災対法第29条）

■職員派遣のあっせんの要求

- 県知事に対する職員の派遣のあっせんの要求（災対法第30条）

(2) 手続

「連絡調整班」は、「職員班」と連携し、「関係各班」からの要請を踏まえ、本部長の承認を得て、派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、派遣職員の身分、給与及び経費負担については、災対法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

■職員派遣要請の場合の記載事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

■職員派遣のあっせん要求の場合の記載事項

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

町の「自衛隊の災害派遣要請依頼」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-------------------|------------------|
| 1 災害派遣要請依頼の基本方針 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 2 災害派遣の活動内容及び関係各班 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 3 災害派遣要請依頼の手続 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 4 災害派遣部隊の受入れ | 連絡調整班、関係各班 |
| 5 災害派遣部隊の撤収要請 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 6 経費の負担区分 | 関係各班 |

1 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う（災対法第68条の2（災害派遣の要請の要求等））。

災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

■災害派遣の要件

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 緊急性の原則 | 差し迫った必要性があること。 |
| 公共性の原則 | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 |
| 非代替性の原則 | 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。 |

2 災害派遣の活動内容及び関係各班

原則として、自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容及び当該活動を担当する班は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

| 区分 | 活動内容 | 関係各班 |
|---------|---|-------|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。 | 危機管理班 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 | 関係各班 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

| 区分 | 活動内容 | 関係各班 |
|---------------|---|-------------------------|
| 避難者の捜索・救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 | 消防部 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 | 消防部 道路等応急班 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。 | 消防部 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。 | 道路等応急班 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。 | 保健医療班 環境衛生班 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、ヘリコプター等による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 | 保健医療班 物資調達班 連絡調整班 |
| 炊飯及び給水 | 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 | 給水班、給食班 |
| 救援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。） | 物資調達班 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 | 消防部 |
| 通信支援 | 通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。 | 危機管理班 |
| 広報支援 | 航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。 | 広報班 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。 | 関係各班 |

3 災害派遣要請依頼の手続

(1) 総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、「連絡調整班」とする。

(2) 手続

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「危機管理班」にその旨を伝達する。「危機管理班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「連絡調整班」は、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。

この場合、本部長は速やかにその旨を県知事に通知する。（災対法第68条の2第2項）

■ 県への依頼要領

| | |
|------|---|
| 提出先 | 埼玉県（統括部） |
| 提出部数 | 1部 |
| 記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ➤ 派遣を必要とする期間 ➤ 派遣を希望する区域及び活動内容 ➤ その他参考となるべき事項 |

■ 県への連絡先

| | |
|--------------------|---|
| 勤務時間内 災害対策本部設置前 | 危機管理課（危機管理担当） 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129 |
| 勤務時間外 災害対策本部設置後 | 危機管理防災部当直・統括部 電話 048-830-8111 FAX 048-822-8119 |

■ 自衛隊への連絡先

| | |
|-------|------------------------------|
| 名 称 | 陸上自衛隊第32普通科連隊 |
| 所 在 地 | 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目 |
| 電話番号 | 048-663-4241（内線：435 時間外：402） |

4 災害派遣部隊の受入れ

（1）受入準備

「連絡調整班」及び「関係各班」は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

■ 派遣部隊の受入れに伴う留意事項

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車1台の基準は3m×8m）、材料置き場及び炊事場を準備すること。 ➤ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。 ➤ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。 ➤ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること（「■ヘリコプター発着場表示要領」参照）。 |
|--|

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

■ヘリコプター発着場表示要領

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 着陸地点の表示 | 着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約10m程度の円を描き、中央にHと記す。 |
| 風向指示器の設置 | 着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し又は旗を立てる（布製、風速25m/秒に耐えられる強度））。 |

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

また、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

| 場所 | 住所 | 連絡先 | 備考 |
|----------------------------|------------------|--------------|--------------------|
| 吉見町ふれあい広場 | 小新井 142 番地 | 0493-54-5625 | 消防・警察の活動拠点としても兼ねる。 |
| 吉見町民会館（フレサよしみ） 南側駐車場 | 中新井 508 番地 | 0493-53-1331 | |
| 学校法人後藤学園 武蔵丘短期大学総合グラウンド | 北吉見 1503 番地 1 | — | |

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 離着陸要領 | ヘリコプターは、風に向かって約10度～12度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。 |
| 発着場選定基準 | 地面は堅固で傾斜6度以内で、かつ、周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの地積があればよい。 |

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

「関係各班」は、「危機管理班」と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとる。なお、到着後及び必要に応じて、次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

| |
|--------------------|
| ➤ 派遣部隊の長の官職氏名 |
| ➤ 隊員数 |
| ➤ 到着日時 |
| ➤ 従事している作業内容及び進捗状況 |

5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続に準じて撤収要請を行う。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりである。

■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

第7 ボランティアとの連携

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアの受入体制づくりと円滑なボランティア活動のできる環境づくりについて定める。

町の「ボランティアとの連携」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------------------------|----------|
| 1 受入体制の整備 | 関係各班、福祉班 |
| 2 ボランティアの受入れ | 福祉班、関係各班 |
| 3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請 | 福祉班 |
| 4 専門ボランティアの登録・活動調整 | 福祉班、関係各班 |
| 5 ボランティア活動への支援 | 福祉班、関係各班 |

1 受入体制の整備

(1) ボランティア需要の把握

① ボランティア需要の報告

「関係各班」は、応急対策に必要とされるボランティア需要を「福祉班」に報告する。

② ボランティア需要の整理

「福祉班」は、「関係各班」から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人数などを整理する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設

ボランティア活動の受入窓口及び活動の拠点となる災害ボランティアセンターの開設に当たって「福祉班」は、その活動方針や運営について吉見町社会福祉協議会との協定に基づき協議し、円滑なボランティア活動の環境を整えるものとする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、吉見町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

災害ボランティアセンターの業務として、次の業務を行う。

☞【資料 2-36】『災害時におけるボランティア活動に関する協定』参照

■災害ボランティアセンターの業務

▶ ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受付については、原則として電話では行わず、活動場所への直接参加を依頼すること。

- ボランティアの登録に当たっては、次の事項を記した「災害ボランティア（受入）名簿」を作成すること。
 - ・受入日 ・氏名 ・住所 ・電話番号 ・活動予定期間
 - ・ボランティア活動保険の加入の有無 ・その他（活動希望分野等）
- 作成した名簿は、「福祉班」に送付する。
- 「福祉班」からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行うこと。
- ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行うこと。
- ボランティア募集について、町広報紙、町ホームページ、マスコミ等を通じて行うこと。
- 県及び県災害ボランティア支援センターへのボランティア派遣等の支援の要請を行うこと。

(3) ボランティアの種別

ボランティアの種別は、おおむね次のとおりである。

| 区分 | 内容 |
|------------------------|--|
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特殊な資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・看護師 ・応急危険度判定士 ・その他 ➤ 資格、職能を有しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレータ ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 |
| 埼玉県災害ボランティア登録 | 埼玉県災害ボランティアに登録しているもの |
| 一般ボランティア | 災害時に直接町へ来る者 |
| 吉見町社会福祉協議会に登録のあるボランティア | 災害時に協力の意向を示している者 |

2 ボランティアの受入れ

専門ボランティアの受入要請は、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとする。

一般ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターに窓口を設け実施するものとする。

3 埼玉県及び県災害ボランティア支援センターへの派遣要請

「福祉班」は、ボランティア需要をもとに、町のみではボランティアの確保が困難な場合は、埼玉県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

4 専門ボランティアの登録・活動調整

(1) 専門ボランティアの登録

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を申し込んだ専門ボランティアについて、「災害ボランティア（受入）名簿」を作成するとともに、その救援活動項目や人数などを登録する。

■主な専門ボランティア

- 救急・救助ボランティア
- 医療ボランティア
- 介護ボランティア
- 被災建築物応急危険度判定ボランティア
- 災害時動物救護活動ボランティア
- ボランティアコーディネーター
- 輸送ボランティア

(2) 専門ボランティアの活動調整

「福祉班」は、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティアの派遣先などの総合的調整を行うものとする。

また、調整結果については、要請を行った「関係各班」に報告する。

5 ボランティア活動への支援

「福祉班」は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

- 災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
- ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

第8 災害救助法の適用

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

町の「災害救助法の適用」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

| 項目 | 担当部署 |
|---------------------|------------|
| 1 災害救助法の概要 | 危機管理班、関係各班 |
| 2 災害救助法の適用及び実施 | 危機管理班、関係各班 |
| 3 災害救助法が適用されない場合の措置 | 危機管理班、関係各班 |

1 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

(1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施に当たることと定められている。

(2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平穏化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

■災害救助法に定める救助の種類

- 避難所及び応急仮設住居の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住居の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

- 埋葬
- 前記に規定するもののほか、政令で定めるもの
 - ・死体の搜索及び処理
 - ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施者

知事は、救助を迅速に実施するため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を町長に委任することができる（災害救助法第13条）。

救助の種類と実施者は、次に示すとおりである。なお、応急仮設住宅、医療・助産についても、町長に委任することができる。

救助の種類と実施者は、以下のとおりである。

■救助の種類と実施者

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者 |
|------------------------------|--|---------------------------------------|
| 避難場所の設置 | 7日以内 | 町 |
| 炊き出しその他食品の 給与 | 7日以内 | 町 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 町 |
| 被服、寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与 | 10日以内 | 町 |
| 医療及び助産救助 | 14日以内 (ただし、助産は分娩した日から7 日以内) | (医療班派遣) 県及び日赤県 支部 (ただし、委任した時は町) |
| 学用品の給与 | 教科書 1か月以内 文房具 15日以内 | 町 |
| 被災者の救出 | 3日以内 | 町 |
| 埋葬 | 10日以内 | 町 |
| 応急仮設住宅の建設 | 建設型応急住宅 20日以内に着工 賃貸型応急住宅 速やかに借上 げ、提供 ※いずれも給与期間は2年以内 | (建設) 県 (対象者、敷地の選定) 町 |
| 被災した住宅の 応急修理 | 3か月以内(災対法に基づく国の 災害対策本部が設置された場合は 6か月以内)に完了 | 町 |
| 死体の搜索 | 10日以内 | 町 |
| 死体の処理 | 10日以内 | 町 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 町 |

注) 期間については、全て災害発生の日から起算する。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、町長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

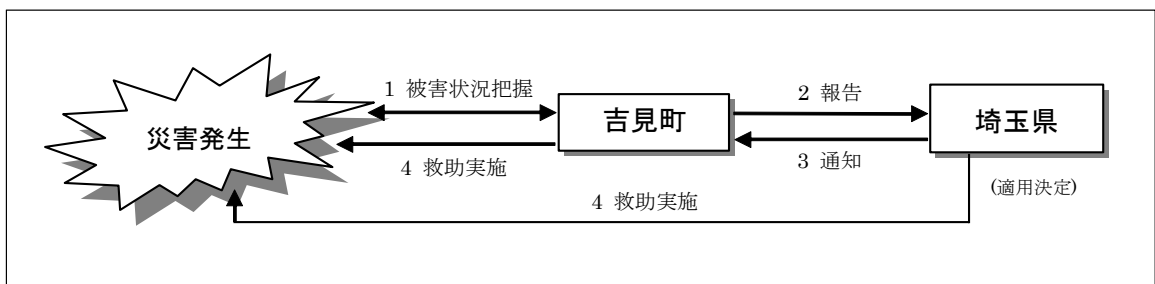
2 災害救助法の適用及び実施

災害救助法による救助は、町域を単位に原則として同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。

(1) 適用・実施の流れ

① 原則

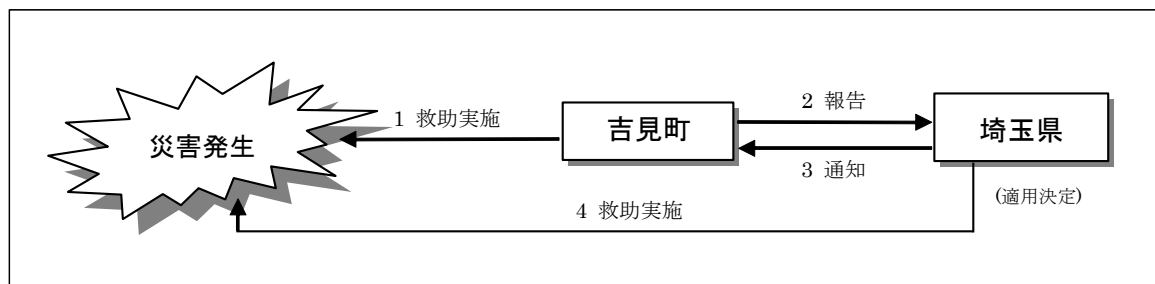
町長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、町長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



② 災害事態が急迫している場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。

この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第1節 活動体制の確立

(2) 適用基準

災害救助法による救助は、町の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

■吉見町の災害救助法適用基準

| | | |
|---|--|-------------|
| ① | 町内の住家滅失世帯数 | 50 世帯以上 |
| ② | 県内の住家滅失世帯数 | 2,500 世帯以上 |
| | 町内の住家滅失世帯数 | 25 世帯以上 |
| ③ | 県内の住家滅失世帯数 | 12,000 世帯以上 |
| | 町内の住家滅失世帯数 | 多数 |
| ④ | 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。 | |
| ⑤ | 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。 | |
| ⑥ | 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき。 | |

(3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住できなくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

(4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、次の被災世帯の算定基準による。

■判定基準

| 区分 | 内容 |
|----------------|---|
| ①住家の滅失 | (ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの。 |
| | (イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の被害額が、その住家全体の時価の50%以上に達したもの。 |
| ②住家の半壊・半焼 | (ア) 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 |
| | (イ) 住家の主要な構成要素の被害額が、その住家全体の時価の20%以上50%未満のもの。 |
| ③住家の床上浸水、土砂の堆積 | (ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 |
| | (イ) 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 |

■世帯及び住家の単位

| 項目 | 内容 |
|----|---|
| 世帯 | <p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。</p> <p>(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。</p> <p>(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。</p> <p>(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。</p> |
| 住家 | <p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>次の点に留意する。</p> <p>(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。</p> <p>(イ) 病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。</p> <p>(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。</p> |

(5) 埼玉県への報告

町長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、町に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め、相互の業務を明確にした上で実施する。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について定める。

初動対応期とは、活動体制の確立後、災害情報の収集、被災住民の救助・救急活動、避難支援活動及び緊急輸送道路の確保等を主体とした活動時期とする（発災から3日程度を一応の目安とする。）。

災害の規模によっては、避難所の開設等において担当部班の要員が不足する場合があります、その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」（p3-5）に基づき要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

町に大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、町のみでは十分な対応が困難と考えられるので、県、他市町村、自衛隊等に対して迅速・的確な応援を求める。また、自主防災組織、ボランティアなどと積極的に連携し、よりきめ細かな災害応急対策の実施に努める。

第1 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断の上、各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

町の「地震に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-------------------------|-----------|
| 1 地震情報の収集・伝達 | 危機管理班 |
| 2 情報の収集・伝達系統 | 危機管理班、広報班 |
| 3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ | 危機管理班、広報班 |

1 地震情報の収集・伝達

町域における震度は、町役場に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ町防災行政無線（固定系）、町ホームページ、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等を通じて住民に伝達する。

気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報及び地震情報については、県防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて入手する。

■【参考】地震情報について

| 種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------|---|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 埼玉県の地域名は、「北部」「南部」「秩父地方」の3区分で表し、町は「北部」に属する。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない) | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 |

資料) 気象庁資料

第3編 災害応急対策計画

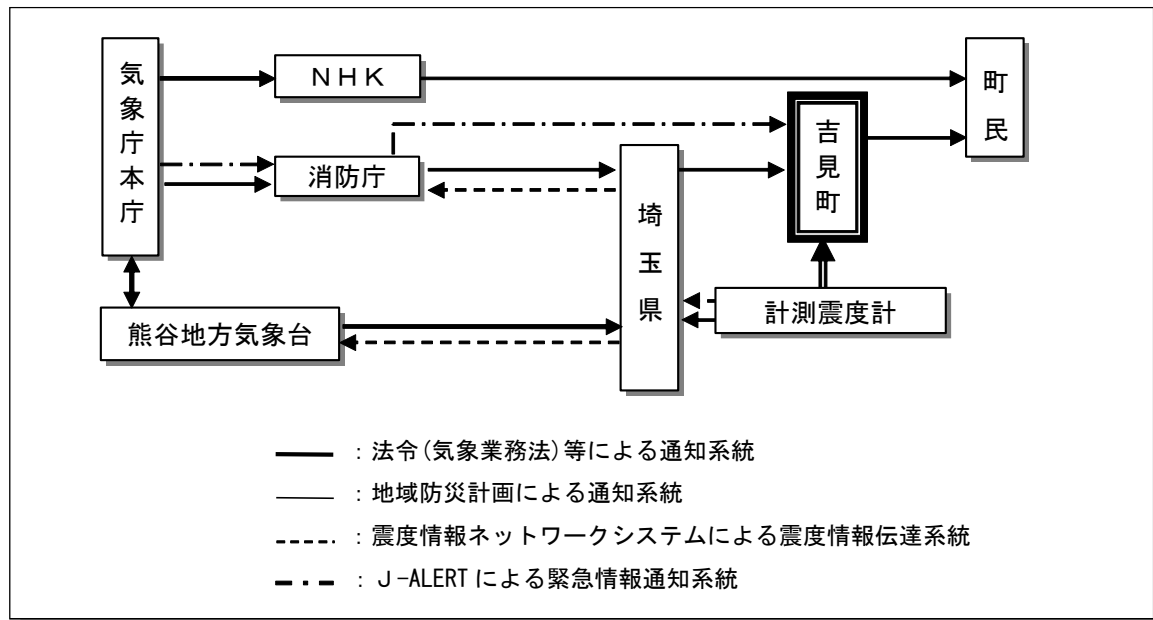
<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

2 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は、以下のとおりである。

■地震情報の収集伝達系統



気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

町内で地震が発生した場合、必要に応じ防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

第2 住民からの通報・問合せの処理

災害時には、吉見町内外の住民から多数の通報・問合せ電話が殺到する。
そのため、それらの通報・問合せへの対応を迅速・的確に処理する。
町の「住民からの通報・問合せの処理」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------|-----------------|
| 1 住民からの通報の処理 | 情報収集班、危機管理班、広報班 |
| 2 住民からの問合せの処理 | 情報収集班、危機管理班、広報班 |

1 住民からの通報の処理

住民から町（消防本部を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「情報収集班」は、以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。

■通報の処理

- | |
|--------------------------------------|
| ① 「情報収集班」は、住民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。 |
| ② 「情報収集班」は、「危機管理班」に通報処理簿を回付する。 |
| ③ 「情報収集班」は、必要に応じて通報処理簿を「関係各班」に回付する。 |
| ④ 「関係各班」は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。 |
| ⑤ 「危機管理班」は、通報処理簿のコピーを「広報班」に回付する。 |

☞【様式 14.2】『通報処理簿』参照

■処理の目的

- | |
|-----------------------------|
| ➤ 住民からの通報の蓄積及び共有化を図る。 |
| ➤ 特定部署への通報の殺到による業務の混乱を防止する。 |
| ➤ 「広報班」における広報情報の基礎資料を蓄積する。 |

2 住民からの問合せの処理

住民から町（消防本部を除く。）へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、以下のとおり処理する。

なお、電話による問合せに対しては、「情報収集班」が業務を行い、担当班への取次ぎを行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■問合せの処理

- ①「情報収集班」は、住民からの問合せを受け付け、担当班へ取次ぎを行うとともに、「危機管理班」へ伝達する。
- ②「危機管理班」は、把握した情報を集約し、「広報班」に伝達する。（住民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。）
- ③「危機管理班」及び「関係各班」は、住民に広報すべき情報、住民が必要としていると判断した情報を「広報班」に伝達する。

《注意》

◆災害時の役場窓口の一本化

問合せの処理が各部班の災害応急対策の妨げとならないよう、問合せの窓口を「情報収集班」で一本化する。

問合せへの回答は、問合せがあった時点で「危機管理班」が把握している情報をもとにすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

第3 災害情報の収集・共有・伝達

発災初期における被害状況の把握、特に人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な災害情報、被害情報の収集・共有・伝達を円滑に行う。

町の「災害情報の収集・共有・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------------------|------------------|
| 1 被害規模の目安の把握 | 危機管理班、連絡調整班 |
| 2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） | 連絡調整班、危機管理班 |
| 3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） | 連絡調整班、危機管理班 |
| 4 災害情報の収集・伝達 | 情報収集班、危機管理班、関係各班 |
| 5 被災者台帳の作成 | 町民支援班、危機管理班、関係各班 |
| 6 災害情報の共有 | 情報収集班、各班共通 |

1 被害規模の目安の把握

「危機管理班」は、非常体制の配備基準である震度5強以上の地震が発生した場合、埼玉県震度情報ネットワークシステムから得られる県内各市町村の震度情報、気象庁から発表される震源、マグニチュードに関する情報等を把握することにより、町及び隣接する市町村の被災状況、救援・救護をどの方面から求めるかなどを見極める。

2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）

（1）基本方針

町域内で震度5強以上の地震が発生した場合、「危機管理班」は、各部班及び関係機関から、町内の概括的な被害程度を把握し、災害対策本部長及び「連絡調整班」に報告する。

「連絡調整班」は、把握した情報の第1報を「発生速報」として、県災害オペレーションシステム等を用いて埼玉県に少なくとも発災後1時間を目途に報告することにより応援体制の早期確立を求める。埼玉県に報告できない場合は、内閣総理大臣へ直接報告する（災対法第53条第1項括弧書）。また、消防機関への通報が殺到した場合は、消防本部が上記にかかわらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■埼玉県への連絡先（災害オペレーションシステム等が使用できない場合）

| 被害速報 | | 確定報告 |
|-------|--|--|
| 勤務時間内 | 県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 85 (89) -200-951 FAX 85 (89) -200-950 | 県災害対策課 TEL 048-830-8181 FAX 048-830-8159 防災行政無線 TEL 85 (89) -200-951 FAX 85 (89) -200-950 |
| 勤務時間外 | 県危機管理防災部当直 TEL 048-830-8111 FAX 048-830-8119 防災行政無線 TEL 85 (89) -200-951 FAX 85 (89) -200-950 | |

なお、消防庁への連絡先は、「■消防庁への連絡先」（p3-11）を参照のこと。

「発生速報」報告後の情報収集・伝達は、「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」による。

☞【様式 14.4(1)】『発生速報』参照

(2) 情報を収集する際の留意事項

次に示す事項について、被害の発生の有無、対策の有無等の概況を第1報として報告する。

- 被害（火災、生き埋め等）の発生地域・地点
- 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所の開設、交通対策、送電中止、広域応援要請等）

3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

(1) 基本方針

概括的な被害程度の把握の後、「危機管理班」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。「連絡調整班」は、把握した情報を『経過速報』として県（災害対策本部川越支部（川越比企地域振興センター））（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時（おおむね2時間ごと）報告することにより応援体制の強化を求める。

☞【様式 14.4(2)】『経過速報』参照

(2) 留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を把握する。

4 災害情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集担当班

被害情報の収集担当班は、次頁に示すとおりである。

被害情報を収集した担当各班は、速やかに「情報収集班」へ情報を伝達する。

「情報収集班」は、報告を受けた情報を整理し、「危機管理班」へ伝達する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(2) 情報の収集・伝達

「危機管理班」は、情報分析を行うとともに、本部会議に報告する。本部会議は、被害情報等から判断して町の災害応急対策を決定し、各部へ指示、伝達する。

5 被災者台帳の作成

災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、町は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。

なお、災対法の一部改正に伴い、当該台帳の作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報の活用は可能と位置づけられた（災対法第90条の3及び第90条の4）。

6 災害情報の共有

「情報収集班」は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、その写しを随時各班、関係機関に回付し、情報の共有を図る。

また、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、町は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、情報を共有することに努める。

■ 共有情報

| |
|-----------------|
| ▶ 死者、行方不明者の発生地点 |
|-----------------|

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

- 要救出現場の発生地点
- 火災、崖崩れ等の発生地点
- 避難所の開設地点
- ヘリポート、物資輸送拠点
- 通行不能区間、交通規制地点
- 停電、断水区域 等

■被害情報等の収集担当班一覧

| 情報項目 | 被害内容 | 収集担当班 | 情報責任者 |
|----------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 人的被害 | 死者、負傷者、 行方不明者 | 町民支援班 保健医療班 消防部 | 町民係長 保健支援係長 — |
| 一般建築物被害・行方不明 | 全壊(全焼)、半壊(半焼)、 一部損壊、床上床下浸水 | 家屋調査班 | 課税係長 |
| 公共土木・建築施設等の 被害・復旧 | 道路・橋梁 ^{りょう} 、河川・水路等 | 道路等応急班 | 改良維持係長 |
| ライフライン施設の 被害・復旧 | 上水道 | 上水道班 | 上水道係長 |
| | 下水道 | 下水道班 | 下水道係長 |
| | ガス、電気、電話 | 危機管理班 | 危機管理係長 |
| 社会福祉施設の被害・復旧 | 社会福祉施設 | 福祉班 | 福祉係長 |
| 医療施設の被害・復旧 | 医療機関の被害 | 保健医療班 | 保健支援係長 |
| 環境衛生施設の被害・復旧 | ごみ・し尿施設 | 環境衛生班 | 環境衛生係長 |
| 商工業・農業の被害・復旧 | 商工業施設 | 商工班 | 商工観光係長 |
| | 農産物 | 農政班 | 農政係長 |
| 教育施設の被害・復旧 | 町立学校 | 教育総務班 | 総務係長 |
| | 社会教育施設 | 生涯学習班 | 生涯学習係長 |
| | 給食施設 | 給食班 | 給食センター係長 |
| | 文化財 | 生涯学習班 | 文化財係長 |
| 公共交通施設の被害・復旧 | 公共交通機関等 | 財務班 | 財務管理係長 |
| その他公共施設の被害・ 復旧 | 公共施設 | 施設管理者 | 施設管理者 |
| 火災等被害・復旧 | 火災及び 危険物等による被害 | 消防部 | — |

第4 広報活動

町及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに住民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、住民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックを未然に防止する。

町の「広報活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------|-----------------|
| 1 広報活動の方針 | 危機管理班、情報収集班、広報班 |
| 2 初動期の広報 | 広報班 |
| 3 要配慮者への広報 | 福祉班、広報班 |
| 4 報道機関への災害情報の提供 | 広報班 |

1 広報活動の方針

地震災害時における住民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を住民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人及び訪日外国人に配慮する。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、住民に周知するよう努める。

(1) 広報ルートの一元化

広報活動における情報を統一するために広報ルートの一元化を図る。

広報ルートは、原則として「危機管理班」及び「情報収集班」により情報収集したものを「広報班」が広報事項の収集・整理し、本部会議による広報内容の審査・決定を経て、「広報班」による広報の実施となる。

(2) 災害広報の方法

住民への広報は、防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE、広報車等を活用して実施する。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努める。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する住民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を効果的な広報手段を用いて、町民等（避難者・避難所外の被災者・町外避難者等）に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震直後の広報は、町からの直接的な広報（呼びかけ）が住民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

（1）初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、次に示す住民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 町災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- 電気、ガス、水道等の状況
- デマの防止に関する情報

3 要配慮者への広報

「福祉班」は、「広報班」と連携して、聴覚・視覚障がい者や外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な避難行動要支援者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。

（1）聴覚障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、視覚情報による広報が必要であることから、町は、掲示板への掲出、FAX、インターネット、緊急速報メールによる広報のほか、放送事業者への要請により文字放送や手話放送、テロップ付放送の実施に努める。

（2）視覚障がい者への広報

視覚障がい者に対しては、音声情報による広報が必要であることから、町は、広報車による広報やテレビ局、ラジオ局への協力要請を行うとともに、インターネットの情報提供の際に音声による伝達もできるよう努める。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、NPO・ボランティア等と密接な連携を図り、避難所への要員派遣、在宅の要配慮者への訪問活動により、広報を行う。

(3) 外国人への広報

外国人への情報伝達のため、外国語による広報を行う。また、報道機関へも県を通して外国語放送の協力を要請し、外国人に対し広報が行き届くよう努める。

4 報道機関への災害情報の提供

報道機関を通じて、災害情報を広報する場合は、以下のとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

「広報班」は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。

災害情報の提供に当たっては、個人情報の公開について十分に配慮の上、実施する。

また、放送を要請する場合、「広報班」は、県を通してNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対して行う。

なお、県への連絡が途絶するなどやむを得ない場合は、町から直接要請する。

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 町における避難に関する情報
 - ・避難指示等に関すること。
 - ・避難施設に関すること。
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること。
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ・電気、水道等の復旧に関すること。
- その他町民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）
 - ・給水及び給食に関すること。
 - ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
 - ・防疫に関すること。
 - ・各種相談窓口の開設に関すること。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、「広報班」を窓口にして対応する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第5 消防活動

「消防本部」及び「吉見分署」は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から町民の生命、財産を保護する。

町の「消防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------------|-----------|
| 1 火災に関する情報の収集・伝達 | 消防部 |
| 2 消防機関における消防活動 | 消防部、危機管理班 |
| 3 消防機関の応援要請 | 消防部 |
| 4 現場指揮本部の設置 | 消防部 |
| 5 町民、自主防災組織及び事業所の役割 | 関係団体等 |

1 火災に関する情報の収集・伝達

「消防部」を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。

2 消防機関における消防活動

(1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報を基に各機関で定められた方法により、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

(2) 自主防災組織、町民等に対する活動協力要請

「吉見分署」は、自主防災組織や町民に対して、出火防止・初期消火等に協力するよう「危機管理班」を通じて町防災行政無線（固定系）等により要請する。

(3) 消火活動

「吉見分署」及び「吉見消防団」は、以下の要領で消火活動を実施する。

■消火活動要領

- 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても、可能な限りの協力を得て連携し、火災防御活動を進める。

3 消防機関の応援要請

同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合、あるいは要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、以下のとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても、同様である。

■ 消防機関の応援要請手続手順

- ① 「消防分署」は、同時多発火災の事態が発生した場合、直ちに現場指揮本部を設置する。
- ② 現場指揮本部は、消防応援対策会議を開き、応援要請の可否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。
 - 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模
 - 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）
 - その他受援に必要な事項
- ③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を知事（県（統括部））に要請する。
- ④ 本部長は、県知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。

（2）応援要請の内容

知事（県（統括部））への応援要請の内容については、以下のとおりである。

■ 応援要請の内容

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害種別
- 人的・物的被害の状況
- 必要部隊の種別及び隊数
- 場外離着陸の状況
- 緊急消防援助隊の進出拠点
- 緊急消防援助隊の到着ルート
- その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

（3）受入体制

受入体制については、「本章 第1節 第5 3 応援の受入れ」（p3-27）を参照のこと。

4 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、「消防分署」は必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

5 町民、自主防災組織及び事業所の役割

町民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に以下の消防活動を行う。

(1) 町民

- ① 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は、電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、隣人等に大声で助けを求め消防機関に通報する。

(2) 自主防災組織

- ① 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- ② 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。
- ③ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- ④ 多数の住民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

(3) 事業所

- ① 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- ② 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ③ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、延焼防止に努める。
- ④ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導に当たっては、指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。
- ⑤ 危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第6 救急救助

大規模地震の発生時は、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関は共に連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

また、町に大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」や「茨城県南部地震」のような大規模地震では、消防機関、警察、自衛隊等の防災関係機関だけでなく、地域住民、自主防災組織、事業者等からのマンパワーの提供や土木建設業者等からは重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して、救出活動に当たる必要がある。

町の「救急救助」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|----------|
| 1 活動方針 | 消防部 |
| 2 活動要領 | 消防部、関係各班 |
| 3 災害救助法が適用された場合の事務 | 消防部 |

1 活動方針

「消防部」は、救助隊及び救急隊を編成し、町及び関係機関と連携して人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

2 活動要領

(1) 基本方針

「消防部」は、次に示す基本方針に従い救助及び救急活動を実施する。

■救急救助の基本方針

| 基本方針 | 内容 |
|---------------|---|
| 重傷者優先の原則 | 救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。 |
| 要配慮者優先の原則 | 傷病者の多数の場合は、要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等）の体力の劣っている者を優先する。 |
| 火災現場付近優先の原則 | 延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。 |
| 救助・救急の効率重視の原則 | 同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

| 基本方針 | 内容 |
|----------------|--|
| 大量人命危険対象物優先の原則 | 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を実施する。 |

(2) 活動内容

災害事故現場における救助及び救急活動は、次のとおりとする。

■救助及び救急の活動内容

- 傷病者の救出作業
- 傷病者の応急処置
- 傷病者の担架搬送及び輸送
- 救急医療品、資機材の輸送
- 現場救護所から常設医療機関への輸送
- 重傷病者等の緊急避難輸送

(3) 活動体制

① 発災初期の活動体制

地震発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は原則として、署所周辺の災害情報等の収集及び積載資機材の増強等を実施する。

② 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助・救急事象が多い場合は、救助・救急体制の確保を図る。

(4) 実施要領

① 救助・救急事象の把握

救助事象は、高所見張りでは発見が困難なので、出動職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

② 救出活動

倒壊家屋等により、自力で脱出をすることができない傷病者については、各種救助資機材及び人員を活用して救出にあたる。

■救出活動を要する現場に対する人員の確保

- 消防職員の確保
- 消防団員の確保
- 警察職員の派遣要請
「連絡調整班」は、警察署に対して警察職員の派遣を要請する。
- 自衛隊の派遣要請

「連絡調整班」は、緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出困難と認められる時は、県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

- 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察機関）の受入れ
- その他機関等からの人員の投入

地震被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、地域住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。「連絡調整班」は、企業、各種団体等に提供依頼をする。

- 医療機関との連絡協調

「保健医療班」は、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、比企医師会を通じ消防本部と消防組合に随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

③ 救出活動を要する現場に対する救出用資機材の投入

「道路等応急班」は、地震発生後直ちに吉見町建設業協会等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

④ 救出に従事する機関相互の連絡調整・役割分担・地域分担

消防本部は、町災害対策本部と連携して、次に示す連絡調整、役割分担及び地域分担等の円滑な実施に努める。

- 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通し合うとともに、「危機管理班」に提供要請を行う。
- 各救出従事機関は、自ら救出活動地域内において、消防団、自主防災組織、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- 救出活動の重複を避けるため検索済みのところは、分かるように印を付けておく。
- 「危機管理班」は、必要に応じて、消防、自衛隊等の総括指揮機関を検討する。

⑤ 応急救急処置

被災傷病者に対する止血法、鎮痛処置、創傷部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸法及び緊急処置等医療手術を受けるまで、傷病悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。

⑥ 担架搬送及び輸送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への緊急分散輸送を行う。また、傷病者の救急輸送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然とした態度で活動する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

⑦ 医療救護班の緊急配備要請

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等が不足したときは、医療救護班の緊急配備要請を行う。

⑧ 医療品及び資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、手術上必要な医薬品、資機材、血液、血清等が不足したときは、緊急輸送を行う。

⑨ 消防団、自主防災組織、地域住民への協力要請

救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び地域住民に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

(5) その他の注意事項

その他の注意事項としては、次のとおりである。

- 救出した負傷者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。
- 負傷者多数の場合は、その状況を消防本部に通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を消防本部と協議して決定する等適宜、臨機応変の処置を行うものとする。
- 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了した場合は、他の被災地への出動体制を速やかにとるものとする。
- 長時間下敷きになった被災者に対しては、「クラッシュシンドローム」発症の可能性を考慮し、救出する。

《参考》

◆クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

災害時の建物等の倒壊で崩れたがれき、家具等の下敷きになり長時間体を圧迫された人が無事救出され、ひどい外傷もなく意識もあるため打撲などの軽傷と思われていた矢先に容態が急変し、様々な症状を訴え、死に至ることもある症候をクラッシュシンドロームという。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、「消防部」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行う。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 被災者救出状況記録簿
- 被災者救出用関係支払い証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第7 医療救護

町は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災した町民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。

町の「医療救護」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|---------------------|
| 1 医療施設の被災情報等の収集 | 保健医療班、危機管理班、広報班、消防部 |
| 2 初動医療体制 | 保健医療班、消防部 |
| 3 負傷者等の搬送体制 | 保健医療班、消防部 |
| 4 被災医療機関への支援 | 保健医療班 |
| 5 医薬品等の確保 | 保健医療班 |
| 6 応援の受入れ | 保健医療班 |
| 7 災害救助法が適用された場合の事務 | 保健医療班、危機管理班 |

1 医療施設の被災情報等の収集

「保健医療班」は、医療に関する情報の拠点として、町内医療機関の被災状況や空き病床数等の情報収集を行う。

■医療に関する情報の収集・共有・広報手順

- | |
|--|
| <p>① 「保健医療班」は、町内の医療機関に関する以下の情報を収集する。</p> <ul style="list-style-type: none">・被災状況（電気、通信などライフラインの状況を含む。）・稼働状況・入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）・外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）・血液、医薬品、資機材の状況・医師、看護師等医療スタッフの状況 |
| <p>② 「消防部」は、以下の情報を把握し、「危機管理班」に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none">・要救助現場に関する情報・救急車の稼働状況・119番通報の状況 |
| <p>③ 「保健医療班」は、以下の情報を「危機管理班」から入手し、把握する。</p> <ul style="list-style-type: none">・特に甚大な被害を受けている地区の状況・道路交通の状況（交通規制、渋滞）・使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況 |

- | |
|--|
| ④ 「保健医療班」は、把握した情報を随時、医療機関、「消防部」、「危機管理班」に伝達するとともに、照会があればそれに応じる。 |
| ⑤ 「危機管理班」は把握した情報のうち、町民等に広報すべき情報を「広報班」を介して広報する。 |

2 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものである。発災直後は、交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とし、避難所等に医療救護所を開設し、関係機関により編成された医療救護班が応急医療活動を実施する。

(1) 初動医療体制の整備

町は、医療救護班の派遣を要すると判断した時には、比企医師会に派遣要請を行い、「保健医療班」は、初動医療体制として比企医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班を編成する。

特に、大規模地震により多数の傷病者が発生した場合、原則として傷病者の救護は、町内の医療機関等の施設を利用して行うが、軽傷病者については避難所等に設置された医療救護所をもって充て、医療救護班を派遣する。

また、町の応急救護の能力を超えた医療救護が必要となった場合は、県及びその他の関係機関に協力を要請する。

医療救護班及び医療ボランティアなどの応援の受入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受入れに当たって、以下の点に努める。

■ 応援の受入れ

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 必要な情報の提供➤ 受入場所（医療救護所）に関する調整➤ 物資、資機材等の支援➤ 宿舍等の支援 |
|--|

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

① 救急隊の活動内容

「消防部」の救急隊は、災害現場で治療の優先度の高い傷病者から町内の救護医療機関まで搬送する。その他の傷病者に対しては、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、救護医療機関へ搬送する。

② 医療救護班の活動内容

医療救護班は、消防部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、後方の収容施設に速やかに搬送する。

■ 医療救護班の活動内容

- 診察
- 傷病者に対する応急処置
- トリアージの実施
- 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 医薬品等の支給
- 看護
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給
- 助産救護
- 死亡の確認
- 後方の救護医療機関等への搬送要請
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

☞【資料 8.1】『トリアージタッグ』参照

(3) 精神科救急医療の確保

「保健医療班」は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(4) 医薬品等の調達

「保健医療班」は、災害の規模に応じて、比企医師会、県薬剤師会東松山支部等の協力を得て、卸売組合・業者等から医療及び助産に必要な医薬品及び医療用資機材等を調達する。

なお、大量の医薬品、医療用資機材等を扱う必要がある場合は、「危機管理班」と協議の上、集積拠点を定め、効率的な運搬に努める。

| 区分 | 内容 |
|---------|---------------------------------|
| 医薬品等の搬送 | 医薬品等の搬送は、救護所の設置とあわせて「保健医療班」が行う。 |

| 区分 | 内容 |
|-------|--|
| 血液の供給 | 医療救護活動において血液が必要な場合、埼玉県赤十字血液センターに要請するとともに、埼玉県に報告する。 |

3 負傷者等の搬送体制

負傷者等の救護医療機関への一次搬送及び後方医療機関への二次搬送は、次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため、原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

■一次搬送の方法

- 「保健医療班」が消防部に配車・搬送を要請する。
- 公用車、町内救護医療機関又は医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 医療救護所の班員、消防職員などにより担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て、搬送する。

(2) 救護医療機関の受入要請

「保健医療班」及び消防部は、「1 医療施設の被災情報等の収集」で収集した救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数等の情報に従い、各医療機関に収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

また、負傷者が一箇所の医療機関に集中しないように配慮する。

(3) 二次搬送方法

次の体制により、二次搬送を実施する。

■二次搬送の方法

- 町内救護医療機関で対応できない傷病者の町外・県外の高度医療機関への搬送は、「保健医療班」及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 後方医療機関へ緊急に搬送する必要がある場合は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の要請を行う。

☞【資料 9.2】『緊急時ヘリコプター離発着場及び災害派遣部隊等の活動拠点』参照

(4) 後方医療機関への受入要請

本部長（「連絡調整班」）は、埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村等へ要請し、町外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

4 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講じる。

ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資機材の不足等で機能が低下した場合は、「保健医療班」に連絡し、協力を仰ぐ。

「保健医療班」は、東松山保健所に協力を仰ぎながら、積極的にこれに協力する。

5 医薬品等の確保

「保健医療班」は、災害の規模に応じて、比企医師会、比企郡市歯科医師会、東松山薬剤師会等の協力を得て、業者等から医薬品等を調達する。

6 応援の受入れ

医療救護班及び医療ボランティアの応援の受入れは、「保健医療班」を窓口として行う。

「保健医療班」は、受入れに当たって以下の点に努める。

- 必要な情報の提供
- 受入場所（医療救護所）に関する調整
- 物資、資機材等の支援
- 宿舍等の支援

7 災害救助法が適用された場合の事務

「保健医療班」は、災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

■医療関連

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 救護班活動状況
- 病院診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

■ 助産関連

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 助産台帳
- 助産関係支出証拠書類

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第8 緊急輸送道路の確保

災害時の制約された条件下で緊急輸送道路の応急復旧を効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を実施する。

町の「緊急輸送道路の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------|--------------------|
| 1 道路の被害状況の把握 | 道路等応急班、危機管理班、情報収集班 |
| 2 交通規制 | 道路等応急班、連絡調整班、広報班 |
| 3 道路啓開等 | 道路等応急班 |
| 4 緊急輸送道路の応急措置 | 道路等応急班、環境衛生班、連絡調整班 |

1 道路の被害状況の把握

町及び県は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している（「■町指定の緊急輸送道路」（p2-34）、「■県指定の緊急輸送道路（町関連）」（p2-35）参照）。

「道路等応急班」は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を速やかに調査するとともに、被害状況を「危機管理班」に報告する。

また、「情報収集班」は、住民等からの通報を受けた場合、「道路等応急班」及び「危機管理班」に報告する。

■各道路管理者と連絡先

| 対象道路 | 連絡先 | 電話 |
|------|-------------------|--------------------------------------|
| 県道 | 東松山県土整備事務所 道路環境担当 | Tel 0493-22-2335 Fax 0493-21-1214 |

2 交通規制

「連絡調整班」は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、「連絡調整班」が、県公安委員会（警察署）に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。

「道路等応急班」は、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施すとともに、「広報班」へ道路の被害状況及び交通規制状況の広報を要請する。

3 道路啓開等

道路管理者（東松山県土整備事務所、町）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 緊急輸送道路の応急措置

（1）応急措置の実施

「道路等応急班」は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、町内の建設業者の協力を得て、緊急輸送道路の応急措置を行う。

なお、町内の県道については、東松山県土整備事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。

- 消火活動、救出活動上重要な道路
- 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- 広域応援受入れ上必要な道路

（2）応援要請

「道路等応急班」は、被害甚大で、町内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の派遣要請は「連絡調整班」が実施する。）。

（3）廃棄物の処理

「環境衛生班」は、緊急輸送道路の応急措置により発生した廃棄物については、「道路等応急班」と協議して適切に処理する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第9 緊急輸送体制の確保

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送体制を速やかに確保する。

町の「緊急輸送体制の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------|------------|
| 1 車両の確保 | 財務班、物資調達班 |
| 2 ヘリコプターの確保 | 連絡調整班、関係各班 |
| 3 小型船舶の確保 | 連絡調整班、関係各班 |
| 4 物資拠点の開設、運営 | 物資調達班、関係各班 |

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

① 確認申請の準備

町内において震度5強以上の地震が発生した場合、「財務班」は、交通規制の実施に備え事前に届出をした緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

② 確認申請

交通規制が実施された場合、「財務班」は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。交付を受けた標章、証明書は当該車両前面の見やすい場所に掲示する。

(2) 輸送車両の確保

町有車両については、原則として「関係各班」が「財務班」と調整して各々確保することとするが、不足する場合は「物資調達班」が、社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部等に要請し、民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、町内取扱業者の協力を得て、実施する。

☞【資料 2.14】『災害時における物資の輸送に関する協定書』参照

☞【資料 2.15】『災害時における燃料の供給に関する協定書』参照

☞【資料 2.16】『災害時における燃料の供給に関する協定書』参照

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は、以下によりヘリコプターを確保する。

■ヘリコプター要請の手順

- | |
|---|
| ① 「関係各班」は、ヘリコプターを確保する場合、「連絡調整班」に県への応援要請を依頼する。 |
| ② ①の要請を受けた「連絡調整班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入れ・調整は、「連絡調整班」が行い、ヘリポートの管理は、施設管理者が行う。 |

3 小型船舶の確保

「関係各班」は、輸送手段としてボート等小型船舶が効果的と判断された場合、以下により船舶を確保する。

■小型船舶要請の手順

- | |
|--|
| ① 「関係各班」は、自衛隊及び船舶所有者の保有する船舶を確保する場合、「連絡調整班」に応援要請を依頼する。 |
| ② 要請を受けた「連絡調整班」は、県に対し自衛隊への派遣要請を依頼する。また、船舶所有者に対して協力を要請する。 |

4 物資拠点の開設、運営

町は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第10 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・構造物等の二次災害及び危険物漏えいや水害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

町の「二次災害の防止」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 建築物・構造物の二次災害防止 | 住宅応急班、道路等応急班、危機管理班 |
| 2 民間建物の被災建築物応急危険度判定 | 住宅応急班 |
| 3 水害の防止 | 道路等応急班、関係各班 |
| 4 土砂災害の防止 | 危機管理班、道路等応急班、農政班、関係各班 |
| 5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動 | 消防部 |
| 6 二次災害防止のための住民への呼びかけ | 広報班、危機管理班 |

1 建築物・構造物の二次災害防止

(1) 避難所施設の点検

避難所施設の点検は、以下に示す手順で実施する。

■避難所施設の点検手順

- | |
|---|
| ① 「住宅応急班」は、指定避難所に対して建築士会等の協力を得て、点検体制を整える。 |
| ② 指定避難所の施設管理者は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、「危機管理班」に対して重点的な点検を要請する。 |
| ③ 「危機管理班」は、「住宅応急班」に当該施設の点検を要請する。 |
| ④ 「住宅応急班」は、当該施設の点検を行うとともに、その他の避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。 |

(2) 町有施設の点検及び避難対策・応急対策

町有施設の点検及び避難対策・応急対策は、以下に示す手順で実施する。

■町有施設の点検及び避難対策・応急対策手順

- | |
|--|
| ① 町有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く。）は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、「危機管理班」に対して専門職員による点検を要請する。 |
| ② 「危機管理班」は、「住宅応急班」に当該施設の点検を要請する。 |

③ 「住宅応急班」は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、建築士会、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(3) 町所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

「道路等応急班」は、地震後の町の所管する道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は、応急措置を実施する。この際、必要に応じて町内の建設業者や県等に応援を求める。

(4) 空家に対する応急対策

「住宅応急班」は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 民間建物の被災建築物応急危険度判定

「住宅応急班」は、地震による被害状況を勘案し、建築物の被災建築物応急危険度判定の必要性を決定する。被災建築物応急危険度判定を実施すると決定した場合は、町判定実施本部を設置し、町内の被災建築物応急危険度判定士の応援を要請するとともに、県に支援を要請する。

また、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、宅地危険度判定の必要性を決定する。宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、町判定実施本部を設置し、町内の宅地危険度判定士の応援を要請するとともに、県に支援を要請する。判定作業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

■判定作業実施に際しての留意事項

- 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- 判定作業は2名以上（1級建築士を1名以上含む。）のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- 出勤に当たって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- 建築学会等民間団体の協力の申出があった場合は、「住宅応急班」が効果的な活動のために必要な調整を行う。

■応急危険度判定士の参集から解散まで

| 順番 | 実施手順 | 実施内容 |
|----|------|-----------------------|
| ① | 受付 | 判定実施本部へ氏名・登録番号等の申告 |
| ② | 班分け | 判定実施本部から班分けの発表、班ごとに集合 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

| 順番 | 実施手順 | 実施内容 |
|----|-----------------------|---|
| ③ | 班長に対するガイダンス 資機材の配布 | 班長は所定の場所に集合し、判定実施本部からの説明を受け、資機材を受け取る |
| ④ | 出 動 | 準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出動 |
| ⑤ | 判 定 | 判定調査票記入マニュアルに従い、判定活動に従事 |
| ⑥ | 報 告 | 班長にその日の判定結果を報告し、判定調査票を提出 班長は結果を集計し、判定実施本部へ報告 |
| ⑦ | 解散・宿泊地への移動 | 判定実施本部又は班長の指示により、解散又は宿泊地へ移動 |

☞【参考資料】「応急危険度判定マニュアル」

☞【参考資料】「応急危険度判定士業務マニュアル」

3 水害の防止

地震後の水害を防止するため、「道路等応急班」及び「関係各班」は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、住民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

■水害防止活動

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| 点検及び 応急措置 | 「道路等応急班」は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて町内の建設業者等の協力を得る。 |
| 避難の呼びかけ 又は指示 | 地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。 |
| 応援要請 | 町長（「連絡調整班」）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。 |

4 土砂災害の防止

地震により河川、ため池等が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急対策を行う。

なお、土砂災害防止法の警戒区域等の指定を受けた区域に対しては、地震等により地形等に変化が表れていないかなど早期に現地を確認し、危険が予想される場合は、「本節 第11 避難活動」（p3-76）に従い避難体制をとる。

■土砂災害への防止対策

| 対策事項 | 内容 |
|-----------|--|
| 河川施設応急対策 | 堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。 |
| 急傾斜地等応急対策 | 急傾斜地については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。 |
| ため池応急対策 | ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。 |

☞【資料 4.1】『土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定一覧』参照

☞【資料 4.2】『急傾斜地崩壊危険箇所一覧』参照

☞【資料 4.3】『ため池一覧』参照

5 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

「消防部」は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む。）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、住民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

■二次災害防止活動対象施設

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 危険物施設 ➤ ガス施設 ➤ 毒劇物施設 ➤ クリーニング施設 ➤ その他危険物には満たない指定可燃物施設等 |
|--|

6 二次災害防止のための住民への呼びかけ

「広報班」は、「危機管理班」からの情報により、二次災害防止のため住民への注意・呼びかけが必要な事項については、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」（p3-51）に従って広報活動を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第11 避難活動

災害のために被害を受ける場合、又は受けるおそれがある場合、住民に対して避難指示及び避難誘導を行うとともに、避難所の開設を迅速に進める。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

町の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1 避難に関する状況把握 | 危機管理班、道路等応急班、住宅応急班、消防分署 |
| 2 避難の指示、警戒区域の設定 | 危機管理班、広報班 |
| 3 避難誘導 | 危機管理班、福祉班、関係各班 |
| 4 避難所の開設 | 教育総務班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、保育班、危機管理班 |
| 5 避難者名簿の作成 | 教育総務班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、保育班 |
| 6 広域避難 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 7 避難所外避難者対策 | 危機管理班、保健医療班 |
| 8 避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 | 保健医療班 |

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■ 避難に関する状況把握の手順

| |
|---|
| ①「消防分署」は、火災及び危険物施設の状況等を把握し「危機管理班」に報告する。 |
| ②「道路等応急班」は、道路、橋梁 ^{りょう} 、河川等の状況を「危機管理班」に報告する。 |
| ③「住宅応急班」は、点検を行った建築物（特に避難所）の状況を「危機管理班」に報告する。 |
| ④「危機管理班」は、東松山警察署と被害状況等の情報を交換する。 |
| ⑤「危機管理班」は、①～④の情報を整理し、避難の指示、警戒区域の設定等避難の必要性を本部会議に要請する。 |

2 避難の指示、警戒区域の設定

(1) 手順

「危機管理班」から「1 避難に関する状況把握」に関する情報の報告を受けた本部長は、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定を行う。

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合は、町防災行政無線（固定系）、緊急速報メール、町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な住民への伝達に努める。

なお、警察官、自衛官等にも避難の指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、「危機管理班」はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

■避難の指示の実施責任者

| 実施者 | 災害の種類 | 要件 | 根拠 |
|--------------------------------------|-------|---|----------------|
| 町長（町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事） | 災害全般 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。 | 災対法第60条 |
| 警察官 | 災害全般 | 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。 | 災対法第61条 |
| | | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。 | 警察官職務執行法第4条第1項 |
| 知事、その命を受けた職員又は水防管理者 | 洪水 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 | 水防法第29条 |
| 知事、その命を受けた職員 | 地すべり | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。 | 地すべり等防止法第25条 |
| 災害派遣を命じられた部隊の自衛官 | 災害全般 | 災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。 | 自衛隊法第94条 |

■警戒区域の設定権者

| 設定権者 | 災害の種類 | 内容（要件） | 根拠 |
|------|-------|---|-------------|
| 町長 | 災害全般 | 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災対法第63条第1項 |
| 警察官 | 災害全般 | 同上の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災対法第63条第2項 |
| | | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。 | 警察官職務執行法第4条 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

| 設定権者 | 災害の種類 | 内容（要件） | 根拠 |
|----------------------|---------------|---|-----------------------|
| 知事 | 災害全般 | 県の地域に係る災害が発生した場合において、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 災対法第73条第1項 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | 災害全般 | 町長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にはいない場合。 | 災対法第63条第3項 |
| 消防吏員又は消防団員 | 水災を除く 災害全般 | 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。 | 消防法第36条において準用する同法第28条 |
| 消防団長、消防団員又は消防機関に属する者 | 洪水 | 水防上緊急の必要がある場所において。 | 水防法第21条 |

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

■避難の指示等について

| 区分 | 内容 |
|--------------------|---|
| 高齢者等避難 (警戒レベル3) | 災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。 |
| 避難指示 (警戒レベル4) | 災対法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。 |
| 緊急安全確保 (警戒レベル5) | 災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（すなわち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。 |

資料) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）（令和3年5月）

■警戒区域の設定について

| 区分 | 内容 |
|---------|---|
| 警戒区域の設定 | 災対法第63条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危 |

| 区分 | 内容 |
|----|---|
| | 険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 |

(2) 住民等への伝達内容

避難の指示、警戒区域の設定を行う場合の住民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 差し迫っている具体的な危険予想 ▶ 避難対象地区名 ▶ 避難日時、避難先及び避難経路 ▶ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等） <ul style="list-style-type: none"> ・火気等危険物の始末 ・2食程度の飲料水、食料及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯 ・素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用 ・隣近所そろって避難すること等 |
|--|

なお、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

(3) 関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、町、消防本部、警察署、県知事、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱を来さないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、「危機管理班」はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、住民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課に災害経過速報（「本章第2節 第2 住民からの通報・問合せの処理」（p3-45）参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災対法第60条）。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の指示が発せられた場合、「危機管理班」は、消防署員及び消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、避難所等安全な場所に住民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者等の要配慮者及び必要な介護者② 一般住民③ 防災従事者 |
|---|

(3) 誘導方法及び輸送方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 避難経路の明示➤ 避難経路中の危険箇所の事前伝達➤ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置➤ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用➤ 出発、到着の際の人員確認➤ 自力立退きが不可能な避難者に対する車両輸送（状況に応じて県へ応援要請を行う）➤ 警察官等による現場警戒区域の設定 |
|---|

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、「福祉班」は、消防署員、消防団員、民生委員・児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4 避難所の開設

震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合や災害等により被害を受けるおそれがある場合、避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設する。また、災害発生の不安により、住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、町外のホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、町ホームページ、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

その際の手順は、以下のとおりである。

■勤務時間内に発災した場合

| 順番 | 実施内容 |
|----|---|
| ① | 災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者又は連絡調整員は、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。 |
| ② | 異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者又は連絡調整員は、「危機管理班」に報告する。 (※点検が終了するまでは、避難者を校庭等に待機させておく。) |
| ③ | 異常がある場合は、「危機管理班」に報告し、指示を仰ぐ。 |
| ④ | 「避難所担当各班」は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する。 |

■勤務時間外に発災した場合

| 順番 | 実施内容 |
|----|---|
| ① | 連絡調整員は、所定の避難所施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。 |
| ② | 以降は、「■勤務時間内に発災した場合」の②～④と同様とする。 |

☞【参考資料】「避難所立ち上げマニュアル」

☞【参考資料】「避難所運営マニュアル」

5 避難者名簿の作成

「福祉健康部」及び「教育部」の各班は、避難所を開設した場合、避難住民等の協力を得て、避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

また、名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

6 広域避難

(1) 県内他市町村及び他都道府県への避難

大規模災害発生時には、避難生活が長期化することが考えられる。町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所及び避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては、県内他市町村と直接協議する。また、他都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他都道府県の市町村に協議する。

(2) 町外からの避難者の受入れ

町は、防災協定を締結している市町村の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

町は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める（「第2編 第1章 第2節 第5 1 避難所等の指定（6）周辺市町村との避難所利用に係る協定」（p2-28）参照）。

(3) 関係機関の連携

町、県、国、指定行政機関、公共機関並びに事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

7 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者及びやむを得ず車中泊（車中避難）を行う避難者に係る情報の把握に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に、車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等に努める。

8 避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

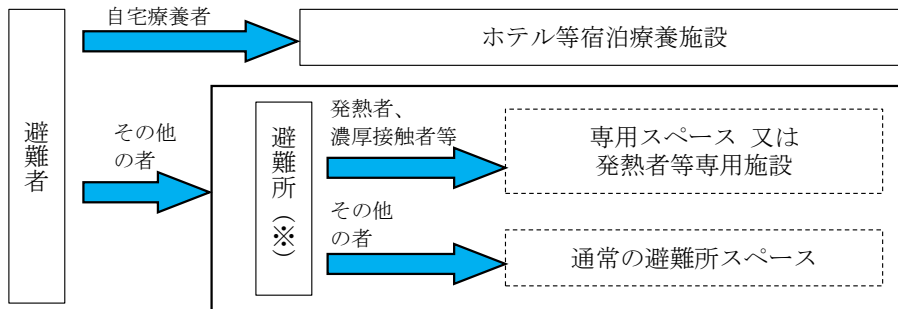
新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、保健医療班、環境衛生班が連携し、主に以下の対策を取る。

また、救援期における対策は、「本章 第3節 第4 防疫及び保健衛生 1 防疫活動（2）感染症対策」（p3-125）を参照のこと。

(1) 健康状態に合わせた避難場所の確保

避難者の健康状態に合わせ、次のとおり避難場所の確保を実施する。

■健康状態に合わせた避難場所の確保



※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（余裕教室の活用等）の確保を検討する。

(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では余裕教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

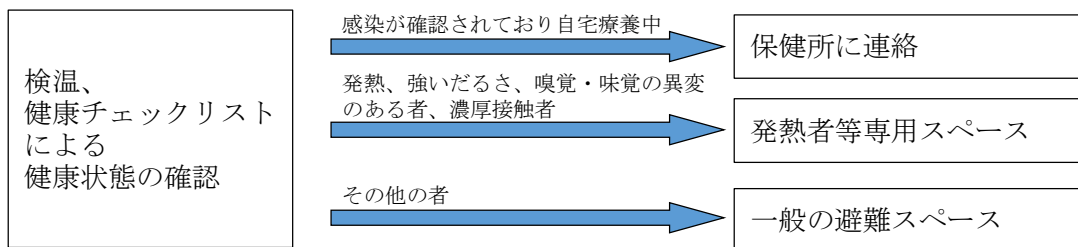
地域の実情に応じて町外のホテル・旅館等の活用を検討する。

(3) 避難所受付時のフロー

避難所受付時のフローを次に示す。

なお、受付時の密集を避けるため、町では、事前に避難者の氏名や連絡先などを記入する「避難者カード」の事前配布など、密にならない対策等を講じている。

■避難所受付時のフロー



(4) 避難所レイアウトの検討

世帯間でおおむね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

また、避難者のスペースとして、1人当たり4㎡のスペースの確保するよう検討する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

(5) 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(6) 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは、可能な限り個室とするとともに、専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーテーション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン及び動線を分けるよう検討する。

(7) 物資・資材の確保

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーテーション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(8) 自宅療養者の対応

保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む。

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は、保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

避難が必要な場合は、保健所の指示により町外のホテル・旅館等の宿泊療養施設に避難する。

自宅療養者が避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局間で避難所の運営に必要な情報を共有する。

(9) 住民への周知

広報紙、町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等を活用し、以下の避難行動を開始する際の感染症対策を住民に周知する。

■住民への周知

- ▶ 自宅で安全を確保できる場合は、在宅避難を検討すること。
- ▶ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ▶ マスク、消毒液等の衛生用品など避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等。

(10) 感染症対策

避難所等における主な感染症対策を以下に示す。

■感染症対策

- ▶ 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- ▶ 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ▶ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

（11）発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間、当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第12 給水活動

町は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得ることができない場合は、生命維持等に必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

町の「給水活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|---------------|
| 1 被害状況の把握 | 上水道班、危機管理班 |
| 2 給水体制の確立 | 給水班、保健医療班、福祉班 |
| 3 広報 | 給水班、広報班 |
| 4 施設の応急復旧 | 上水道班 |
| 5 応援要請及び受入れ | 上水道班、連絡調整班 |
| 6 災害救助法が適用された場合の事務 | 上水道班 |

1 被害状況の把握

「上水道班」は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握し、「危機管理班」へ報告する。

2 給水体制の確立

給水は「給水班」が実施し、その方法等は以下のとおりとする。

(1) 給水方針の決定

給水需要の程度や給水施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度等を参考にして、給水方針を決定する。

① 実施責任者

被災者に対する飲料水の応急供給の実施は、原則として町が行う。

ただし、町で対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援の要請及び資機材等の借入あっせん要請を行う。

② 給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

また、緊急を要する医療機関及び特別な配慮が必要な要配慮者（特に、乳幼児や高齢者等）への給水については、「保健医療班」及び「福祉班」と連携して実施する。

③ 給水量

給水量は、災害発生から3日までは、1人1日約3リットル、4日目以後は約20リットルを目標とする（「■一日当たりの給水目標」（p2-46）参照）。

これは、飲料水及び炊事のための水を合計したものであり、期間は、原則として7日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

（2）水の確保

発災後は、次に示す水源により水を確保するとともに、必要に応じて次に示すその他の水源についても利用する。

それでも確保できない場合は、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 配水場➤ その他の水源<ul style="list-style-type: none">・ 埼玉県施設の利用 埼玉県吉見浄水場に貯留する水を当該管理者と調整により水源として利用する。・ 受水槽等の利用 小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を当該管理者の了解を得て、水源として利用する。・ 井戸等の利用 個人所有の井戸や小中学校のプール等比較的汚染が少ない水源について、浄水機により浄水し、水源として利用する。 |
|--|

（3）給水方法

給水は、仮設共用水栓の設置による仮設給水方式（仮設の水栓を設置して給水するもの）と給水容器による運搬給水方式を併用するが、全町的で大規模な被害の場合は長期間の断水が懸念されるので、仮設給水方式での給水を可能な限り拡大する。

① 指定給水場所での給水

「給水班」は、自主防災組織や自治会と連携、協力の上、指定給水場所において、被災者等に給水する。

② 拠点給水場所からの給水

「給水班」は、拠点給水場所である受・配水場の配水池から周辺住民に給水する。また、配水池から給水車、給水タンクなどに取水し、被災者及び医療機関等に給水する。

③ 医療機関等への優先給水

医療機関、公的施設、防災関係機関等の重要施設から、応急給水の要請があった場合は、給水車により優先的に給水する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

④ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。

そのため、「福祉班」は、給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや自主防災組織に要配慮者への支援を求める。

(4) 給水用資機材

応急給水に使用する資機材は、備蓄倉庫等に備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

3 広報

「給水班」は、応急給水の実施状況、給水所の設置状況について「広報班」を通じて被災住民に広報活動を行うとともに、指定場所及びその周辺に『給水所』と記載した掲示物を周囲に分かりやすいように表示等する。

■ 広報事項

- 水道施設の被害状況
- 断水等の状況
- 応急給水の現状と見通し
- 指定給水場所及び拠点給水場所の状況
- その他必要と認める事項

4 施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

震災時における応急給水は、断水状況や水源状況を的確に把握し、迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

「上水道班」は、取水及び導水の機能の確保を図り、浄水場から避難所等に至る基幹管路の復旧を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

(3) 資機材の調達

応急復旧資機材は、町備蓄分のほか、関係機関（他市町村、日本水道協会等）及び関係業者から調達する。

5 応援要請及び受入れ

町の保有する能力では前項の「2 給水体制の確立から4 施設の応急復旧」についての活動を迅速・的確に実施することが困難な場合、県（自衛隊）、日本水道協会等に応援要請を行う。

なお、応援の受入れについては、「本章 第1節 第5 広域応援要請」（p3-24）により行う。

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用された場合、「上水道班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」の範囲内において町が県に請求できる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 救助実施記録日計票➤ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿➤ 飲料水の供給簿➤ 飲料水供給のための支払証拠書類 |
|---|

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第13 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を供給する。

町の「食料の供給」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 給食需要及び能力の把握 | 物資調達班、農政班、福祉班、保育班、教育部、危機管理班 |
| 2 食料の確保・輸送 | 物資調達班、連絡調整班、農政班、給食班 |
| 3 災害救助法が適用された場合の事務 | 給食班、物資調達班、農政班、危機管理班 |

1 給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者及び在宅の高齢者や障がい者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行う。

給食需要及び能力の把握は、次により行う。

■給食需要及び能力把握の手順

- | |
|--|
| <p>① 「避難所担当職員」は、以下の点を「避難所運営責任者」から把握し「情報収集班」に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 避難所に避難した者の数 (特に、ミルクを必要とする乳児数、給食に配慮を要する食物アレルギーやそしゃく・えんげ困難者等の要配慮者数を把握する。)➤ 避難所施設の自炊能力➤ 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数➤ その他避難所での食料供給に関して必要な事項 <p>② 「情報収集班」は、「物資調達班」に回付する。「物資調達班」は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては、以下の方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 備蓄食料の供給➤ パン、弁当等の確保➤ 給食センター等での炊き出し➤ 避難所での炊き出し➤ 自衛隊の災害派遣による炊き出し➤ 県及び他市町村からの食料の調達 |
|--|

➤ 米穀の調達

2 食料の確保・輸送

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は、次により行う。

(1) 町備蓄食料の供給

町が備蓄倉庫に備蓄している食料の供給は、以下のように実施する。

■町備蓄食料供給の手順

- ① 「物資調達班」は、町備蓄食料の供給が必要と判断した場合は、「危機管理班」の協力を得て、備蓄倉庫の開放を行う。
- ② 「物資調達班」は、備蓄倉庫から食料を各避難所に輸送する。また、必要に応じて民間輸送業者等の協力を得る。

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、以下のように実施する。

■パン、弁当等確保の手順

- ① 「物資調達班」は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、「連絡調整班」の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。
- ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は、(1)と同様に輸送する。

(3) 給食センター等での炊き出し

給食センター等での炊き出しは、以下のように実施する。

■給食センターでの炊き出しの手順

- ① 「物資調達班」は、給食センター等での炊き出しが必要となった場合、「給食班」に報告する。
- ② 報告を受けた「給食班」は、「農政班」と協力して食材の確保を行い、給食センター等での炊き出しを実施する。
- ③ 「給食班」は、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを実施する。

(4) 避難所での炊き出し

避難所での炊き出しは、以下のように実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■避難所での炊き出し手順

- | |
|--|
| ① 避難所担当職員は、避難所での炊き出しが可能となった場合は、避難所での炊き出しを実施する。 |
| ② 炊き出しのため、食材、食器、調理器具等が必要な場合は、「物資調達班」及び「農政班」に対してその調達を要請する。 |
| ③ 「物資調達班」及び「農政班」は、②の要請を受けた場合、必要な物資を調達する。 LPガスについては、（一社）埼玉県LPガス協会東松山支部の所属店舗を通じて調達する。 |
| ④ 避難所での炊き出しに当たっては、必要に応じて自主防災組織及びボランティアの協力を受ける。 |

☞【参考資料】「避難所の炊き出しに関するマニュアル」

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

自主防災組織やボランティアによる炊き出しだけでは対応が困難と判断した場合、「連絡調整班」は、自衛隊による炊き出しを要請する。

(6) 県及び他市町村からの食料の調達

町のみで食料を確保することが困難な場合は、「連絡調整班」が県及び他市町村に食料の供給を要請する。

集積拠点から給食センター及び避難所への輸送は、「連絡調整班」が行い、必要に応じて民間輸送業者等の協力を得る。

(7) 米穀の調達

「農政班」は、米穀の調達が必要な場合、以下により調達する。

① 埼玉中央農業協同組合を通じた調達

埼玉中央農業協同組合に対して協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は、原則として、埼玉県農業共済組合に要請するものとするが、これが難しい場合は、(1)と同様に輸送する。

② 県を通じた調達

①のみでは不足する場合、知事に調達を要請する。

また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立化し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

(8) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

関係各班は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

物資調達・輸送調整等支援システムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステムで、都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有できるよう開発され、令和2年度より運用が開始されている。

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、「給食班」（「物資調達班」及び「農政班」も協力）は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 救助実施記録日計票➤ 救助の種目別物資受払状況➤ 炊き出し給与状況➤ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類➤ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等 |
|---|

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第14 生活必需品等の供給・貸与

地震による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を給与又は貸与する。

町の「生活必需品等の供給・貸与」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|-------------------|
| 1 生活必需品等の需要の把握 | 物資調達班、情報収集班、危機管理班 |
| 2 生活必需品等の調達・輸送 | 物資調達班、連絡調整班、福祉班 |
| 3 災害救助法が適用された場合の事務 | 物資調達班、危機管理班 |

1 生活必需品等の需要の把握

「避難所担当職員」は、生活必需品等の需要（品目、数）を把握し「情報収集班」に報告する。

「情報収集班」は、「物資調達班」に各避難所の生活必需品等の需要を伝達する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。

- 寝 具 … 毛布、タオルケット、布団等
- 外 衣 … 洋服、作業衣、子ども服等
- 肌 着 … シャツ、パンツ等の下着類
- 身の回り品 … タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘、マスク等
- 炊事用具品 … 鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
- 食 器 … 茶碗、皿、はし等
- 日 用 品 … 懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- 光熱材料品 … マッチ、ロウソク、LPガス等
- そ の 他 … 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等

2 生活必需品等の調達・輸送

生活必需品等の供給が必要な場合、その調達及び輸送は、次により行う。

(1) 町備蓄物資の輸送

「物資調達班」は、備蓄倉庫から物資の輸送を行う。必要に応じて「連絡調整班」に対して各避難所への輸送の協力依頼を要請する。

「連絡調整班」は、協定に基づき(一社)埼玉県トラック協会小川・松山支部の協力を得て、備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

(2) 物資の調達

① 関係業者からの物資の調達

「連絡調整班」は、協定に基づき災害時応援協定事業所に対して、物資の確保及び避難所への輸送を要請する。

それでもなお不足する場合は、その他の事業所に対して、同様の要請を行う。

② 他市町村からの物資の調達

町のみで物資を確保することが困難な場合は、「連絡調整班」は、他市町村に対して物資の供給を要請する。

③ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

関係各班は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

(3) 県備蓄物資の要請

「連絡調整班」は、被害の状況により町備蓄物資の不足、関係業者からの調達が困難な状況の場合、県知事に県備蓄物資を要請する。

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、「福祉班」を窓口にして確保する。

なお、「福祉班」は、日本赤十字社埼玉県支部から連絡があった場合、適切に「物資調達班」に引き継ぐ。

(5) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送

「連絡調整班」は、必要に応じて生活必需品等の集積地である吉見中学校から避難所への輸送を(一社)埼玉県トラック協会小川・松山支部等へ要請する。

なお、集積地での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(6) 義援物資の輸送

町外から送付されてくる義援物資についても、集積地から避難所への輸送方法については、(5)と同様である。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

3 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施した場合、「物資調達班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 物資受払簿
- 物資の給与状況
- 物資購入代金等支払証拠書類
- 備蓄物資払出証拠書類等

第15 要配慮者の安全確保

要配慮者が災害に対処することは、多くの困難が伴うため、町、関係防災機関、地域住民等は、その支援に特に配慮する必要がある。

町の「要配慮者の安全確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------------------|----------------------|
| 1 避難行動要支援者等の避難支援 | 福祉班、町民支援班、保健医療班、関係各班 |
| 2 避難生活における要配慮者支援 | 福祉班、保健医療班、物資調達班 |
| 3 社会福祉施設における入所者の安全確保 | 施設管理者、福祉班 |
| 4 学校、保育所等における園児、児童及び生徒の安全確保 | 教育総務班、学校教育班、保育班 |
| 5 外国人の安全確保 | 危機管理班、町民支援班、広報班 |

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のよう実施する。

- 「福祉班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- 「福祉班」は、発災時に本人同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「福祉班」は、避難支援等関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。

また、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

「福祉班」は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、「福祉班」は「保健医療班」等と連携して、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

また、「町民支援班」は、外国人や旅行者等、日本語や地理の理解に困難を伴う方のため、主に情報発信による支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活物資の供給

「福祉班」は、要配慮者の被災状況を把握し、「物資調達班」と連携して要配慮者向けの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■ 避難所における要配慮者への配慮内容

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 区画の確保 | 避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。 |
| 物資調達における配慮 | 要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。 |
| 巡回サービスの実施 | 「福祉班」及び「保健医療班」は、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等によるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

| | |
|----------|---|
| | 女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員等を配置若しくは巡回させる。 |
| 福祉避難所の活用 | 「福祉班」及び「保健医療班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。 あわせて、町外のホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 |

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

| 支援項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 情報提供 | 「福祉班」は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。 |
| 相談窓口の開設 | 「福祉班」及び「保健医療班」は、町役場や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等により総合的な相談に応じる。 |
| 巡回サービスの実施 | 「福祉班」及び「保健医療班」は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、応急仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。 |
| 物資の提供 | 「福祉班」は、「物資調達班」と連携し、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。 |
| 福祉避難所の活用 | 「福祉班」及び「保健医療班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所や自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。 |

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定に当たって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

3 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

「福祉班」は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設入所者の安全確保の状況を施設長等を通して把握し、又は自ら調査する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。
なお、支援が必要な場合は、「(3) 社会福祉施設への支援」により要請を行う。

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設への支援は、以下のように実施する。

■被災した社会福祉施設への支援手順

- | |
|---|
| ① 社会福祉施設は、他からの支援（人、水、食料、物資など）が必要な場合、「福祉班」にその旨を要請する。 |
| ② 「福祉班」は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、自主防災組織及びボランティアに支援を要請する。 |
| ③ ②の要請を受けた非被災社会福祉施設は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。 |
| ④ 地区内に社会福祉施設が所在する自主防災組織は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援（※）に努める。 |

■支援の内容（例）

- | |
|--------------------------|
| ➤ 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸出し |
| ➤ 水、食料の支援 |
| ➤ 水、物資の運搬等単純労務の提供 |
| ➤ 介護等技能者の支援 |
| ➤ 入所者の一時受入れ |

4 学校、保育所等における園児、児童及び生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

「教育総務班」、「学校教育班」及び「保育班」は、在校・在所中に地震が発生した場合、速やかに建物施設の被災状況、児童・生徒及び園児等の安全確保の状況を調査する。

(2) 乳幼児等の保護

「学校教育班」及び「保育班」は、乳幼児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた各学校や保育所の防災計画に従い保護する。

(3) 臨時休業の措置

「学校教育班」及び「保育班」は、施設の被害又は児童、生徒及び教職員の被災の程度によっては、校長及び保育所長との協議の上、臨時休業の措置をとることとする。

5 外国人の安全確保

(1) 安否確認の実施

「町民支援班」は、外国人に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

「危機管理班」、「町民支援班」及び「広報班」は、あらかじめ用意した原稿等を使用し、県の協力を得ながら広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

(3) 情報提供

「町民支援班」及び「広報班」は、県と共同で、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。

また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(4) 相談窓口の開設

「町民支援班」は、必要に応じ、外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第16 遺体の取扱い

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想されるため、町は、関係機関の協力のもと、これらの搜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。

また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても町長が行い、町のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、埼玉県、その他の関係機関の応援を得て実施する。

町の「遺体の取扱い」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------|-----------------|
| 1 遺体の搜索 | 町民支援班、消防部 |
| 2 遺体の処理 | 町民支援班、保健医療班、消防部 |
| 3 遺体の埋・火葬 | 町民支援班 |

1 遺体の搜索

(1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、吉見分署、消防団、警察、自衛隊等が連携して実施する。「町民支援班」は、搜索箇所が多数存在する場合、また、活動が長期間に及ぶ場合は、行方不明者に関する相談窓口を設け、問合せ等に対応する。

(2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の搜索を実施した場合、「町民支援班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況
- 遺体の搜索状況記録簿
- 遺体搜索用関係状況記録簿

2 遺体の処理

(1) 方法

災害の際、死亡した者について、警察官による検視（見分）後、身元不明の者等について、「町民支援班」及び「保健医療班」は、医療救護班等（県の医療救護班を含む。）の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

■ 遺体の処理方法

| 実施項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 遺体の検視（見分） | 警察官は、検視（見分）を行う。 |
| 遺体の検案 | 医療救護班（医師）は、検案を行う。 |
| 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 | 遺体の一時保存の前に、医療救護班（又はその他の医師の協力を得る）は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。 「保健医療班」は、医療救護班等との連絡調整を行う。 |
| 遺体の輸送 | 警察官による検視（見分）及び医療救護班（医師）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、警察機関、消防団等の協力を得て、安置所へ輸送し、収容する。 |
| 遺体収容所（一時安置所）の開設 | 「町民支援班」は、遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、遺体収容所を開設し住民に広報する。また、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、必要に応じて関係機関と調整し遺体収容所に検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。※遺体収容所は、事前に候補施設を選定しておく。（電気・水道などが整っている施設） |
| 遺体の収容 | 「町民支援班」は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。 |
| 遺体処理台帳の整備 | 「町民支援班」は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。 |

☞【参考資料】「遺体の処理・埋葬マニュアル」

(2) 費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 対象 | 災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者 |
| 支出費用及び限度額 | 支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（埼玉県告示）の規定による。 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

| | |
|-------------|---|
| | イ 遺体の一時保存のための費用 ウ 検案のための費用 |
| 遺体の 処理期間 | 災害発生の日から10日以内とする。(ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。) |

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、「町民支援班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 遺体処理台帳
- ▶ 遺体処理費支出関係証拠書類

3 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により町が実施するものとする。

| 実施項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| ① 埋・火葬の場所 | 埋・火葬は、原則として当該市町村内で実施する。 |
| ② 他の市町村に漂着した遺体 | 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事が行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。 |
| ③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体 | 遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。 |
| ④ 葬祭関係資材の支給 | 棺（付属品を含む。）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。 |

☞【参考資料】「遺体の処理・埋葬マニュアル」

(2) 遺体の埋・火葬の実施

遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

(3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、町から埋火葬資材の不足等により協力あっせん要請を行った場合、県は協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については、当該市町村が負担するものとする。

(4) 費用

遺体の埋・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 対象 | 災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋・火葬ができない場合。 |
| 支出できる内容及び支出費用の限度額 | 支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（埼玉県告示）の規定による。 ・棺（付属品を含む。） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つば及び骨箱 |
| 遺体の埋・火葬期間 | 災害発生の日から10日以内とする。ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。 |

(5) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋・火葬を実施した場合、「町民支援班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 救助実施記録日計票 ➤ 埋葬台帳 ➤ 埋葬費支出関係証拠書類 |
|--|

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第17 ライフラインの応急対策

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。また、必要に応じて、実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

町の「ライフラインの応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------------------|-----------------------|
| 1 応急復旧の基本方針 | 関係事業者、上水道班、下水道班 |
| 2 災害発生時の連絡体制 | 連絡調整班、上水道班、下水道班、関係事業者 |
| 3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報 | 広報班 |

1 応急復旧の基本方針

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

町は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、また、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。

「上水道班」及び「下水道班」は、災害発生時に上・下水道施設における被害の拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

また、速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための県、町、ライフライン事業者等による現地作業調整会議を開催するものとする。

2 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡体制の確立

「連絡調整班」は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて関係事業者に連絡担当者の派遣を要請する。

(2) 町への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、町災害対策本部（情報収集班）へ通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて住民に広報する。

事業者から通報を受けた町は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、住民向けの広報を行う場合、町防災行政無線（固定系）や町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

第18 公共施設等の応急復旧

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。

また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

町の「公共施設等の応急復旧」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------------------|-------------|
| 1 公共建築物 | 施設管理者、住宅応急班 |
| 2 その他公共施設等 | 施設管理者 |
| 3 危険物等関連施設 | 消防部、関係各班 |
| 4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報 | 広報班、関係各班 |

1 公共建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって町が判定する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

調査は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

2 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 医療救護施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況等を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 危険物等関連施設

消防部は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講じるよう指導する。

■危険物施設の応急措置

| 応急措置 | 措置内容 |
|-----------------------|--|
| 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置 | 危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。 |
| 危険物施設の応急点検 | 危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。 |
| 危険物施設からの出火及び流出の防止措置 | 危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。 |
| 災害発生時の応急活動 | 危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火及び危険物の流出防止措置を行う。 |
| 防災関係機関への通報 | 災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。 |
| 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施 | 災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する「関係各班」は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次町防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて住民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等にも配慮する。

第19 帰宅困難者への支援

大規模災害が発生し公共交通機関が停止した場合には、町で最大約3千人、県内では約67万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界があり、特に、発災当初、行政機関は、救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応は困難である。

そのため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは、二次被害を発生させる危険性がある。さらに、公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

そのため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心してとどまれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

町の「帰宅困難者への支援」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|----------------|------------|
| 1 帰宅困難者への情報提供等 | 危機管理班 |
| 2 一時滞在施設の開設・運営 | 危機管理班、関係各班 |
| 3 帰宅支援 | 危機管理班、関係各班 |

1 帰宅困難者への情報提供等

「危機管理班」は、消防団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、帰宅困難者に対して自宅方面への情報提供による誘導等を行う。

情報提供の場所は、基本的に道の駅等による一時滞在施設、町役場等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニエンスストア、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て、実施する。

■帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、火災発生状況、建物被害、人的被害、ライフライン被害等）

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

- バス、鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

■各機関が実施する対策内容

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|-----------------------|-----------|---|
| 町 (危機管理班) | 誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帰宅困難者の誘導 ➤ 町防災行政無線、町ホームページ、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等による情報提供 |
| 県 (統括部) (県民生活部) | 情報の提供、広報 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報 ➤ ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ➤ 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起 |
| 東日本電信電話 (株) | 安否確認手段の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（Web171）」のサービス提供 ➤ 特設公衆電話の設置等 |
| 携帯電話事業者 | 安否確認手段の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害用伝言板のサービス提供 |
| 報道機関 | 情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報等) |

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の開設

町、県、バス事業者等が連携し、帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。
また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。
一時滞在施設の開設にかかわる各関係機関の役割は、以下に示すとおりである。

■各機関が実施する対策内容

| 実施機関 | 役割 |
|--------------|---|
| 町 (危機管理班) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 町有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ➤ 町有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ➤ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ➤ 道の駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ➤ 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ➤ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保 |
| 県 (統括部) | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ➤ 一時滞在施設の開設情報等の提供 |

| 実施機関 | 役割 |
|-------------|---------------------------------------|
| (各施設管理者) | ▶ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保 |
| 一時滞在施設となる施設 | ▶ 一時滞在施設の開設、運営 ▶ 帰宅困難者への飲料水、食料等の提供 |
| 警察署 | ▶ 交通渋滞の混乱防止対策に係る支援 |

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを分かりやすく表示する。また、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

なお、県では帰宅困難者用として1日以上の食料備蓄を計画しており、町は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

一時滞在施設の運営については、「本章 第2節 第11 避難活動」(p3-76)及び「本章 第3節 第3 避難所の運営」(p3-121)を準用するが、「自助」・「共助」の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めらることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくものとする。

■一時滞在施設の運営の流れ

- ▶ 建物の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ▶ 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- ▶ 施設利用案内等の掲示
- ▶ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- ▶ 県の施設の開設の場合は、市町村等へ一時滞在施設の開設を報告

3 帰宅支援

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

関係機関が実施する支援内容は、以下に示すとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

■各機関の役割分担

| 実施機関 | 役割 |
|-----------------------------|------------------------------|
| 町（関係各班） 県（輸送部）、 県バス協会 | 代替輸送の提供 |
| 県（統括部） | 帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請 |
| 東京電力 パワーグリッド(株) | 沿道照明の確保 |
| 帰宅支援協定締結事業者 | 帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとして支援の実施 |

(1) 帰宅活動への支援

町は、必要に応じて県や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者に配慮した代替輸送を実施するとともに、発着所に救護所等を設置し、県、医師会等の協力を得て、避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

災害時帰宅支援ステーションは、帰宅困難者を支援するため、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の住民や企業等は、可能な範囲で帰宅困難者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するように努める。

■各機関が実施する対策内容

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|--------------------|----------------------|--|
| 町、県、 県バス協会 | 帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請 | ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請 |
| | 代替輸送の提供 | バス輸送の実施 |
| 鉄道事業者 | トイレ等の提供 | トイレ等の提供 |
| 東京電力 パワーグリッド(株) | 沿道照明の確保 | 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給 |

(2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の帰宅困難者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。

町内の指定避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、指定避難所とは別に帰宅者困難者のための一時滞在施設の確保に努める。

(3) 学校及び保育所における対応

学校及び保育所は、保護者が帰宅困難者となり、園児、児童及び生徒の引取りが困難な場合や生徒等の帰宅が困難な場合は、あらかじめ作成した防災マニュアルに従い、園児、児童及び生徒を一定期間保育所又は学校内にとどめる対策を講じた上、保護者との連絡に努め、安全に保護者へ引き渡す。

第3節 救援期の災害応急対策活動

本節では、救援期における災害応急対策活動について定める。

救援期とは、救急・救助活動が一段落し、被災者の避難生活の長期化に伴う支援や生活再建のための支援活動を展開する時期とする。

災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして、担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」（p3-5）に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・共有・伝達

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。町の「災害情報の収集・共有・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------------------|-------------|
| 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報） | 連絡調整班、危機管理班 |
| 2 災害情報の共有 | 連絡調整班、各班共通 |

1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第3 災害情報の収集・共有・伝達」（p3-47）による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を解除した場合）、7日以内に「被害状況調」により確定報告を行う。

☞【様式 14.4(3)】『確定報告（被害状況調）』参照

2 災害情報の共有

「情報収集班」は、「関係各班」の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

| | |
|------------------|----------|
| ➤ 避難所の開設地点、避難人数等 | ➤ 通行不能区間 |
| ➤ ヘリポート | ➤ 交通規制区間 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 物資輸送拠点➤ ごみの集積地➤ 応急仮設住宅の建設予定地 | <ul style="list-style-type: none">➤ 停電、断水区域➤ その他必要な情報 |
|--|--|

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き「本章 第2節 第4 広報活動」(p3-51)による住民への広報を積極的に行う。なお、被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供するとともに、町外への避難者に対する広報にも留意する。

また、被災者からの相談、要望、苦情等、住民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各班と相互に連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

町の「広報広聴活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-------------|------------|
| 1 広報活動 | 広報班、関係各班 |
| 2 各種相談窓口の設置 | 町民支援班、関係各班 |
| 3 相談の内容 | 関係各班 |

1 広報活動

(1) 広報内容と広報情報の収集機関

発災初期の広報内容に加え、次のような情報の提供に留意する。

| 内 容 | 収集機関 |
|-----------------|---------------|
| 住宅の確保に関する情報 | 住宅応急班 |
| 義援金品の配布等に関する情報 | 福祉班、会計班 |
| 災害弔慰金等の支給に関する情報 | 福祉班 |
| 保健衛生に関する情報 | 環境衛生班、保健医療班 |
| 融資等に関する情報 | 町民支援班、農政班、商工班 |

(2) 救援期及びそれ以降の広報内容

町民生活の再開の程度は、様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

■時間の経過と広報内容

| 発災後 | 広報内容 |
|--------------|--|
| 3日～ 1週間程度 | 災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、避難所を中心に広報する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 電気、ガス、水道等の復旧状況➤ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報➤ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関する情報➤ 公共交通機関の復旧情報➤ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）➤ 安否情報➤ 相談窓口開設の情報 |
| 2～3週間目 | ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった住民は通常生活を再開するので、これらの住民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。 |
| 4週間目以後 | 避難所での避難生活から応急仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の住民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の住民向け情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none">➤ 災害関連の行政施策情報➤ 通常の行政サービス情報 |

(3) 救援期及びそれ以降の広報手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

■避難所収容者への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配布
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

■避難所外の町民への広報

- 地域の各公共施設での広報紙の配布、伝達情報等の掲出
- 報道機関への情報提供による広報

■町外避難者への広報

- F A X、インターネット、報道機関への情報提供による広報等

2 各種相談窓口の設置

「町民支援班」は、被災住民からの要望、相談等の早期解決を図るため、「関係各班」及び関係機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

また、窓口では、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

☞【参考資料】「相談窓口マニュアル」

■相談窓口の設置

- 町役場等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話、FAX等に対応する。
- 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置
町、県、国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

3 相談の内容

各種相談の内容は、次のとおりとする。

（1）生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続等の相談は、次の項目について実施する。

- 罹災証明書の発行（家屋調査班）
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等（福祉班、会計班、関係各班）
- 倒壊家屋の処理（環境衛生班）
- 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、民間賃貸住宅等のあっせん（住宅応急班）
- その他生活相談（関係各班）

（2）事業再建相談

事業再建のための、町、埼玉県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

また、埼玉県及び国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- 中小企業関係融資（商工班）
- 農業関係融資（農政班）
- その他融資制度（関係各班）

（3）個別専門相談（法律、医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、埼玉弁護士会川越支部等法律関係団体、建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

② 医療相談

「保健医療班」は、心身の健康に係る医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談及び面接相談を行う。

（4）ライフライン相談

ライフラインの被災や復旧状況についての相談を実施する。

電気、ガス等については、関係機関との共同相談窓口を設ける。

（5）消費生活相談

地震発生直後から災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、必要により埼玉県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

（6）安否情報

安否情報は、同居の家族や町内の住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項である。町内外からの安否確認の問合せが一時的に殺到することが予想されることから、通常の相談窓口とは別に安否情報に関する窓口を設置し、迅速で的確な情報の提供を行う。

☞【参考資料】「被災者の安否情報の収集及び提供に関するマニュアル」

第3 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は町職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、町、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくものとする。

町の「避難所の運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------------|------------------------|
| 1 避難所の運営管理体制 | 福祉班、保育班、教育部、物資調達班 |
| 2 避難所の標準設備等 | 福祉班、保育班、教育部 |
| 3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動 | 広報班 |
| 4 避難所での医療 | 保健医療班 |
| 5 避難所の生活環境への配慮 | 環境衛生班、福祉班、教育部、関係各班、消防部 |
| 6 災害救助法が適用された場合の事務 | 福祉班、保育班、教育部 |

1 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次のような手順で開設、運営する。

なお、避難所の開設及び運営の詳細については、「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

☞【参考資料】「避難所立ち上げマニュアル」（福祉班、保育班、教育部）

☞【参考資料】「避難所運営マニュアル」（福祉班、保育班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班）

■ 避難所の運営管理体制手順

| |
|---|
| ① 町は、災害対策本部の設置、避難指示等の発令などに伴い、あらかじめ指定した避難所担当職員を避難所に派遣する。 |
| ② 派遣された避難所担当職員が中心となり、避難所施設職員、住民代表（自治会長等）、自主防災組織代表などからなる避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。 |
| ③ 「福祉班」、「保育班」、「教育総務班」、「学校教育班」及び「生涯学習班」は、避難所運営委員会から当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。 |
| ④ 「福祉班」、「保育班」、「教育総務班」、「学校教育班」及び「生涯学習班」は、③で把握したニーズを「物資調達班」に伝え、対応を要請する。 |
| ⑤ ④で要請を受けた「物資調達班」は、必要な措置を講じる。 |

☞【参考資料】「物資受入れ・配分マニュアル」（調達班）

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

2 避難所の標準設備等

「福祉班」、「保育班」及び「教育部」は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め、避難所運営委員会及び施設管理者は、それに協力する。

■避難所の標準設備（例）

| 区分 | 設備内容 |
|--------|--|
| 特設コーナー | ・広報広聴コーナー ・避難所救護センター（保健室等） ・情報連絡室（無線、電話、FAX等）・更衣室 |
| 資機材等 | ・寝具 ・簡易シャワー ・常備薬 ・マンホールトイレ ・特設・臨時電話 ・洗濯機 ・給水設備（給水車） ・段ボールベッド 等 ・テレビ、ラジオ ・日用品（タオル、歯ブラシ等） ・扇風機 ・炊き出し備品 ・畳、カーペット ・掲示板 ・間仕切り用パーテーション ・被服 ・仮設風呂 ・仮設トイレ ・暖房機 ・電源設備 ・パソコン |
| スペース | ・駐車場 ・給水場所 ・仮設トイレ（※） ・掲示板 ・仮設風呂 ・資機材置場 |

注）※仮設トイレとは、車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）のことをいう。

町は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県にあつせんを要請する。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じる。

また、町は、避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者からなる情報広報班を置き、「広報班」からの情報を避難者に張り紙等により提供するとともに、問合せ等に応じる。

避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、提供に当たっては、視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、きめ細かな配慮を行う。

4 避難所での医療

「保健医療班」は、県と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（医療救護所）を併設する。

医療救護所を設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム及び精神保健チーム（これらは医療機関等の協力を得て、結成する。）を巡回させる。

5 避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

「環境衛生班」は、避難所運営委員会（衛生班）の協力を得て、避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努めるとともに、東松山保健所と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、避難所における食品の衛生管理に努める。

(2) プライバシー保護

避難所運営委員会、「福祉班」、「保育班」及び「教育部」は、避難所でのプライバシーの保護に努める。

そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、町外のホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(3) 防火・防犯

「消防部」は東松山警察署と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

(4) 要配慮者への配慮

「福祉班」は、「関係各班」及び町災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、飲料水、食料、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

また、避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置することとし、その場合は、次の事項に留意する。

■要配慮者への配慮

- 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を配置する。
- 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図る。
- 訪問介護・居宅介護の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図る。

(5) 女性、性的少数者等への配慮

避難所運営委員会は、開設当初から男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等の設置に努める。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合は、プライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

(6) 避難所でのペット飼育(飼養)

避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分してペットの飼育(飼養)場所の確保に努めるとともに、様々な人が生活する避難所において人間とペットが共存していくために、あらかじめ作成したペット同行避難マニュアルに従い、責任ある適正飼育(飼養)を指導する。

また、ペット同行避難マニュアルを事前に周知することで、避難所運営の円滑化と避難者の不安解消を図る。

■避難所でのペット飼育(飼養)

- ▶ 原則として、避難所の居住部分へのペットの持込みは、禁止する。
- ▶ 敷地内の屋外(余裕がある場合には室内も可)にスペースを設け、その場で飼育(飼養)する。

☞【参考資料】「ペット同行避難マニュアル」

6 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、避難所の開設・運営を実施した場合、「福祉班」、「保育班」及び「教育部」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」へ報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(埼玉県告示)」に準じて行うものとする。

- ▶ 避難者名簿
- ▶ 救助実施記録日計票
- ▶ 救助の種目別物資受払状況
- ▶ 避難所設置及び収容状況
- ▶ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ▶ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4 防疫及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。

町の「防疫及び保健衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------|-------------|
| 1 防疫活動 | 保健医療班、環境衛生班 |
| 2 保健活動 | 保健医療班 |
| 3 動物愛護 | 環境衛生班 |

1 防疫活動

防疫活動は、「保健医療班」及び「環境衛生班」が実施する。災害の状況により、町だけでの実施が困難であると判断したときは、県に対して保健所等の応援を要請する。

☞【参考資料】「防疫マニュアル」（保健医療班）

（1）防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて消毒担当班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

防疫用薬剤、器具等の確保については、業者からの調達で確保し、不足する場合は、県に対し、防疫用薬剤、器具等の調達のあっせんを依頼する。

（2）感染症対策

感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき対応するとともに、東松山保健所に連絡し、指導を受ける。

また、初動対応期における対策は「本章 第2節 第11 避難活動 8 避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策」（p3-82）を参照のこと。

■感染症対策の概略手順

- ① 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握及び患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ② 同時に、手指の消毒等必要な指導、逆性石けん液の配布等を行う。
- ④ 感染症発生箇所の消毒を実施する。（消毒担当班を編成）

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- ④ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い、対象及び期間を定め、臨時の予防接種を実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を失しないよう措置する）
- ⑤ 町防災行政無線（固定系）、チラシ、立看板、広報車等による広報を実施する。

（3）消毒の実施

「保健医療班」及び「環境衛生班」は、被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 飲料水確保場所（井戸、河川等）
- 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ネズミ、昆虫等の発生場所

2 保健活動

（1）衛生

① 被災者に対する衛生指導

「保健医療班」は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

② 食中毒の防止

「保健医療班」は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

（2）保健

① 被災者に対する保健相談

「保健医療班」は、必要に応じて比企医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

② 被災者に対する栄養相談

「保健医療班」は、必要に応じて、東松山保健所、埼玉県栄養士会等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疫病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

3 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難することが予想される。

そのため、「環境衛生班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護及び避難所における動物の適正飼養に努める。

☞【参考資料】「動物保護対策に関するマニュアル」（環境衛生班）

(1) 動物救援本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

「環境衛生班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

「環境衛生班」は、飼い主と共に避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育（飼養）・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。

(4) 情報の交換

「環境衛生班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。

- 避難所での動物飼育状況

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預入れ希望
- 他都縣市町村への連絡調整及び応援要請

(5) その他

「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、東松山保健所と連携して、動物園及び警察の協力を得て、収容、管理する。

第5 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、町は、地震災害に伴って発生したがれき等解体ごみ及び片づけごみ等の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

町の「廃棄物対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------|-----------------|
| 1 災害廃棄物の処理 | 環境衛生班、連絡調整班、広報班 |
| 2 一般廃棄物の処理 | 環境衛生班、連絡調整班、広報班 |

1 災害廃棄物の処理

(1) 処理の方針

がれき等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。

また、町は、必要に応じて県及び関係者と協力して「災害廃棄物処理推進協議会（仮称）」を設置し、災害廃棄物処理状況の把握、大量のがれき等の搬送ルートや仮置場及び最終処分場を確保する。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか、民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

☞【参考資料】「災害廃棄物処理マニュアル」（環境衛生班）

■災害廃棄物の処理要領

| 対象 | 処理要領 |
|----------------------|--|
| 住宅・建築物系 (個人・中小企業) | 原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、町は処理・処分に関する情報を提供する。なお、災害状況によっては、町が災害廃棄物処理事業として実施する。 |
| 大企業の事業所等 | 大企業は、自己で処理する。 |
| 公共公益施設 | 施設の管理者で処理する。 |

(2) 処理対策

町は、大量に発生した災害廃棄物を以下の手順で処理する。

① 仮置場の確保

「環境衛生班」は、「第2編 第1章 第3節 第5 廃棄物の収集・処理体制の整備」(p2-54) に準じて、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

定する。また、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局）をもとに、仮置場の配置計画を策定する。

② 仮置場への搬入

「環境衛生班」は、災害廃棄物の仮置場への搬入を町内の土木建設業者等に要請する。町内業者で対応が困難な場合は、「連絡調整班」を通じて自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

③ 適正処理

「環境衛生班」は、「広報班」を通じて応急対応時において、分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、現場において分別を徹底して仮置場に搬入し、今後においても災害廃棄物の適正処理・再資源化に努める。また、埼玉中部環境保全組合と連携を図り、適当な時期に仮置場に集積した災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

■ 分別処理の方法

| 区分 | 処理方法 |
|------------|---|
| 木質系廃棄物 | 木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。 |
| コンクリート系廃棄物 | コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。 |

■ 最終処理方法

- ▶ 可燃物のうち、柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は、中間処理（焼却可能な形状にする）の上、焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- ▶ 不燃物のうち、コンクリート塊・金属等は、できるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

④ 費用の負担

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、解体・処理に係る公費負担が国の制度として設けられた。町は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

(3) 損壊家屋の解体

損壊家屋の解体を実施する場合には、町は、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

(4) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

「環境衛生班」は、石綿などの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努めるものとする。

① 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者へ引き渡すよう指導する。不法投棄等で町が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

② 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、以下に示す対策を講じる。

■ 石綿の処理

- 石綿を使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成19年8月）に従って、石綿の飛散防止措置を講じるものとする。
 - 石綿を含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（昭和63年7月22日衛産第43号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。
 - 建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、県及び大気汚染防止法政令市・事務移譲市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。県は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(埼玉県)」に基づき、対応することとなっており、町は、大気汚染防止法政令市・事務移譲市には該当しないが、石綿飛散防止対策の参考とする。
- ・ 注意喚起
発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して石綿飛散に係る注意喚起を行う。
 - ・ 石綿露出状況等の調査の実施
吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に石綿露出状況等の調査を実施する。
 - ・ 応急対策の実施

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・ばく露防止の応急対策(ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止)を指示する。

・石綿モニタリング

石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

■PCBの処理

- ▶ コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。
- ▶ 一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、町が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

注) PCBは、現在は製造禁止されているが家電製品としてエアコン、テレビ受信機、電子レンジ、電気機器等に使用されていた。

2 一般廃棄物の処理

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。このため、「環境衛生班」は、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

☞【参考資料】「ごみ処理及び清掃に関するマニュアル」(環境衛生班)

(1) ごみ処理

「環境衛生班」は、災害時のごみ処理を、以下に従って実施する。

■ごみ処理の方針

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 排出場所 | 「環境衛生班」は、通常の排出場所のほか、避難所等に仮設ステーションを設置する。 |
| 分別排出 | 「環境衛生班」は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、住民に広報するとともに、避難所運営委員会の衛生担当に協力を要請する。 収集は、可燃物を優先し、定期的な消毒を行う。 |
| 応援要請 | 「環境衛生班」は、「連絡調整班」を通じてごみの収集・運搬・処理について自衛隊、他市町村等に積極的な応援要請を行う。 |

■ごみ収集の方法

| 項目 | 内容 |
|------------|---------------------------------|
| ごみの収集計画の広報 | ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、住民に広報する。 |

第3編 災害応急対策計画
 <第1章 震災応急対策>
 第3節 救援期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 腐敗性の高いごみ | 腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て、最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。 |
| 夜間の収集 | 道路交通の状況によっては、関係機関と協議の上、夜間のごみの収集も検討する。 |
| 避難所のごみ対策 | 避難所では保健衛生面から適宜ごみ収集を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。 |

■ **ごみの搬入先**

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 可燃物 | 埼玉中部環境センター（※1） |
| 不燃物、粗大ゴミ | 埼玉中部環境センター |
| 一時保管 | 学校のグラウンド、公園等の中から選定した場所に一時保管する。 |
| その他 | 「環境衛生班」は、ごみの搬入について必要な場合、「連絡調整班」を通じて他市町村に協力を要請する。また、「連絡調整班」は、県と協議の上、埼玉県環境整備センター（※2）への搬入を検討する。 |

■ **（※1）埼玉中部環境センター**

| 管理者 | 所在地 | 電話番号 | 焼却能力 |
|------------|-----------------|--------------|-----------|
| 埼玉中部環境保全組合 | 吉見町大字大串 2808 番地 | 0493-54-0666 | 1日 240 トン |

■ **（※2）埼玉県環境整備センター**

- 埼玉県では、処分先に困っている県内の市町村や中小企業などの廃棄物を適正に処分するため、寄居町に直営の広域埋立最終処分場「埼玉県環境整備センター」を設置し、運営している。
- （埼玉県環境整備センター 大里郡寄居町三ヶ山 368 TEL048-581-4070）

（2）し尿処理

① **し尿処理の基本**

災害時のし尿処理は、次の事項を基本とする。

- し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に北本地区衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取り扱い、焼却処理する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- 町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上に努める。

② 被害状況の把握

「水生活部」及び「環境衛生班」は、住民及び浄化槽業者からトイレの使用ができない地域の状況を把握する。

③ 処理等の方法

収集したし尿は、次に示す処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、他市町村に処理の応援を要請する。

■ し尿処理施設

| 名称 | 所在地 | 電話 |
|-------------|---------------|--------------|
| クリーンセンターあさひ | 北本市朝日1丁目200番地 | 048-591-5490 |

④ 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置に当たっては、以下の点に留意する。

☞【参考資料】「仮設トイレに関するマニュアル」（環境衛生班、下水道班）

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 仮設トイレの設置場所 | 「水生活部」及び「環境衛生班」は、②の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置箇所は、以下の場所とする。 <ul style="list-style-type: none">➤ 避難所➤ 町管理の公園➤ その他必要と認められる場所 |
| 仮設トイレの確保 | 「水生活部」及び「環境衛生班」は、平常時より備蓄している簡易トイレを優先的に使用する。備蓄分では足りない場合、リース業者からの借上げにより仮設トイレを確保する。 なお、仮設トイレの設置が遅れる場合は、避難所の空き地に素掘り等により仮トイレを設置し、仮設トイレが設置された時点で撤収を行う。 ただし、仮トイレはドラム缶や簡易便袋等を使用するなど、環境及び衛生面へ配慮する。また、仮設トイレの設置に当たっては、必要に応じて車椅子対応型仮設トイレ等の設置を行う。 |
| し尿の収集・運搬・処理 | 「環境衛生班」は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、「連絡調整班」を通じて県及び他市町村に応援を求める。 |
| 衛生指導 | 仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、「保健医療班」に指導を要請する。 |

第3編 災害応急対策計画
＜第1章 震災応急対策＞
第3節 救援期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|-----|--|
| 広報 | 「環境衛生班」は、「本章 第3節 第2 広報広聴活動」(p3-117)に基づき、「広報班」を通じて住民に広報を行う。 |
| その他 | 仮設トイレのし尿収集が遅れる場合は、汚物槽を取り外し、ふたをして予備の槽と取り替えるなどの対策を講じる。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第6 住宅の確保

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

町の「住宅の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|----------------|-------------|
| 1 住宅ニーズの把握 | 住宅応急班、家屋調査班 |
| 2 被災住宅の応急修理 | 住宅応急班 |
| 3 応急仮設住宅の建設 | 住宅応急班、福祉班 |
| 4 民間賃貸住宅等のあっせん | 住宅応急班 |

1 住宅ニーズの把握

「住宅応急班」は、以下により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設に反映させる。

(1) 被災世帯数の把握

「家屋調査班」は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「本章 第1節 第8 災害救助法の適用」（p3-37）等をリスト化）を実施する。

「住宅応急班」は、調査結果を「家屋調査班」から入手し、応急修理家屋並びに応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

「住宅応急班」は、必要に応じて住宅相談所を町役場、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

「住宅応急班」は、災害により住宅が半焼、半壊又は準半壊し、自力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 修理戸数の決定 | 被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。 |
| 修理の範囲及び費用 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。 ➤ 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（埼玉県告示）に定める基準とする。 |
| 修理の時期 | 災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。 |
| 修理の方法 | 住宅の応急修理は、「3 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。 |

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、「住宅応急班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 救助実施記録日計票 ➤ 住宅応急修理記録簿 ➤ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ➤ 住宅の応急修理関係支払証拠書類 |
|--|

3 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じ、「福祉班」の協力を得て、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

(2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

① 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、「住宅応急班」はこれに協力する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

- 被害状況
- 被災地における住民の動向
- 応急仮設住宅建設に当たっての支障事項等
- その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

② 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 建設用地 | 原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と町との間に貸借契約を締結するものとする。 |
| 設置戸数 | 供与戸数は、町からの要請に基づき県が決定する。 |
| 建設の規模及び費用 | 1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（埼玉県告示）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。 |
| 建設の時期 | 災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。 |
| 建設工事 | <ul style="list-style-type: none">➤ 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、町長が委任を受けて建設することができる。➤ 県及び町は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定等に当たっては、町内建設業者に対して協力を要請する。 |
| 供与の期間 | 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。 |

☞【参考資料】「応急仮設住宅設置マニュアル」（住宅応急班）

③ 入居者の選定

町は、被災者の状況を調査の上、次の条件全てに該当する者から入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼育（飼養）状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

- 住家が全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では住家を確保することができない者

④ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が委任を受けて管理する。

消防団は、応急仮設住宅が設置された場合、随時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、「住宅応急班」は、次の帳簿類を整え、「危機管理班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票
- 応急仮設住宅台帳
- 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- 応急仮設住宅使用貸借契約書
- 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

4 民間賃貸住宅等のあっせん

「住宅応急班」は、応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するとともに、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- 民間賃貸住宅
- 企業社宅、保養所等

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育班」及び「保育班」並びに私立学校設置者は、関係機関の協力を得て、児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図るものとする。

また、「生涯学習班」は、町内の文化財について応急対策を講じるものとする。

町の「文教・保育対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------|-----------------|
| 1 応急教育 | 教育総務班、学校教育班、給食班 |
| 2 応急保育 | 保育班、物資調達班、広報班 |
| 3 文化財の保護対策 | 生涯学習班 |

☞【参考資料】「文教対策マニュアル」（教育総務班・学校教育班・生涯学習班・給食班・福祉班・保育班）

1 応急教育

地震災害時においては、児童・生徒の安全確保を最優先とするが、さらに、教育活動の場の確保等、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 児童・生徒の安否確認

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

■ 在校時に地震が発生した場合

| 対応 | 内容 |
|--------------------|--|
| 児童・生徒の安全確保と被害状況の把握 | 校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。 |
| 児童・生徒等の避難 | 校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童・生徒及び教職員を安全な避難所等へ速やかに避難させる。 |
| 臨時休業等の措置 | 校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。 |

■ 不在時に地震が発生した場合

| 対応 | 内容 |
|---------|--|
| 被害状況の把握 | 地震発生後、校長及び非常参集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。 |

| 対応 | 内容 |
|-------------|--|
| 児童・生徒等の安全確認 | 非常参集した教職員は、児童・生徒等の安全確認を電話等の方法により確認する。 |
| 臨時休業等の措置 | 校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について「学校教育班」へ速やかに報告する。「学校教育班」は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。 |

(2) 学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講じる。

① 学校の応急措置

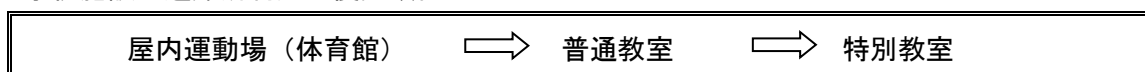
校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講じる。

② 避難所となった場合の措置

応急教育の実施に配慮し、学校施設を避難所とする場合は、以下の順とする。

また、学校が避難所となった場合の措置は、「本章 第2節 第11 避難活動」(p3-76)による。

■ 学校施設の避難所利用の優先順位



注) 上記優先順位は原則であり、「普通教室」と「特別教室」との利用優先順位は、避難者の数や特別教室の状況により適宜判断する。

③ 施設の応急復旧

学校施設の応急復旧方法は、次のとおりである。

- ▶ 地震被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育を再開する。
- ▶ 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- ▶ 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- ▶ 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講じる。
 - ・ 近隣校との協議、調整等を実施し、教室を確保する。
 - ・ 学校施設以外の教育施設、公共施設、適当な民間施設等を教室として利用する。
- ▶ 避難所等に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

(3) 応急教育の実施

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について、対策を実施する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

① 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定し次第、保護者、児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

② 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

| | | | |
|-------|-------|-----------|-------|
| ・臨時休業 | ・合併授業 | ・分散授業 | ・短縮授業 |
| ・二部授業 | ・複式授業 | ・これらの併用授業 | |

③ 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

| |
|--------------------------------------|
| ▶ 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。 |
| ▶ 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。 |
| ▶ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講じる。 |

④ 学校給食の措置

「給食班」は、学校再開に合わせて、速やかに学校給食ができるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

また、次の場合には、学校給食を一時中止する。

■学校給食の一時中止条件

| |
|--------------------------|
| ▶ 学校給食施設で炊き出しを実施している場合 |
| ▶ 感染症等の危険の発生が予想される場合 |
| ▶ 災害により給食物資が入手困難な場合 |
| ▶ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合 |
| ▶ その他給食の実施が適当でないと認められる場合 |

⑤ その他、生活指導等

応急教育について、上記以外の事項について次に示す。

■その他の応急教育

| 事項 | 内容 |
|-----------|---------------------------------|
| 登下校時の安全確保 | 教育活動の再開に当たっては、特に登下校時の安全確保に留意する。 |

第3編 災害応急対策計画
 <第1章 震災応急対策>
 第3節 救援期の災害応急対策活動

| 事項 | 内容 |
|--------------|--|
| 心身の健康の保持 | 被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。 |
| 避難した児童・生徒の指導 | 避難した児童・生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。 |
| その他 | 災害のため、多数の児童・生徒が学校区外の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び3学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように、国及び県に対し、要請する。 |

(4) 教材・学用品の調達・支給

町長は、災害救助法が適用された場合の基準に準じて、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。

① 支給の対象

教科書・学用品を喪失又はき損して就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

② 支給の実施

教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、埼玉県教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。文房具及び通学用品については、町が被害の実情に応じ、現物をもって支給する。

③ 支給の時期

教科書の支給の時期は、災害発生の日から1か月以内とする。教材、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

④ 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（埼玉県告示）」の範囲内において町が埼玉県に請求できる。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

2 応急保育

「保育班」は、保育所の園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所において必要な応急措置を講じる。

(1) 保育所の応急措置

保育所長（民間保育所長を含む。）は、地震災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、次に示すような応急措置を講じる。

- ① 保育所長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講じる。
- ② 保育所長は、まず、園児及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」に連絡する。また、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

(2) 応急保育の体制整備

次に示すような応急保育の体制整備を図る。

- ① 保育所長は、園児の被災状況を調査する。
- ② 「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ③ 保育所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童を保育所において保育する。
- ④ 保育所を避難所等に提供したため長期間保育所として使用できないときは、「保育班」と協議して、早急に保育ができるよう措置する。
- ⑤ 所長は、災害の推移を把握し、「保育班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- ⑥ 「保育班」は「物資調達班」に要請し、関係団体を通じて、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の保育用品を確保する。また、国及び県を通じて関係業者に供出等を要請する。

(3) 要保護児童の応急保育

「保育班」は、保護者のいない児童などの要保護児童が確認された場合には、保護及び支援の措置を講じる。

① 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

- ▶ 避難所の責任者は、次の要保護児童について「保育班」へ通報する。
 - ・児童福祉施設から避難所へ避難した児童
 - ・保護者の疾患等により発生する要保護児童
- ▶ 台帳、名簿等による把握
 - ・住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
 - ・災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿からの把握
- ▶ 住民の通報による把握
- ▶ 広報等による保護者のいない児童の発見
 「保育班」は、「広報班」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼び掛ける。

② 親族等への情報提供

「保育班」は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

③ 要保護児童の保護と支援

「保育班」は、保護者のいない児童を確認した場合、保護・支援等の措置を講じる。

■ 要保護児童の保護と支援

| 事項 | 内容 |
|--------------|---|
| 保護者のいない児童の保護 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 親族による受入れの可能性の打診 ▶ 児童相談所と連携し児童養護施設での保護 ▶ 児童相談所と連携し里親への委託保護 |
| 支援等の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子寡婦福祉資金の貸付け ▶ 社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続 |

④ 児童のメンタルケア

「保育班」は、児童の精神的不安定を解消するため、「保健医療班」及び児童相談所等の関係機関の協力を得て、メンタルケアを実施する。

3 文化財の保護対策

「生涯学習班」は、町内の文化財等に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

(1) 情報の収集・伝達

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

「生涯学習班」は、被害情報の迅速な把握に努め、県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。

また、将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

(2) 収蔵・保管施設の応急対策

「生涯学習班」は、収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講じる。また、災害の拡大を防止し応急対策が円滑に実施できるように危険物や障害物等を撤去する。

(3) 文化財の応急対策

「生涯学習班」は、国、県及び町指定文化財に被害の発生を確認した場合、次の措置を講じる。

■文化財への対策

- 国及び県指定文化財は、県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い、応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 町指定文化財にあつては、管理者又は所有者が町教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第8 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。
町の「商工・農業対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------|------|
| 1 商工業対策 | 商工班 |
| 2 農業対策 | 農政班 |

1 商工業対策

「商工班」は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、吉見町商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

2 農業対策

(1) 農業に関する被害状況の把握

「農政班」は、災害が発生したときは埼玉中央農業協同組合等の協力を得て、町内における農作物及び農業用施設の被害状況について把握し、被害調査結果を県に報告する。

(2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

① 農地

河川及び水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「農政班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

② 用排水路

「農政班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

③ 農作物の応急措置

「農政班」は、農作物について被害が発生したときは、埼玉県農業共済組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

☞【参考資料】「農地・農業施設・農作物等の被害調査及び応急対策・復旧に関するマニュアル」
(農政班)

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第3節 救援期の災害応急対策活動

第9 労働力の確保

町は、地震災害時において、町及び防災関係機関の職員のみでは十分な応急対策を行うことができないなど要員に不足が生じた場合、必要な労働力を迅速に確保する。

町の「労働力の確保」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|----------------------|----------------|
| 1 労働力の確保 | 職員班、連絡調整班、関係各班 |
| 2 災害救助法が適用された場合の実施基準 | 職員班、関係各班 |

1 労働力の確保

地震災害時における労働力の確保は、「職員班」、「連絡調整班」、「関係各班」において次のとおり行う。

- ▶ 「関係各班」は、関係団体に対し協力要請する。
- ▶ 「職員班」は、公共職業安定所を通じて、労働力の確保を図る。
- ▶ 「連絡調整班」は、埼玉県に対しあっせん要請する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 実施責任者

災害救助法を適用した場合の応急救助のために要員の雇上げによる労働力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き町長が実施する。

ただし、埼玉県知事の職権の一部を委任された場合、又は埼玉県知事の実施を待つことができない場合は、町長が実施する。

(2) 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限度の要員の雇上げによって実施する。

- ▶ 被災者の避難
- ▶ 医療及び助産における移送
- ▶ 被災者の救出
- ▶ 飲料水の供給
- ▶ 救済用物資の整理分配及び輸送

- 遺体の搜索
- 遺体の処置

(3) 費用

当該地域における通常の実費とする。

(4) 期間

応急救助のための要員の雇用を認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助期間が厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は、要員の雇用期間も自動的に延長される。

また、救助は期間一杯で打ち切ったが、なお職務が残る等の場合には、厚生労働大臣の承認を得て必要な期間を延長し、要員を雇い上げることができる（特別基準）。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域である「南海トラフ」沿いのプレート境界で発生する地震である。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。県内においては、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

町の場合は、推進地域には指定されなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、東京都など首都圏地域において南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁によって南海トラフ地震臨時情報を発表されることは、町民にとって今だかつて一度もなかった経験であり、それに伴い社会的混乱の発生が懸念される。

このため、町防災会議は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、南海トラフ地震の発生に当たっても被害を最小限にとどめるため、町地域防災計画の震災応急対策の第4節として「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」を策定している。

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

町は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、この計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

第1 基本的な考え方

町の南海トラフ地震臨時情報発表への対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 南海トラフ地震臨時情報発表中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命、身体、及び財産の安全を確保するため、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じる。
- 原則として、南海トラフ地震臨時情報発表時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。
- 発災後は、吉見町地域防災計画（本編 第1章 第1～第3）により対処する。
- 町の地域は、推進地域でないことから南海トラフ地震特別措置法が適用されないため、この計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

《参考》

◆「推進地域の指定基準の概要」

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表され、直ちに県から関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達される。

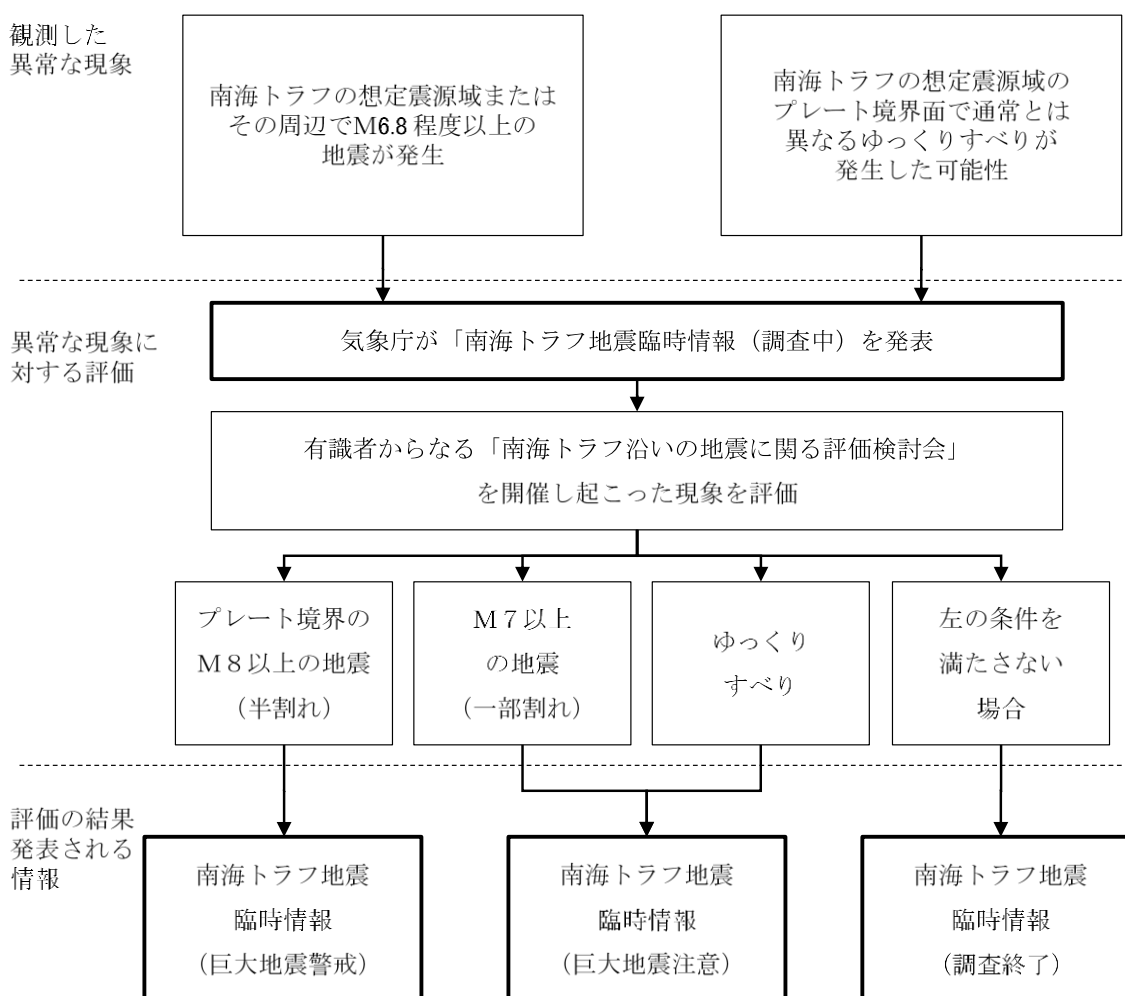
このため、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

南海トラフ臨時情報発表までの流れは、次の図に示すとおりである。

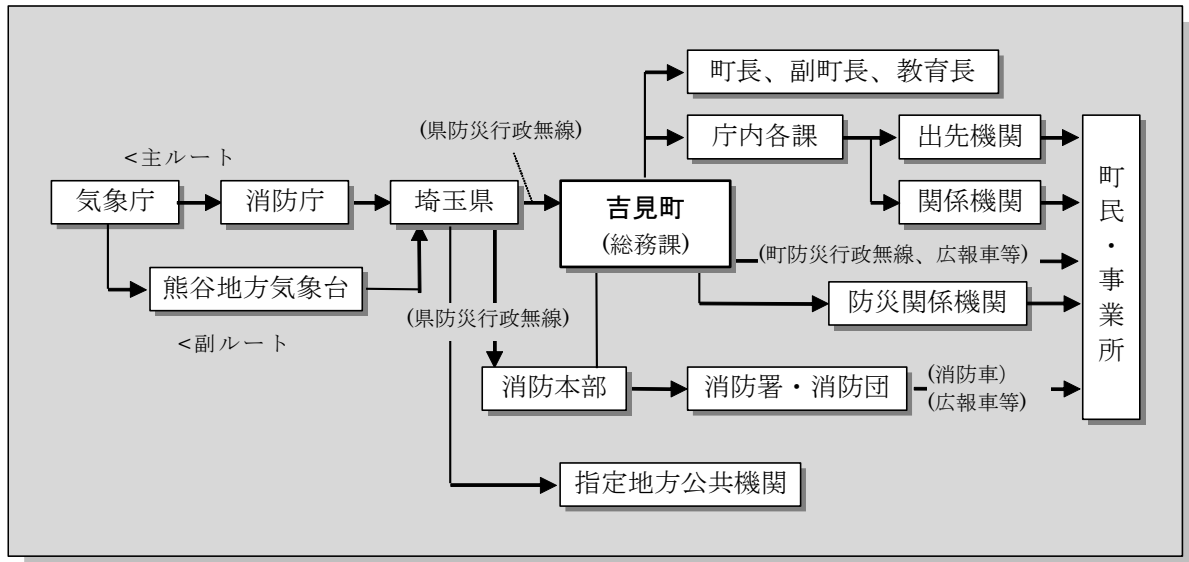
■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



(2) 伝達系統及び伝達手段

町は、県から防災行政無線等により南海トラフ地震臨時情報発表が伝達されたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体及び町民に対して、次の伝達系統により伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報伝達系統図



■町の伝達体制

| 機 関 | 内 容 |
|-------|--|
| 総務課 | 埼玉県から「南海トラフ地震臨時情報」の通報を受けたときは、 ▶ 直ちにその旨を「総務課長」に報告するとともに、庁内各課に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの南海トラフ地震臨時情報の通報は、日直又は警備員が受け、直ちに「総務課長」に報告する。 ▶ 直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 |
| 長寿福祉課 | ▶ 直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 |
| その他各課 | ▶ 必要な関係機関、団体等へ伝達する。 |
| 教育委員会 | ▶ 直ちに町立小・中学校へ電話等により伝達する。 |
| 消防本部 | ▶ 直ちにその旨を消防長に報告するとともに、消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。 |

2 住民、企業等への呼びかけによる社会的混乱の発生抑制

町は、南海トラフ地震臨時情報を受けた場合は、状況に応じて、災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■ケースごとの警戒、注意をする期間

| ケース | 気象庁発表情報 | 警戒、注意をする期間 |
|---------|-------------------------|----------------------------------|
| 半割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | 2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間) |
| 一部割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | 1週間 |
| ゆっくりすべり | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | すべりの変化が治まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間 |

■住民の防災対応

- ▶ 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- ▶ 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なとこにできるだけ近づかない 等

■事業所等の防災対応

- ▶ 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、災害発生時の職員の役割分担の確認 等

第5節 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cm 堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未滿の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

町の「火山噴火降灰対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|----------------------------|--------------------------------|
| 1 応急活動体制の確立 | 総務課、関係各課 |
| 2 情報の収集・伝達 | 総務課 |
| 3 避難所の開設・運営 | 教育総務課、生涯学習課、町民健康課、長寿福祉課、子育て支援課 |
| 4 医療救護 | 町民健康課 |
| 5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 | まち整備課、水生活課、総務課、関係事業者 |
| 6 農業者への支援 | 産業振興課 |
| 7 降灰の処理 | 総務課、関係各課 |
| 8 広域一時滞在 | 総務課、関係各課 |

1 応急活動体制の確立

降灰による被害が発生した場合、町は、県及び防災機関などの協力を得て、災害応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第5節 火山噴火降灰対策

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったとき、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。

発信手段は、「本編 第1章 第2節 第4 広報活動」(p3-51)を準用する。

■災害オペレーションシステム等で取得する情報

- | | |
|-----------------|---------------|
| ▶ 噴火警報・予報 | ▶ 噴火に関する火山観測報 |
| ▶ 火山の状況に関する解説情報 | ▶ 火山に関するお知らせ |

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、災害オペレーションシステム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。

■降灰調査項目

- | |
|---------------|
| ▶ 降灰の有無・堆積の状況 |
| ▶ 時刻・降灰の強さ |
| ▶ 構成粒子の大きさ |
| ▶ 構成粒子の種類・特徴等 |
| ▶ 堆積物の採取 |
| ▶ 写真撮影 |
| ▶ 降灰量・降灰の厚さ |

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合、とるべき行動を住民に広報する。

■【参考例】広報内容

- | |
|--|
| ▶ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 |
| ▶ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 |
| ▶ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー(※)を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 |

※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払い落とし、ウインドウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

避難所の開設・運営については、「本章 第2節 第11 避難活動」(p3-76)及び「本章 第3節 第3 避難所の運営」(p3-121)を準用する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

医療救護については、「本章 第2節 第7 医療救護」(p3-62)を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に、喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策については、「本章 第2節 第8 緊急輸送道路の確保」(p3-68)及び「本章 第2節 第17 ライフラインの応急対策」(p3-106)を準用する。

なお、これまでの降灰被害として、次の事例が報告されている。

そのため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

■降灰被害の事例

| 被害施設 | 被害内容 |
|------|---|
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 降灰の荷重により、電線が切れる。 ➤ 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。 |
| 上水道 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 荒川及び利根川に降灰があり、県営浄水場が濁水により取水ができなくなる。 ➤ 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 降灰が側溝にたまり流れが悪くなる。 |
| 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。 |

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第5節 火山噴火降灰対策

6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、できるだけ速やかに付着した火山灰を除去するように支援する。

火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

(1) 取組方針

降灰の処理の取組方針は、次のとおりである。

- 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- 町及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

(2) 役割

降灰処理のための町及び関係機関等の役割は、次のとおりである。

■各機関等の役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 町 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一時的仮置場の設置 ➤ 火山灰の利用、処分 ➤ 上下水道施設における降灰の除去 |
| 町（施設管理者） | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設及び敷地内の降灰の除去 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域的な処分の調整 ➤ 上下水道施設における降灰の除去 |
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積した降灰の除去（宅地等） |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ➤ 一時的仮置場までの運搬 |
| 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路上の降灰の除去 |

（3）降灰の収集

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

町は、県と連携し火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。

広域一時滞在については、「本章 第2節 第11 6 広域避難」（p3-82）を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

町の地域防災計画においても、県の被害想定を参考に、町に最も大きな地震被害をもたらすと想定される「関東平野北西縁断層帯地震」を対象に減災目標を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、町においては、地域防災計画が対象としている町域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、町域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もある。

また、発生する頻度は極めてまれと考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）においても、同様に、計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、町をはじめ防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

「第2編 災害予防計画」及び「第3編 第1章 第1節～第3節」に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備をはじめ、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練等が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

町においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に町民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発生時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、町もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

■リスク状況の認識

町、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（吉見町の場合、死者なし、負傷者1名）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい膨大な人数である。

■課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

■対策の方向性（予防期）

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

■リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、「自助」・「共助」の取組を進めていくことが重要である。

■課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、2次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

■ リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では100か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服^{しょう}廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発生直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設及び火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■ 課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にを行い、火災を拡大させない。
- 地震発生時に使用できる消防水利の確保。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■ 対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む。）、消防水利等の整備の充実を図る。
- 安否情報の確認方法や迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

- ▶ 被害や危険地域の正確な把握と住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- ▶ 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発生後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用をはじめとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間にわたり燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■ 課題

- ▶ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- ▶ 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- ▶ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■ 対策の方向性

- ▶ 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保する。例えば、災害対策本部が設置される町役場等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。

- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定、計画作成及び復旧活動を支援する。
- 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、避難所の環境を向上させるとともに、町民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

■ リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路へのがれきの散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもある。

これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■ 課題

- 災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■ 対策の方向性

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 デマやチェーンメールは新たな災害

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやフェイスブック、LINEなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「うその情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも、例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんなうそは見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時にはかえって危険かもしれない。

■ 課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■ 対策の方向性

- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、流言・デマの存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

7 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■ リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群をはじめ、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師、看護師、医薬品、医療資機材等の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

■ 課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■ 対策の方向性

- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

8 都心からの一斉帰宅は危険

■ リスク状況の認識

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は、東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は、1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は、二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■ 課題

- 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■ 対策の方向性

- 発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 町内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路の沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

9 危険・不便な首都圏からの避難

■ リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、埼玉県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■ 課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 町外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■ 対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、災害発生時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

第3編 災害応急対策計画

<第1章 震災応急対策>

第6節 最悪事態（シビアコンディション）への対応

10 助かった命は守り通す

■ リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、災害発生時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまうおそれがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は、極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■ 課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保
- 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■ 対策の方向性

- 県と連携し被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

11 食料が届かない

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち、南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また、国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■ 課題

- 救援物資の不足
- 物資調達の困難

■ 対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 地域特性を生かし、埼玉中央農業協同組合等と連携して災害時における地産地消を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、町及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

第2章 風水害応急対策

風水害に対する応急対策活動は、まず災害発生前の気象警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策が重要である。

災害発生後は、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を行うことが重要である。

さらに、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行っていくことが必要である。

そのため、町は風水害の特性を考慮して、次に示す応急対策活動を実施し、災害の拡大防止に努めるものとする。

(計画内容は、必要に応じ適宜、震災応急対策を準用する。)

第1節 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するため、近隣市町村、埼玉県その他関係機関の協力を得て、迅速かつ確に応急活動が展開できるよう町の活動体制を定める。

第1 町の活動体制

「町の活動体制」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------|----------|
| 1 災害発生直前の未然防災活動 | 総務課、関係各課 |
| 2 活動体制と配備基準 | 各課・各班共通 |
| 3 警戒体制（1号配備） | 総務課、関係各課 |
| 4 緊急体制（2号配備） | 総務課、関係各課 |
| 5 非常体制（3号配備） | 各課・各班共通 |

1 災害発生直前の未然防災活動

町は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行う。

(1) 重要施設における準備状況の確認

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。

(2) 物資支援の準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 活動体制と配備基準

町における風水害対策に係る活動体制及び配備基準は、以下のとおりである。

■活動体制と配備基準（風水害対策）

| 活動体制 | 配備基準 | 本部等の設置 | 配備手続 | 配備人員 |
|----------------|--|---------------|----------------------------------|-----------------|
| 警戒体制 (1号配備) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象注意報・警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合（台風直撃等） ▶ その他町長が必要と認めた場合 | 総務課長が災害対策室を設置 | 災害対策室長が指定職員に出動を指示 | 全職員の10%程度の職員を配備 |
| 緊急体制 (2号配備) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃等） ▶ その他町長が必要と認めた場合 | 副町長が緊急対策本部を設置 | 副町長が指定職員に出動を指示 勤務時間外・休日は、自主参集 | 全職員の50%程度の職員を配備 |
| 非常体制 (3号配備) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合 ▶ 荒川・市野川堤防の破堤のおそれがある場合 ▶ 気象に関する特別警報が発表された場合 ▶ その他町長が必要と認めた場合 | 町長が災害対策本部を設置 | 全職員が自主参集 | 全職員 |

☞【資料4】『災害対策初動体制マニュアル』参照

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

3 警戒体制（1号配備）

（1）災害対策室の活動

町は、警戒体制をとった場合、主として気象情報、河川情報、土砂災害情報等の情報収集、連絡活動を行い、連絡調整に万全を期する。

災害対策室の設置に必要な備品類として、連絡リスト、メモ帳、町管内図を用意する。

（2）災害対策室の組織

町は、災害対策室を総務課に置き、総務課長を災害対策室長とし、動員配備基準に基づく職員をもって組織する。

警戒体制は、状況に応じて更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

（3）警戒体制の解除・移行

災害対策室長は、次の基準に達した場合、警戒体制を解除又は緊急体制に移行する。

■警戒体制の解除又は移行基準

- 発表されていた気象警報が解除されたときは、警戒体制を解除する。
- 大雨及び洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれが生じた場合、警戒体制から緊急体制に移行する。

4 緊急体制（2号配備）

（1）緊急対策本部の活動

町は、緊急体制をとった場合、緊急対策本部を原則として庁議室に設置し、危険区域に対する巡視警戒活動機能の確立を図り、情報収集、連絡活動、水防活動などの災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

なお、緊急対策本部において必要とする備品類は、次のとおりである。

☞【参考資料】「水防計画（吉見町）」

■緊急対策本部の活動内容

- 巡視警戒活動
- 気象情報、河川水位情報の収集
- 被害情報の収集
- 避難準備情報の発令、必要に応じ避難指示の発令
- 避難所の開設準備又は開設
- 広報活動
- 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
- 連絡調整

■備品類

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急対策本部の標識 ➢ 職員名簿 ➢ 掲示板 ➢ 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 ➢ 会議記録簿 ➢ 被害状況連絡票その他の報告・様式類 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災行政無線の準備 ➢ 情報通信手段（パソコン、FAX）の設置 ➢ コピー機器の設置 ➢ 広報用例文、広報記入様式 ➢ 町域全体の図面及び住宅地図、道路管内図 |
|---|---|

(2) 緊急対策本部の組織

緊急対策本部は、副町長を本部長、教育長を副本部長とし、全課局長及び消防団長を本部長とし、全職員の約50%で構成する。

なお、本部長以下、各職員は、「本節 第2 職員の動員計画」(p3-176)を参照の上、配備基準に応じて参集する。

☞【参考資料】「水防計画（吉見町）」

(3) 緊急体制の解除・移行

緊急対策本部長は、以下に示す基準に達した場合、緊急体制を解除又は非常体制に移行するとともに、県にこの旨を連絡する。

■緊急体制の解除基準

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発表されていた全ての気象警報が解除されたとき ➢ 発表されていた土砂災害警戒情報が解除されたとき ➢ 発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき |
|---|

■緊急体制から非常体制への移行基準

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特別警報が発表された場合 ➢ 荒川又は市野川の水位が上昇し、氾濫危険水位を超え更に上昇するおそれがある場合 ➢ 緊急体制の動員規模では、水防活動や避難支援活動、広報活動などの応急対策活動に十分な対応ができない場合 |
|--|

5 非常体制（3号配備）

町は、非常体制をとった場合、災害対策本部を設置して総力を挙げて災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部の詳細については、「本節 第3 災害対策本部の設置・運営」(p3-180)に定める。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

第2 職員の動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策活動に従事しなければならない。
 この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。
 町の「職員の動員計画」は、以下の項目及び担当部署をもって実施する。

| 項目 | 担当部署 |
|----------------------|---------|
| 1 活動体制と動員計画 | 各課・各班共通 |
| 2 勤務時間内における動員・参集 | 各課・各班共通 |
| 3 勤務時間外及び休日における動員・参集 | 各課・各班共通 |
| 4 参集における留意事項 | 各課・各班共通 |

1 活動体制と動員計画

町の活動体制に応じた動員計画は、原則として次のとおりである。

各課係と災害対策本部各班との関係は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、分担業務」(p3-182)を参照のこと。

また、勤務時間外及び休日における緊急体制及び非常体制の動員は、基準に基づいた参集とし、災害の状況により適時増員・減員を行う。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

| 体制区分 役職 | <警戒体制> 1号配備 災害対策室 | | <緊急体制> 2号配備 緊急対策本部 | | <非常体制> 3号配備 災害対策本部 | |
|------------|-------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------|-----|
| | | | | | | |
| 町長 | — | — | — | — | 本部長 | ○ |
| 副町長 | — | — | 本部長 | ○ | 副本部長 | ○ |
| 教育長 | — | — | 副本部長 | ○ | | ○ |
| 総務課長 | 室長 | ○ | 本部員 | ○ | | 本部員 |
| 自治財政課長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 総合政策課長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 産業振興課長 | — | ○ | 本部員 | ○ | ○ | |
| 会計管理者 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 税務会計課長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 町民健康課長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 長寿福祉課長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 子育て支援課長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |
| 環境課長 | — | ○ | 本部員 | ○ | ○ | |
| まち整備課長 | — | ○ | 本部員 | ○ | ○ | |
| 水生活課長 | — | ○ | 本部員 | ○ | ○ | |
| 教育総務課長 | — | ○ | 本部員 | ○ | ○ | |
| 生涯学習課長 | — | ○ | 本部員 | ○ | ○ | |
| 議会事務局長 | — | — | 本部員 | ○ | ○ | |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

| 体制区分 役職 | <警戒体制> 1号配備 災害対策室 | | <緊急体制> 2号配備 緊急対策本部 | | <非常体制> 3号配備 災害対策本部 | |
|------------|-------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------|---|
| | 吉見分署長 | — | — | — | — | |
| 消防団長 | — | — | 本部長 | ○ | | ○ |

注)「○」は出勤を、「—」は待機を示す。

■【各課係】動員配備基準

| 課係 | 体制区分 | <警戒体制> 1号配備 災害対策室 | <緊急体制> 2号配備 緊急対策本部 | <非常体制> 3号配備 災害対策本部 |
|---------|---------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 秘書企画係 | ○ | ◎ |
| 総務課 | 職員係 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 広報広聴係 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 危機管理室 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 自治財政課 | 自治振興係 | — | ○ | ◎ |
| | 財務管理係 | — | ○ | ◎ |
| | 行政法務係 | — | ○ | ◎ |
| 人権政策室 | 相談係 | — | ○ | ◎ |
| 総合政策課 | 政策推進係 | — | ○ | ◎ |
| | 情報政策係 | — | ○ | ◎ |
| 産業振興課 | 農政係 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 商工観光係 | — | ○ | ◎ |
| 産業拠点推進室 | 事業推進係 | — | ○ | ◎ |
| 税務会計課 | 課税係 | — | ○ | ◎ |
| | 管理徴収係 | — | ○ | ◎ |
| | 会計係 | — | ○ | ◎ |
| 町民健康課 | 町民係 | — | ○ | ◎ |
| | 保険年金係 | — | ○ | ◎ |
| | 保健支援係 | — | ○ | ◎ |
| 長寿福祉課 | 包括支援係 | — | ○ | ◎ |
| | 介護保険係 | — | ○ | ◎ |
| | 福祉係 | — | ○ | ◎ |
| 子育て支援課 | 児童支援係 | — | ○ | ◎ |
| | 保育係 | — | ○ | ◎ |
| 環境課 | 廃棄物対策係 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 環境衛生係 | ○ | ◎ | ◎ |
| まち整備課 | 用地管理係 | ○ | ○ | ◎ |
| | 改良維持係 | ○ | ○ | ◎ |
| | 都市計画係 | ○ | ○ | ◎ |
| 水生活課 | 管理係 | — | ○ | ◎ |
| | 上水道係 | ○ | ○ | ◎ |
| | 下水道係 | ○ | ○ | ◎ |
| 教育総務課 | 総務係 | — | ○ | ◎ |
| | 学校教育係 | — | ○ | ◎ |
| | 給食センター係 | — | ○ | ◎ |
| 生涯学習課 | 文化財係 | — | ○ | ◎ |
| | 生涯学習係 | — | ○ | ◎ |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

| 体制区分 課係 | | <警戒体制> 1号配備 災害対策室 | <緊急体制> 2号配備 緊急対策本部 | <非常体制> 3号配備 災害対策本部 |
|------------|-------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | 生涯スポーツ係 | — | ○ |
| | 町民会館係 | — | ○ | ◎ |
| | 図書館係 | — | ○ | ◎ |
| | 公民館係 | — | ○ | ◎ |
| 議会事務局 | 庶務議事係 | — | ○ | ◎ |
| 農業委員会事務局 | 農地係 | — | ○ | ◎ |

注1) 「吉見分署」及び「消防団」については、独自の動員計画による。

注2) 動員数に関する記号表示は、次のとおりである。

「◎」：所属する全職員、

「○」：所属する職員の1/2程度（原則主査以上）

「—」：待機

☞【参考資料】「大規模災害発生時の職員初動体制マニュアル」

2 勤務時間内における動員・参集

各体制が発令された場合、庁内放送により動員を指示する。

各班長は、定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、「職員班」を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

■動員・参集における留意点

- 常に災害に関する情報、災害対策本部等の指示に注意すること。
- 状況に応じ不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

3 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 勤務時間外及び休日の動員・参集

勤務時間外及び休日において、各体制ごとに決められた職員は、次の内容で、参集する。

■勤務時間外の動員・参集

| 区分 | 内容 |
|----------|--|
| 勤務場所への参集 | ➤ 警戒体制（1号配備）の場合、室長から連絡を受けた関係課長は、直ちに決められた職員に参集の連絡を指示する。 |

| 区分 | 内容 |
|----------|--|
| | ➤ 緊急体制（2号配備）・非常体制（3号配備）においては、本部長から本部設置の発令を受けた各本部長は、直ちに動員基準に基づき各班長に参集を指示する。 |
| 参集の報告 | ➤ 所属課局長は、職員の参集状況を「職員班」に報告する。 |
| 参集が困難な場合 | ➤ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、所属課局長への連絡に努める。 |

(2) 参集途上の被害情報の把握

参集途上においても、被災者、救助活動の状況、道路・建物の被災状況、ライフライン状況等の情報を収集する。ただし、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的にとどめ、迅速な参集を第一に考える。

なお、参集途上において把握した被害情報については、所属課局長に報告する。

(3) 被害情報の報告

所属課局長は、参集途上に職員が収集した被害情報を「情報収集班」に報告する。

「情報収集班」は、報告を受けた情報を集約し「危機管理班」に報告する。

4 参集における留意事項

職員の参集に際しての留意事項については、「本編 第1章 第1節 第2 4 参集における留意事項」(p3-8) に準ずるものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

第3 災害対策本部の設置・運営

町長は、町域で水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を敷き、災対法第23の2条第1項の規定及び吉見町災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに、本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

町の「災害対策本部の設置・運営」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------|----------|
| 1 災害対策本部の設置 | 総務課、関係各課 |
| 2 災害対策本部の運営 | 各班共通 |
| 3 災害対策本部の組織編成、分担業務 | 各班共通 |
| 4 災害対策本部運営の留意事項 | 関係各班 |

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

■災害対策本部の設置基準

- ▶ 気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合
- ▶ 荒川・市野川堤防の破堤のおそれがある場合
- ▶ 気象に関する特別警報が発表された場合
- ▶ その他町長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、各部各班との連絡調整を円滑に行うため町役場内会議室に設置し、役場の正面玄関に「吉見町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、荒川が氾濫した場合、町役場の1階部分は浸水すると想定されるため、町役場の浸水が想定される場合は、状況に応じて災害対策本部の代替場所を、洪水浸水想定区域外である西部丘陵地の公共施設（西小学校）に設置することを想定し、整備を進める。

(3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は町長とし、町長が不在又は事故ある場合は、次の順位によりその職務を代行する。

■ 本部長の代行順位

| 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|------|------|------|
| 副町長 | 教育長 | 総務課長 |

(4) 解除基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を解除する。

(5) 設置及び解除の通知

災害対策本部を設置又は解除した場合、直ちに以下のとおり通知・公表する。

■ 本部設置及び解除の通知・公表

| 通知・公表先 | 通知・公表の方法 | 担当班 |
|------------|---|-----------------|
| 埼玉県災害対策課 | 災害オペレーションシステム等、防災行政無線、電話、FAX | 連絡調整班 |
| 比企広域消防本部 | 災害オペレーションシステム等、防災行政無線 | 危機管理班 |
| 町防災会議委員 | 電話、FAX | 危機管理班 |
| 町議会 | 電話、FAX | 議会班 |
| 報道機関 | 電話、FAX | 広報班 |
| 応援協定締結自治体 | 電話、FAX | 連絡調整班 |
| 区長会、自主防災組織 | 電話、FAX | 物資調達班、 危機管理班 |
| 町民 | 防災行政無線（固定系）、町ホームページ、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE | 広報班 |

2 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

(1) 本部長（町長）

本部を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 本部長

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

また、本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。

なお、本部会議の進行は、総務課長が行い、庶務は、「危機管理班」が担当する。

■本部会議の協議、調整事項

- 風水害応急対策の基本方針に関すること。
(救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等)
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 隣接市町村との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 風水害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 本部の解除に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

(5) 各部班

災害対策本部の各部班ごとに定められた分担業務に従って災害応急対策活動を遂行する。

3 災害対策本部の組織編成、分担業務

町の災害対策本部の組織編成は、「本編 第1章 第1節 第3 3 災害対策本部の組織編成、分担業務」(p3-13)に示すとおりである。

4 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部設置時の留意事項」については、「本編 第1章 第1節 第3 4 災害対策本部運営の留意事項」(p3-20)に準ずるものとする。

第4 情報通信手段の確保

水害においては、町役場が浸水エリアとなっていることから、災害対策本部の設置を代替候補施設である西小学校となった場合などを考慮し、町防災行政無線の活用に当たり、「移動式親局装置」を利用するなど、情報通信手段の確保に努める。

情報通信手段の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第4 情報通信手段の確保」(3-22)を準用する。

第5 広域応援要請

水害においては、町内のほとんどが浸水する可能性があり、多くの避難者が発生することとなり、避難所の不足などの対応として、近隣市町村への応援要請が重要となる。

広域応援要請については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第5 広域応援要請」(p3-24)を準用する。

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害の発生に伴う自衛隊の災害派遣要請依頼については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第1節 活動体制の確立
「第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p3-29)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第1節 活動体制の確立

第7 ボランティアとの連携

水害においては、避難所運営等だけでなく、被災後の片付けにおけるマンパワーが必要となることから、ボランティアによる協力は必要不可欠となる。

ボランティアとの連携については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第7 ボランティアとの連携」(p3-34)を準用する。

第8 災害救助法の適用

水害により居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれた世帯に対しては、障害物の除去について災害救助法が適用される。

災害救助法の適用については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第1節 活動体制の確立

「第8 災害救助法の適用」(p3-37)を準用する。

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

本節では、気象警報発表時など災害の警戒期において、町が実施する災害応急対策活動について定める。

第1 風水害に関する情報の収集・伝達

台風の接近等により風水害の発生が予想されるとき、熊谷地方気象台から発表される防災気象情報は、県から町に伝達される。勤務時間外の職員は、テレビ、ラジオ等を通じて気象情報を入手する。警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので、各防災関係機関においては、防災気象情報の内容に十分留意し、町民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

町の「風水害に関する情報の収集・伝達」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------------------------|----------------|
| 1 風水害に関する情報の収集 | 総務課、まち整備課、関係各課 |
| 2 気象注意報・警報等 | 総務課 |
| 3 水防情報 | 総務課、まち整備課 |
| 4 異常な現象発見時の通報 | 総務課 |
| 5 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ | 総務課 |

1 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「関係各課」から「総務課」が一元的に収集する。

なお、夜間及び休日に注意報及び警報が伝達された場合、日直等は、直ちに総務課長、防災担当指定職員に連絡する。

■風水害に関する情報の収集

| 区分 | 内容 |
|------------------|--|
| 熊谷地方気象台からの防災気象情報 | 大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、県防災行政無線及びN T TからのF A X（警報のみ）を通じて入手する。 |
| 水防情報の伝達系統 | 荒川水系荒川洪水浸水想定区域（荒川上流河川事務所管内）に関する洪水、破堤、浸水等の発生に関する情報は、「まち整備課」が収集し、「総務課」に伝達する。 |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 区分 | 内容 |
|-----------|--|
| 水位・雨量情報 | 「総務課」は、荒川及び市野川の水位情報、並びに熊谷地方気象台が発表する雨量情報なども収集・整理する。 (災害対策本部設置時は「危機管理班」が各情報を収集・整理する。) |
| 河川情報システム | 「総務課」は、河川情報センターの河川情報システム(FRICALS)により、風水害に関する各種情報を入手し、収集された情報を整理する。 (災害対策本部設置時は「危機管理班」が各情報を収集・整理する。) |
| 警戒パトロール情報 | 緊急体制を敷いた場合、「まち整備課」は河川や水路及び土砂災害警戒区域等のパトロールを実施し、その結果を「総務課」へ報告する。「総務課」は、収集された情報を整理する。 (災害対策本部設置時は「危機管理班」が各情報を収集・整理する。) |
| 被害情報等 | 「総務課」は、119番通報の状況等「吉見分署」の把握している情報を入手するとともに、東松山警察署とも連絡を取り、町の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。 |

2 気象注意報・警報等

熊谷地方気象台は、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合には「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予測値を時間ごとに明示して発表し、関係機関に通知する。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を「キキクル(危険度分布)」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表する。

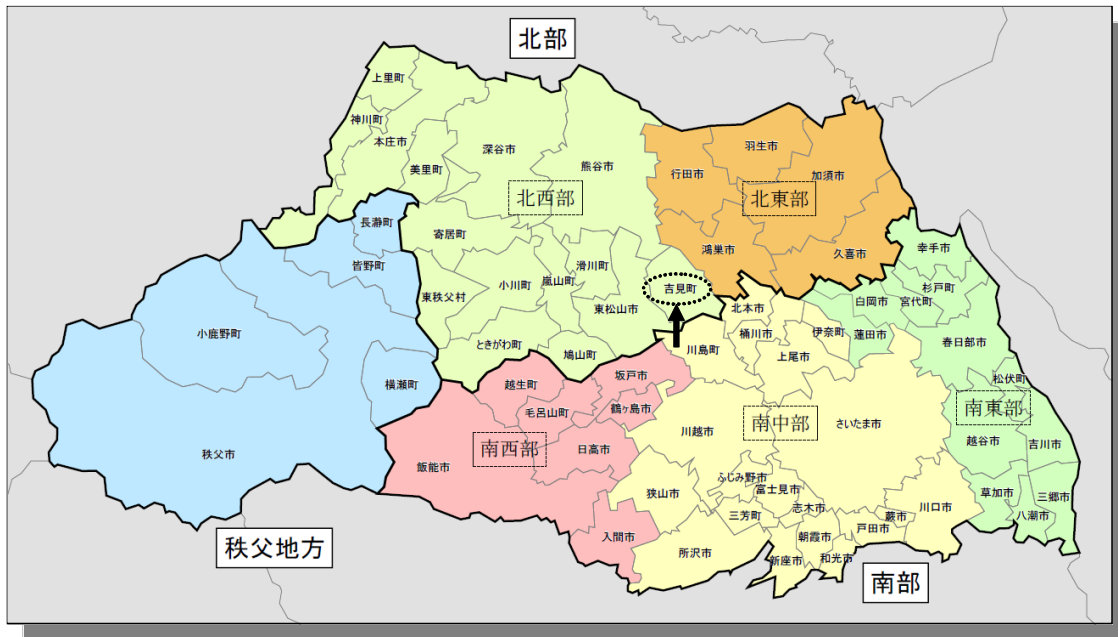
熊谷地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は、以下のとおりである。

(1) 注意報・警報等の種類、発表基準等

① 対象地域

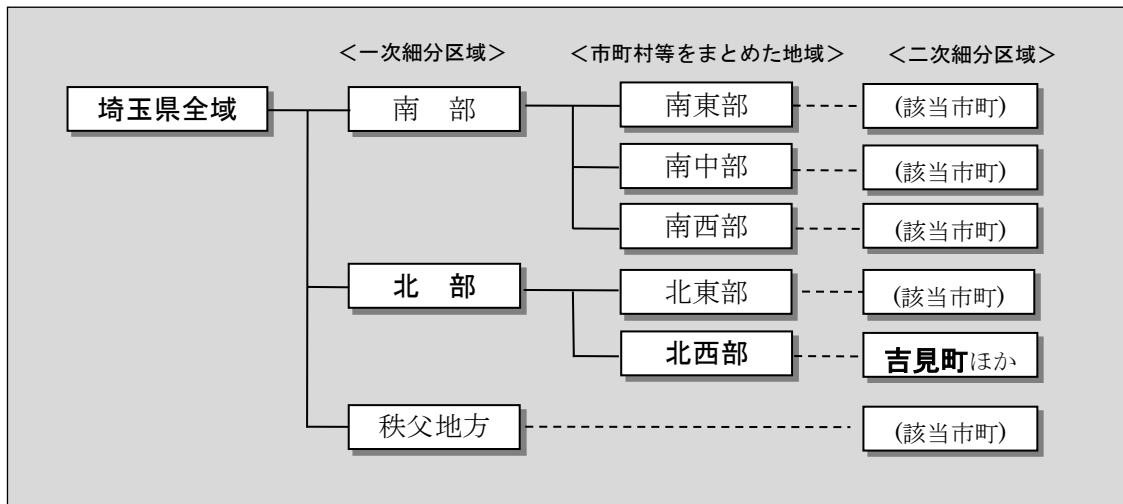
気象現象に伴う災害の発生が予想される市町村を指定して注意報・警報・特別警報を発表する。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。一次細分区分として埼玉県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を3地域、北部を2地域に細分して用いられる。町は、北部の北西部に該当する。

■ 埼玉県の地域細分図



資料) 「気象警報・注意報や天気予報の発表区域の図(埼玉県)」 気象庁

■ 埼玉県の地域細分表



第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

② 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準を以下に示す。

■ 警報・注意報発表基準一覧表 [令和2年8月6日現在、発表官署 熊谷地方気象台]

| 吉見町 | 府県予報区 | 埼玉県 | | |
|------------|---------------------|---|----------------|-----------------------|
| | 一次細分区域 | 北部 | | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 北西部 | | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 22 |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 128 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 市野川流域=23.7 |
| | | | 複合基準*1 | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | 入間川流域 [入西・野本]、荒川 [熊谷] |
| | 暴風 | | 平均風速 | 20m/s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 20m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ10cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | |
| | 高潮 | | 潮位 | |
| 注意報 | 大雨 | | 表面雨量指数基準 | 10 |
| | | | 土壌雨量指数基準 | 92 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 市野川流域=18.9 |
| | | | 複合基準*1 | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | 荒川 [熊谷] |
| | 強風 | | 平均風速 | 11m/s |
| | 風雪 | | 平均風速 | 11m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ5cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | |
| | 高潮 | | 潮位 | |
| | 雷 | | 落雷等で被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | | |
| | 濃霧 | 視程 | 100m | |
| | 乾燥 | 最小湿度25% 実効湿度55% | | |
| | なだれ | | | |
| | 低温 | 夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*2 | | |
| | 霜 | 早霜・晩霜期に最低気温4℃以下 | | |
| 着氷・着雪 | 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 | 100mm | | |

注) *1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組合せによる基準値を表している。

*2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

■ 特別警報の種類及び発表基準

| 現象の種類 | 基準 | |
|-------|--|---------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 | |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

■雨に関する吉見町の50年に一度の値

[令和3年3月25日現在]

| 地 域 | | | | | 50年に一度の値 | | |
|------|-------|--------|-------------|--------|----------|-----|-----|
| 都道府県 | 府県予報区 | 一次細分区域 | 市町村等をまとめた区域 | 二次細分区域 | R48 | R03 | SWI |
| 埼玉県 | 埼玉県 | 北部 | 北西部 | 吉見町 | 378 | 133 | 226 |

注1) 略語の意味は右のとおり。

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数(Soil Water Index)

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの

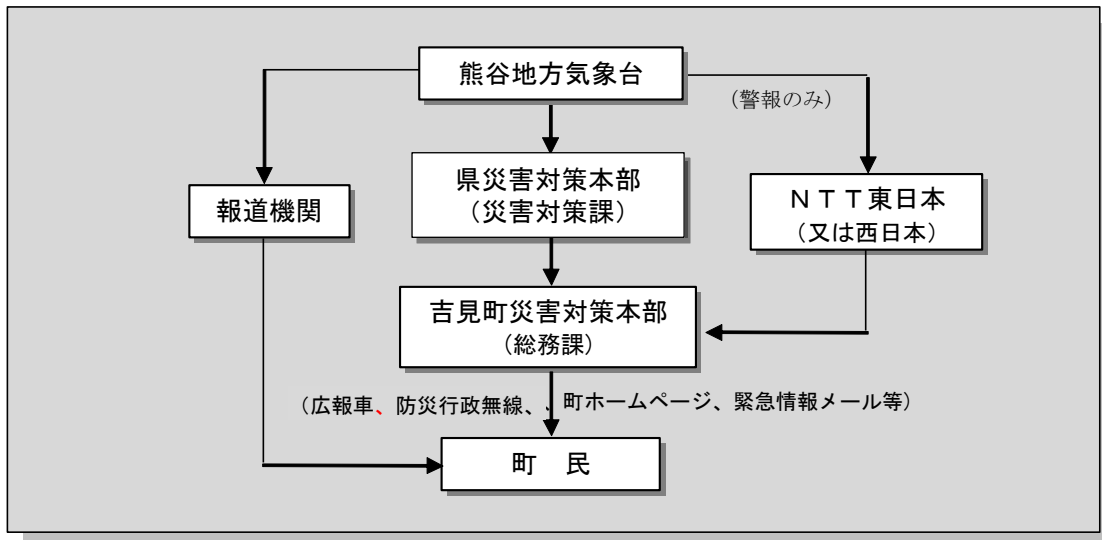
注3) 50年に一度の値を用いた大雨特別警報（浸水害）は、50年に一度の値以上となる5km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害がすでに発生しているおそれが高い市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値以上となる5km格子が出現することのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

注4) 大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

③ 注意報及び警報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■気象注意報・警報等の伝達系統図（町及び町民への伝達系統のみ記載）



④ 熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、「総務課」責任者等へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

象予報について助言を求めることができる。

■熊谷地方气象台と町とのホットラインの運用

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
 - ・ 特別警報を警報に切り替えた場合

注) ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

(2) 各種気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

① キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。

■キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

| 種類 | 概要 |
|-----------------------------------|--|
| 土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布） ※ | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none">・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル （洪水警報の危険度分布） ※ | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

② 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

③ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

④ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

⑤ その他の気象情報

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

3 水防情報

(1) 洪水予報河川における洪水予報

洪水予報は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警戒及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類等は、次のとおりである。

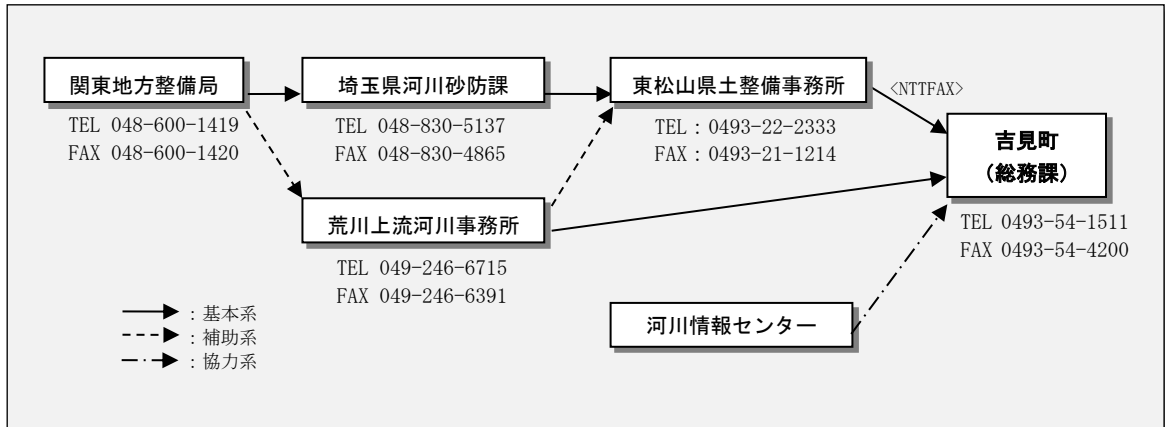
■洪水予報の種類

| 警戒レベル | 洪水予報の標題 (洪水予報の種類) | 水位の名称 | 解 説 | 町及び住民に求める行動 |
|--------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--|
| レベル5 緊急 安全確保 | 氾濫発生情報 (洪水警戒) | 氾濫の発生 | 災害がすでに発生している状況 | <ul style="list-style-type: none"> 町は緊急安全確保の発令を判断 住民の避難完了 逃げ遅れた住民の救助等 住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域) |
| レベル4 避難指示 | 氾濫危険情報 (洪水警戒) | 氾濫危険水位 から 氾濫の発生 | いつ氾濫が発生してもおかしくない状況 | <ul style="list-style-type: none"> 町は避難指示の発令を判断 避難していない住民への対応 |
| レベル3 高齢者等 避難 | 氾濫警戒情報 (洪水警戒) | 避難判断水位 から 氾濫危険水位 | 避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階 | <ul style="list-style-type: none"> 町は高齢者等避難の発令を判断 |
| レベル2 | 氾濫注意情報 (洪水注意報) | 氾濫注意水位 から 避難判断水位 | 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位 | <ul style="list-style-type: none"> 住民は洪水に関する情報に注意 |
| レベル1 | (発表なし) | 水防団待機水位 から 氾濫注意水位 | 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位 | <ul style="list-style-type: none"> 水防団待機 |

■洪水予報を行う河川 (水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項)

| 予報 区域名 | 河川名 | 区 域 | | 基準水位 観測所 | 氾濫 注意水位 | 避難判断 水位 | 氾濫 危険水位 |
|-----------|-----|-----|--|-------------|------------|------------|------------|
| 荒川 | 荒川 | 左岸 | 埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海(旧川を除く)まで | 熊谷 | 3.50 | 5.00 | 5.50 |
| | | 右岸 | 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海(旧川を除く)まで | 治水橋 | 7.50 | 12.20 | 12.70 |

■ 洪水予報の伝達経路及び手段



(2) 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水位が氾濫危険水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については、知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

■ 水位到達情報の種類

| 種類 | 発表基準 |
|--------|---------------------------------|
| 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき |
| 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

■河川名及びその区域

| 指定区間河川 | | 基準水位 観測所 | 水防警報区域 | | 避難判断水位 (特別警戒水位) |
|--------|-----|-------------|--------|---------------------------------------|--------------------|
| 水系 | 河川名 | | 左岸 | 右岸 | |
| 荒川 | 市野川 | 慈雲寺橋 | 左岸 | 東松山市大字松山(滑川合流点)から比企郡川島町大字東部(荒川合流点)まで | A.P. 16.92 |
| | | | 右岸 | 東松山市大字松山(滑川合流点)から比企郡川島町大字東大塚(荒川合流点)まで | |

■水位到達情報の伝達経路及び手段



(3) 水防警報

水防警報は、水防法第16条により、洪水等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表で、国土交通大臣あるいは埼玉県知事が指定した河川について実施することになっている。

国土交通大臣あるいは埼玉県知事が実施し、埼玉県知事から町に通知される水防警報は、次のとおりである。

① 水防警報の種類と発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

■水防警報の種類と発表基準

| 種類 | 内容 | 発表基準 |
|----|---|--|
| 待機 | 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差しつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。 |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。 |
| 指示 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩れ(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。 | 氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害の起こるおそれがあるとき。 |

第3編 災害応急対策計画
 <第2章 風水害応急対策>
第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 種類 | 内容 | 発表基準 |
|----|--|--|
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

② 国土交通省が行う水防警報

国土交通省が水防警報を行う町関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

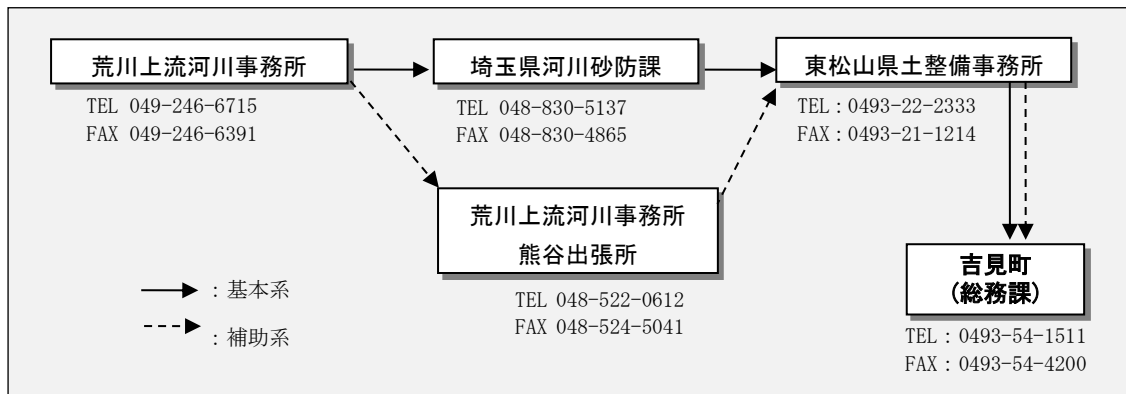
■ 河川名及びその区域

| 指定区間外河川 | | 基準水位 観測所 | 水防警報区域 | | 発表を 行う者 |
|---------|----|-------------|--------|--|---------------|
| 水系 | 河川 | | | | |
| 荒川 | 荒川 | 熊谷 | 左岸 | 自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町 434 番 1 地先 | 荒川上流 河川事務所 |
| | | | 右岸 | 自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島 289 番 1 地先 | |

■ 基準観測所

| 河川名 | 基準 観測所 | 地先名 | 水防団 待機水位 (通報水位) | 氾濫 注意水位 (警戒水位) | 避難 判断水位 | 氾濫 危険水位 (洪水特別警戒 水位) | 計画高 水位 |
|-----|-----------|-------|-----------------------|----------------------|------------|------------------------------|-----------|
| 荒川 | 熊谷 | 熊谷市榎町 | 3.00 | 3.50 | 5.00 | 5.50 | 7.50 |

■ 水防警報の伝達経路及び手段



③ 埼玉県が行う水防警報

埼玉県が水防警報を行う町関連の河川及びその区域は、次のとおりである。

■ 河川名及びその区域

| 指定区間河川 | | 基準水位 観測所 | 水防警報区域 | | 延長 |
|--------|-----|-------------|--------|---|----------|
| 水系 | 河川名 | | | | |
| 荒川 | 市野川 | 慈雲寺橋 | 左岸 | 東松山市大字松山(滑川合流点)から 比企郡川島町大字東部(荒川合流点)まで | 15, 190m |
| | | | 右岸 | 東松山市大字松山(滑川合流点)から 比企郡川島町大字東大塚(荒川合流点)まで | |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

■基準観測所

| 河川名 | 水位標名 | 地先名 | 水防団 待機水位 (通報水位) | 氾濫 注意水位 (警戒水位) | 避難 判断水位 | 氾濫 危険水位 (洪水特別警戒 水位) |
|-----|------|-------|-----------------------|----------------------|-------------|------------------------------|
| 市野川 | 慈雲寺橋 | 吉見町江綱 | A. P. 15.30 | A. P. 16.50 | A. P. 16.92 | A. P. 17.90 |

■水防警報の伝達経路及び手段



4 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第3項)

(2) 町長の通報

前項の通報を受けた町長は、気象庁(熊谷地方气象台)その他の関係機関に通報しなければならない。(災対法第54条第4項)

町長が気象庁(熊谷地方气象台)に行う通報事項は、次のとおりである。

■気象庁(熊谷地方气象台)に行う通報事項

| 区分 | 内容 |
|----------|----------------------------|
| 気象に関する事項 | 著しく異常な気象現象(例えば、たつ巻、強いひょう等) |
| 地震に関する事項 | 数日間にわたり頻繁に感じるような地震 |

5 被害の未然・拡大防止のための住民等への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、町は、町防災行政無線（固定系）、町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等を活用し、町民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

なお、町は、洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対して避難準備情報等の避難情報をFAXなどにより伝達するものとする（洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法第15条関連））。

☞【資料 10.5】『要配慮者等関連施設』参照

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第2 水防活動

町は、気象状況等から町域内において河川の氾濫、洪水その他の水害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施する。

町の「水防活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------|-----------|
| 1 水防活動体制の確立 | 各部共通 |
| 2 被害情報の収集 | 総務部、関係各部 |
| 3 水位の観測通報 | 総務部、まち整備部 |
| 4 監視（巡回パトロール） | 関係各部 |
| 5 水防作業 | 各部共通 |
| 6 決壊時等の措置 | 各部共通 |
| 7 水防配備の解除 | 各部共通 |

1 水防活動体制の確立

町は、県が指定している指定水防管理団体として水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、吉見町水防計画を策定している。

☞【参考資料】「水防計画（吉見町）」

（1）水防本部

水防本部の詳細については、「水防計画」（吉見町）を参照のこと。

（2）水防団

水防団の組織については、「水防計画」（吉見町）を参照のこと。

（3）水防組織及び分担業務

水防本部の組織及び各班の分担業務等は、「水防計画」（吉見町）を参照のこと。

2 被害情報の収集

（1）調査体制

「総務部」は、水防本部が設置された際、町内の被害状況を調査するため、「関係各部」に対し、所管する施設等の被害状況の調査を指示する。

(2) 調査対象

「関係各部」は、人的被害及び住家被害情報の収集並びに道路・田畑の浸水状況について現地調査を行う。

(3) 調査方法

「関係各部」は、被害情報について経過速報に必要な事項を記入するとともに、冠水箇所等を地図に落とし、「総務部」に報告するものとする。また、必要に応じ、カメラで被害箇所を撮影する。

☞【様式 14.4(2)】『経過速報』参照

3 水位の観測通報

(1) 水位観測所

吉見町が関係する水位観測所は、国管理の熊谷水位観測所と埼玉県管理の慈雲寺橋水位観測所がある。

(2) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

なお、東松山県土整備事務所から町への連絡は、一般加入電話・FAXにて行われる。荒川及び市野川の基準観測所の位置及び各水位は、次のとおりである。

■ 基準観測所の位置及び各水位

| 河川水位 | 荒川 | 市野川 |
|------------------|--------------------|----------------------|
| | 熊谷水位観測所 (熊谷市榎町) | 慈雲寺橋水位観測所 (吉見町江綱) |
| 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） | 5.50 | A.P. 17.90 |
| 避難判断水位（特別警戒水位） | 5.00 | A.P. 16.92 |
| 氾濫注意水位（警戒水位） | 3.50 | A.P. 16.50 |
| 水防団待機水位（通報水位） | 3.00 | A.P. 15.30 |

注) A.P. は、Arakawa Peil の略。東京湾霊岸島量水標零位を基準とする基本水準面であり、荒川、中川、多摩川等の水位の基準となっている。A.P. =T.P. -1.1344m T.P. =東京湾中等潮位

4 監視（巡回パトロール）

町は、水防法第10条第3項の規定（国の機関が行う洪水予報）又は、第16条（水防警報）による通報を受けた時、又は自ら洪水のおそれがあることを知った時から洪水の危険が解除するまで、班員及び水防団を警戒巡視にあたらせる。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

また、池沼の巡視及び警戒については、平常時監視員と職員巡視員とで連携し警戒活動を行う。班員は巡視の際、伝令2名以上同行し、危険箇所を発見した場合は直ちに本部に連絡するものとする。

町は、異常を発見した場合は、直ちに荒川上流河川事務所長又は東松山県土整備事務所長に状況を報告するとともに、水防作業を開始する措置を講じるものとする。

なお、内水被害対策として、内水による浸水被害情報を得たときは、埼玉県危機管理防災部災害対策課に報告するとともに、事態に即応した措置を講じる。

■警戒に当たって特に注意する事項

- 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又はがけ崩れ
- 居住地側斜面の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 橋梁^{りょう}その他の構築物と堤防との取付部分の異常

5 水防作業

(1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者（町長）及び消防機関（消防本部）に属する者は警戒区域を設定し、一般住民に立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じることができる。

なお、警戒区域については、「本編 第1章 第2節 第11 2 避難の指示、警戒区域の設定」（p3-77）を参照のこと。

(2) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、水防作業に必要な土のうや排水ポンプ等の資機材を調達し、迅速的確に作業を実施する。また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

なお、水防作業の詳細については、「水防計画」（吉見町）を参照のこと。

6 決壊時等の措置

(1) 決壊・漏水等の通報等

① 通報

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水^{いっすい}若しくは異常な漏水が発生したとき、町長又は消防機関の長は、直ちにその旨を東松山県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長

に通報する。

② 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準じるべき事態が予想されるときは、町長は東松山警察署長に対して警察官の出動を要請する。

③ 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(2) 避難のための立退き

町長が立退きの通知を指示する場合には、直ちに知事及び東松山警察署長に通知する。

7 水防配備の解除

水防配備の解除については、「水防計画」(吉見町)を参照のこと。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第3 土砂災害対策活動

町は、気象状況等から町内において土砂災害の発生が予想される場合、各防災機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための土砂災害対策活動を実施する。

町の「土砂災害対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------|----------------|
| 1 土砂災害警戒情報の活用 | 総務部 |
| 2 情報の収集・伝達 | 総務部 |
| 3 二次災害の防止 | 総務部、まち整備部、関係各部 |

1 土砂災害警戒情報の活用

埼玉県は、熊谷地方気象台と共同で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける土砂災害警戒情報の発表を行っている。

町においては、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が各々37か所指定されており、台風や集中豪雨に伴い崩壊・崩落が発生することも想定されるため、これらの危険箇所において土砂災害対策活動を実施する際の判断材料として、土砂災害警戒情報を活用するものとする。

また、土砂災害警戒情報に加えて土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる補足情報（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布））についても活用するものとする。

なお、災対法の改正に伴い、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））が策定されている。町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。

☞【参考資料】避難指示等の判断基準について

☞【資料 4.1】『土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定一覧』参照

☞【参考資料】『埼玉県土砂災害警戒情報システム』

<http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/>

☞【参考資料】『気象庁「キキクル（危険度分布）：土砂災害」』

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

2 情報の収集・伝達

土砂災害対策活動についての情報の収集伝達については、次のとおりである。

なお、避難についての具体的な内容は、「本節 第6 避難活動」(p3-210)を参照のこと。

- ① 「総務部」は、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- ② 「総務部」は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及び自主防災組織に対し警戒避難等の指示若しくは伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- ③ 「総務部」は、ライフライン関係者及び交通機関関係者等に対し、早急に情報を伝達し注意を喚起する。
- ④ 「総務部」は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、住民、関係機関等に対し、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

3 二次災害の防止

町及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとする。

■二次災害の防止措置

- 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施
- 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等の実施
- 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施
- 「総務部」は、「関係各部」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 「まち整備部」は、降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 「総務部」は、「関係各部」が収集した、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、住民に対して適切に広報する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第4 雪害対策活動

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

町の「雪害対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------|----------|
| 1 応急活動体制の施行 | 総務部 |
| 2 情報の収集・伝達・広報 | 総務部、関係各部 |
| 3 道路機能の確保 | まち整備部 |
| 4 地域における除雪協力 | 総務部、関係各部 |

1 応急活動体制の施行

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

体制配備に当たっては、気象警報・注意報等の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、災害発生時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本章 第2節 第1 風水害に関する情報の収集・伝達」(p3-185)を準用する。

(2) 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的信息も含め、災害オペレーションシステム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

(3) 町民への情報発信

気象庁が町内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、

緊急速報メール、町ホームページ、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINEなど町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

(4) 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

■積雪に伴いとるべき行動（例）

- 不要不急の外出は、極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。
- 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることを踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料、毛布等を備えておくよう心がける。
- 家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の倒壊に注意する。

3 道路機能の確保

町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、町民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(1) 効率的な除雪

異常な積雪時には、県の定めた優先除雪道路につながる主要町道を優先し、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

(2) 必要に応じた交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の状況に応じて、交通の規制が必要なときは、道路管理者は警察へ交通規制の実施を要請する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

また、道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

(3) 除雪の応援

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、町又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て、除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第5 竜巻等突風対策活動

町の「竜巻等突風対策活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-------------|---------------------|
| 1 情報伝達 | 総務部 |
| 2 救助の適切な実施 | 福祉健康部、総務部、関係各部、消防本部 |
| 3 がれき処理 | 環境部、関係各部 |
| 4 避難所の開設・運営 | 教育部、福祉健康部、総務部 |
| 5 応急住宅対策 | まち整備部 |
| 6 道路の応急復旧 | まち整備部 |

1 情報伝達

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、町民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、町民が竜巻等突風から身の安全を守るため、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

町は、町民の適切な対処行動を支援するため、町民に適切な情報伝達を行うことが重要である。

その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

■市町村単位での情報の付加に係る参考（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応

（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょう

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

が降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については、気象レーダーで確認できる。

- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAXを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、町民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）及び町民の対処行動の2点がある。

以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。

以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇町内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。)

2 救助の適切な実施

町は、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

「本編 第1章 第1節 第8 災害救助法の適用」(p3-37)を準用する。

3 がれき処理

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「本編 第1章 第3節 第5 廃棄物対策」(p3-129)を準用する。

4 避難所の開設・運営

町は、竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」(p3-76)及び「本編 第1章 第3節 第3 避難所の運営」(p3-121)を準用する。

5 応急住宅対策

町は、竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

「本編 第1章 第3節 第6 住宅の確保」(p3-136)を準用する。

なお、町及び県の役割は、次のとおりである。

■ 応急住宅対策の役割

| 機関 | 役割 |
|----|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県営住宅等の空家の提供 ➤ 応急仮設住宅の供給 ➤ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援 |
| 町 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 被害認定及び罹災証明の発行 ➤ 被災住宅の応急修理の実施 ➤ 応急仮設住宅の維持管理 ➤ 住宅関係障害物の除去 |

6 道路の応急復旧

町は、竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

第6 避難活動

水害又は土砂災害のために被害を受け、又は受けるおそれがある場合、町は、迅速に住民に対して避難指示を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

町の「避難活動」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------|---------------------|
| 1 避難に関する状況把握 | 総務部、まち整備部、吉見分署、関係各部 |
| 2 避難の指示、警戒区域の設定 | 危機管理班、関係各部 |
| 3 避難誘導 | 危機管理班、関係各班 |
| 4 避難所の開設 | 教育部、福祉健康部、総務部 |
| 5 避難者名簿の作成 | 教育部、福祉健康部 |
| 6 広域避難 | 連絡調整班、危機管理班、関係各班 |
| 7 避難所外避難者対策 | 危機管理班、保健医療班 |

1 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す手順で行う。

■ 避難に関する状況把握の手順

| |
|--|
| ① 「総務部」は、気象庁（熊谷地方气象台）や県（東松山県土整備事務所）、国土交通省などの関係機関から気象情報や河川情報を収集し、強い雨の地域や河川の上流部での状況等の広域的な状況を把握する。（下記の【参考資料】参照） |
| ② 「吉見分署」は、住民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生又は発生のおそれを覚知したときは、「総務部」に報告する。 |
| ③ 「まち整備部」は、巡回パトロール等により河川や土砂災害危険箇所等の状況を把握し、「総務部」に報告する。 |
| ④ 「総務部」は、水防計画で定める河川監視員及び池沼監視員から各担当地域の状況について情報収集する。 |
| ⑤ 「総務部」は、東松山警察署と被害状況等の情報を交換する。 「総務部」は、①～④の情報を入手し、避難指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。 |

☞ 【参考資料】「全国の洪水の危険度〔国交省「川の防災情報」〕」

<http://www.river.go.jp/>

☞ 【参考資料】「埼玉県内の気象情報〔熊谷地方气象台 HP〕」

<https://www.data.jma.go.jp/kumagaya/>

☞ 【参考資料】「埼玉県内の危機管理・防災・防犯等の情報〔埼玉県〕」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/theme/ansen/index.html>

☞【参考資料】「国交省の防災情報（国交省「防災情報提供センター）」
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

☞【参考資料】『気象庁「キキクル（危険度分布）：土砂災害」』
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

☞【参考資料】「埼玉県 川の防災情報」
<http://suibo.saitama-river.info/saitama/servlet/Gamen30Servlet>

☞【参考資料】『埼玉県土砂災害警戒情報システム』
<http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/>

2 避難の指示、警戒区域の設定

（1）実施手順

「危機管理班」は、「1 避難に関する状況把握」の状況を町長に報告し、町長は状況を勘案し、遅滞なく避難指示の発令、警戒区域の設定を行う。

「危機管理班」は関係各課と連携し、避難指示の発令、警戒区域の設定について、町防災行政無線（固定系）、町ホームページ、緊急速報メール、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE、広報車及び報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

（2）避難の指示等

「避難の指示、警戒区域の設定について」、「避難の指示の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「本編 第1章 第2節 第11 避難活動」（p3-76）を参照のこと。

避難指示の発令時の状況、住民に求める行動及び発令基準例については、次に示すとおりである。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の発令と住民に求める行動及び発令基準例

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 発令時の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 |
| 住民に求める行動 | <p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ➤ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ➤ ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|----------------------------|--|
| | <p>➤ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが望ましい。</p> |
| <p>判断基準例</p> <p>水害（荒川）</p> | <p>1～6のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、荒川の熊谷水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3 赤色）である5.0mに到達し、かつ、水位予測において、引き続き、水位の上昇が予測される場合。 2. 指定河川洪水予報により、荒川の熊谷水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4 紫色）5.5mに到達する予測が発表されている場合。（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合。） 3. 国管理河川（荒川）の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位5.0mの超過に相当（赤）になった場合。 4. 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 5. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令。） 6. その他 荒川上流の観測所（川又・落合・秩父橋・親鼻・親鼻橋・寄居・花園橋・植松橋・熊谷・大芦橋）の水位観測所の水位を常に把握し、今後、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合。 |
| <p>水害（市野川）</p> | <p>1～4のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市野川の慈雲寺橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）であるAP 16.92mに達した場合。（天神橋水位観測所のデータも常に把握しておくこと。） 2. 市野川の慈雲寺橋水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位AP 16.5m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 <ol style="list-style-type: none"> ①慈雲寺橋水位観測所上流の天神橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合。 ②市野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合。） ③慈雲寺橋観測所地点上流で大量又は強い雨が見込まれる場合。（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が200mm以上、又は時間雨量が50mm～100mm以上となる場合。） 3. 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合。 4. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令。） <p>※ 水位が設定されていない場合、発令基準例1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに、上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p> <p>※ 発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p> |

第3編 災害応急対策計画
 <第2章 風水害応急対策>
 第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 土砂災害 | 1～3のいずれかに該当する場合 1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合。（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、発令対象区域は適切に絞り込むこと。） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。 3. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 注1）判断基準例1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も発令を検討する。 注2）土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の格子判定が出現する前、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）の発表に基づき、発令を検討する。 |

■【警戒レベル4】「避難指示」の発令と住民に求める行動及び発令基準例

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 発令時の状況 | ▶ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 |
| 住民に求める行動 | 【危険な場所から全員避難】 ▶ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ▶ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ▶ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ▶ 平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。 |
| 判断基準例 | 水害（荒川） 1～7のいずれかに該当する場合 1. 指定河川洪水予報により、荒川の熊谷水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4紫色）である5.5mに達したと発表された場合。 2. 荒川の熊谷水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4紫色）である5.5mに到達していないものの、荒川の熊谷水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である熊谷水位観測所が7.507m、大芦橋水位観測所が10.522mに到達することが予想される場合。 3. 国管理河川、荒川の危険分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。 4. 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合。 5. 秩父地域のダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合。 6. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令。） |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| | <p>7. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令。)</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※ 発令基準例6については、対象となる地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> |
| 水害 (市野川) | <p>1～5のいずれかに該当する場合</p> <p>1. 市野川の慈雲寺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)であるA P17.90mに到達した場合。(天神橋水位観測所のデータも常に把握しておくこと。)</p> <p>2. 市野川の慈雲寺橋の水位観測所の水位が一定の水位(氾濫注意水位A P16.5m)を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>①慈雲寺橋の水位観測所の水位が急激に上昇している場合。</p> <p>②市野川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>③慈雲寺橋の水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が200mm以上、又は時間雨量が50mm～100mm以上となる場合。)</p> <p>3. 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合。</p> <p>4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕刻時点以降発令。)</p> <p>5. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令。)</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※ 発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択すること。</p> <p>※ 発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> |
| 土砂災害 | <p>1. 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)が発表された場合。(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、発令対象区域は適切に絞り込む)</p> <p>2. 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報【土砂災害】)となった場合。</p> <p>3. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕刻時点で発令。)</p> <p>4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令。)</p> <p>5. 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等)が発見された場合。</p> <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> |

第3編 災害応急対策計画
 <第2章 風水害応急対策>
 第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|----|--|
| | 注) 判断基準例1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も発令を検討する。 |

■【警戒レベル5】「緊急安全確保」の発令と住民に求める行動及び発令基準例

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 発令時の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況 |
| 住民に求める行動 | <p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ➤ 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ➤ 災害が発生・切迫している状況を町が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際取るべき行動を検討する。 |
| 判断基準例 | <p>共通</p> <p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促した場合に発令することが考えられ、次の判断基準例のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> |
| | <p>水害(荒川)</p> <p>(災害の切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 荒川の熊谷水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である7.507m・大芦橋水位観測所が10.522mに達した場合。(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している^{がいぜんせい}蓋然性が高い場合。) 2. 国管理河川、荒川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合。 3. 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合。(支流合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。) <p>(災害発生確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合。(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合。) <p>※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 水害 市野川 | <p>(災害の切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 市野川の慈雲寺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である（計画堤防高A P 20.14m、計画高水位A P 18.951m）に到達した場合。（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合。） 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転停止せざるをえない場合。（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する。） <p>(災害発生確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 堤防決壊や越水・溢水が発生した場合。（消防団等からの報告により把握できた場合。） <p>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者に伝達することに注力すること。</p> |
| 土砂災害 | <p>(災害の切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合。（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、発令対象区域は適切に絞り込む。） <p>(災害発生確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認された場合 <p>※ 発令基準例1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> |

(用語の説明)

- 避難：災害から命を守るための行動
- 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 緊急安全確保（屋内安全確保）：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。
 - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと。
 - ・自宅等に浸水しない居室があること。
 - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること。

(3) 住民への伝達内容

避難指示、警戒区域の設定を行う場合の住民への伝達は、以下の内容を参考にして行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 差し迫っている具体的な危険予想 ➤ 避難対象地区名 |
|--|

- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ・ 火気等危険物の始末
 - ・ 飲料水、食料及び最小限の肌着、常備薬品等の携帯
 - ・ 隣近所そろって避難すること等

（４）関係機関との連絡調整

危機管理班は、避難に際して混乱を招くことのないよう、消防機関や警察等の防災関係機関と緊密な情報交換を行う。なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に速やかに報告する（災対法第60条）。

3 避難誘導

水害及び土砂災害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。

そのため、町は、災害発生のおそれのある時期を見越して、消防署員、消防団員及び自治会や自主防災組織などに避難誘導を要請する。また、町は、入手した避難路の状況（浸水、土砂流出状況など）を迅速、的確に伝達するとともに決壊箇所や河川のある方向、土砂災害危険箇所を避けるなど避難方向を考えて誘導を行う。

その他、避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導」(p3-80)を参照のこと。

4 避難所の開設

「総務部」から指示を受けた「教育部」及び「福祉健康部」が、各避難所を開設する。

（※各災害において、開設される避難所が異なるので注意する。）

☞【資料 10.1】『指定緊急避難場所一覧』参照

☞【資料 10.2】『指定避難所一覧』参照

☞【資料 10.3】『補助避難所一覧』参照

5 避難者名簿の作成

「教育部」及び「福祉健康部」は、避難所を開設した場合、避難住民の協力を得て、避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第2節 警戒活動期の災害応急対策活動

6 広域避難

町は、被害の規模に応じて、他市町村及び他県への避難や町外（県外を含む。）からの避難者の受入れ等の広域避難を実施する。

「本編 第1章 第2節 第11 6 広域避難」（p3-82）を準用する。

7 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

「本編 第1章 第2節 第11 7 避難所外避難者対策」（p3-82）を準用する。

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

災害の発生に伴い、町は災害対策本部を設置して、災害応急対策活動を実施する。

初動対応期における災害応急対策活動は、被災者の生命の維持、生活確保に必要な緊急活動が最優先される。

本節では、初動対応期における災害応急対策活動について以下に定める。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

町の「災害情報の収集・伝達・共有」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------|-------------|
| 1 災害情報等の収集 | 危機管理班、関係各班 |
| 2 県への伝達 | 連絡調整班、危機管理班 |
| 3 災害情報の共有 | 情報収集班、各班共通 |

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集系統

発災後の災害情報等の収集は、「危機管理班」が一元的に実施する。

(2) 収集すべき災害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

■関係各班、関係機関の収集する情報

| 収集すべき情報 | 関係各班、関係機関 |
|--------------------------|----------------------|
| 人的被害、建物被害 | ・町民支援班 ・保健医療班 ・家屋調査班 |
| 田畑被害 | ・農政班 |
| 道路被害 | ・道路等応急班 |
| 文教施設 (学校施設、社会教育・体育施設) | ・教育総務班・生涯学習班 |
| 公共施設(文教施設を除く。) | ・施設管理者 |
| 病院 | ・保健医療班 |

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

| 収集すべき情報 | 関係各班、関係機関 |
|-------------------|--|
| 橋梁・河川 | ・道路等応急班 |
| 清掃施設 | ・環境衛生班 |
| 公園施設 | ・住宅応急班 |
| 水道 | ・上水道班 |
| 下水道 | ・下水道班 |
| 電話（※） | ・東日本電信電話(株) |
| 電気（※） | ・東京電力パワーグリッド(株) |
| ガス（※） | ・国際石油開発帝石(株) ・東上ガス(株) ・日本瓦斯(株) ・武州ガス(株) |
| 罹災世帯数 | ・家屋調査班、町民支援班 |
| 罹災者数 | ・家屋調査班、町民支援班 |
| 火災発生件数 | ・消防部 |
| 対策の実施状況（本部設置状況など） | ・危機管理班 |

注1) 上記「収集すべき情報」は、「経過速報」の記述項目を基に列挙したものである。

注2) 「関係各班」及び関係機関が各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、「被害報告判定基準」を参照のこと。

注3) (※)「危機管理班」が各機関から入手する。

☞【様式 14.4(2)】『経過速報』参照

☞【資料 12.3】『被害報告判定基準』参照

(3) 情報を収集する際の留意事項

情報を収集する際の留意事項は、次のとおりである。

■情報を収集する際の留意事項

- 被害情報の収集に当たっては、東松山警察署と緊密に連絡するものとする。
- 各種被害の程度に関する調査に当たっては、庁内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世帯人員により計算して速報するものとする。
- 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- 全壊、流失、半壊、死者及び重症者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

2 県への伝達

災害情報の県への伝達については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」の「2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）」（p3-47）及び「3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）」（p3-48）を参照のこと。

3 災害情報の共有

災害情報の共有については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・共有・伝達 6 災害情報の共有」（p3-49）を参照のこと。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

第2 住民からの通報・問合せの処理

初動対応期の住民からの通報及び問合せに対する処理は、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第2 住民からの通報・問合せの処理」(p3-45)を準用する。

第3 広報活動

風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。初動対応期の広報活動については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第4 広報活動」(p3-51)を準用する。

第4 救急救助

大規模な水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水等により、人的な被害が予想される。そのため消防機関は、消防の全機能を挙げて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、水害から住民の生命と身体の安全、被害の軽減を図る。

さらに、河川の越流や決壊による広域にわたる浸水などでは、浸水地域に取り残される住民も多く発生することも考慮し、ヘリコプターや船舶による救出救助体制の整備を図る。

また、土砂災害発生時は、土砂崩れなどにより倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し、救急救助活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

したがって、消防機関、警察その他の防災関係機関は共に連携して、迅速かつ効果的な救出活動を推進していくものとする。

初動対応期の救急救助については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第6 救急救助」(p3-57)を準用する。

第5 医療救護

町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合は、関係機関の協力を得て、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。初動対応期の医療救護については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第7 医療救護」(p3-62)を準用する。

第6 緊急輸送道路の確保

浸水被害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被災者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など住民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

初動対応期の緊急輸送道路の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第8 緊急輸送道路の確保」(p3-68)を準用するほか、「2 交通規制」について、次のとおり対応する。

- ・道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

第7 緊急輸送手段の確保

広域的な浸水被害や大規模な土砂災害が発生し、傷病者の輸送や救援物資の輸送に道路輸送が困難な場合、ヘリコプターや船舶による輸送手段の確保が必要となる。

初動対応期の輸送手段の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第9 緊急輸送体制の確保」(p3-70)を準用する。

第8 給水活動

町は、風水害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により住民が飲料に適する水を得たりすることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

給水活動については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第12 給水活動」(p3-86)を準用する。

第9 食料の供給

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、備蓄食料、炊き出しその他によって食料を確保する。

食料の供給については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第13 食料の供給」(p3-90)を準用する。

第10 生活必需品等の供給・貸与

風水害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給又は貸与する。

生活必需品等の供給・貸与については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第14 生活必需品等の供給・貸与」(p3-94)を準用する。

第11 要配慮者の安全確保

風水害については、早い段階から気象情報や水防情報などを収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、的確に高齢者等避難の発令を行う。

要配慮者の安全確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第15 要配慮者の安全確保」(p3-97)を準用する。

第12 遺体の取扱い

災害により死亡若しくは現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から考えて既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について、遺体識別等の処理を行い、かつ、遺体の埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いについては、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第2節 初動対応期の災害応急対策活動
「第16 遺体の取扱い」(p3-102)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第3節 初動対応期の災害応急対策活動

第13 ライフラインの応急対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺まひさせることから、町及び各事業所は、相互に連携を図り、災害応急対策、二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

ライフラインの応急対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第17 ライフラインの応急対策」(p3-106)を準用する。

第14 公共施設等の応急復旧

公共建築物、道路、橋梁りょう、河川等の公共施設が風水害により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障を及ぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。

公共施設等の応急復旧については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第2節 初動対応期の災害応急対策活動

「第18 公共施設等の応急復旧」(p3-108)を準用する。

第4節 救援期の災害応急対策活動

救援期における災害応急対策活動は、被災者の生活支援に必要な応急活動が主体になる。

なお、災害の規模によっては、避難所の開設が長期にわたるなどして担当部班の要員に健康管理上の問題等が生じ、的確な災害応急対策の遂行の妨げとなる場合がある。

その際は、「本章 第1節 第2 職員の動員計画」(p3-5)に基づき交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

第1 災害情報の収集・伝達・共有

救援期に入ると、災害発生時の混乱状況もある程度沈静化していると考えられる。

この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引き続き情報の収集・伝達・共有を強化していくものとする。

救援期の災害情報の収集・伝達・共有については、以下のように定める。

| |
|--|
| 第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 「第1 災害情報の収集・伝達・共有」(p3-115)を準用する。 |
|--|

第2 広報広聴活動

救援期においても、引き続き町民等への広報を積極的に行う。

被災者の情報ニーズは、時間とともに変化していくので、継続した被災者のニーズの把握に努めるとともに、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、被災住民からの相談、要望、苦情等、町民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各部班と連携して町役場等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

救援期の広報広聴活動については、以下のように定める。

| |
|---|
| 第1章 震災応急対策 第3節 救援期の災害応急対策活動 「第2 広報広聴活動」(p3-117)を準用する。 |
|---|

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第4節 救援期の災害応急対策活動

第3 避難所の運営

救援期の避難所の運営については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第3 避難所の運営」(p3-121)を準用する。

第4 防疫及び保健衛生

浸水被害による衛生条件の悪化により感染症等のまん延が懸念される。また、長期にわたる避難生活により被災者の健康状態が悪化するおそれもある。

そのため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

防疫及び保健衛生については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第4 防疫及び保健衛生」(p3-125)を準用する。

第5 廃棄物対策

荒川又は市野川が氾濫した場合、広範囲にわたる浸水被害により、大量のがれき等の災害廃棄物の排出が予想される。

また、これら災害廃棄物に加え、廃棄物処理施設などの被災により、ごみやし尿などの一般廃棄物の処理も困難になると考えられる。

町は、被災地の住民が生活に支障のないよう、清掃、障害物の除去等を迅速に行い、被災地の環境の保全を図るものとする。

廃棄物対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第5 廃棄物対策」(p3-129)を準用する。

第6 応急住宅対策

大規模な風水害により住宅が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自らの資力で早急に住宅の再建、あるいは応急修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の設置などによる住宅の給与を講じるとともに、罹災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。応急住宅対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第6 住宅の確保」(p3-136)を準用する。

第7 文教・保育対策

災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、関係機関の協力を得て、児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育・応急保育の実施を図る。

また、町内文化財について応急対策を講じる。

文教・保育対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第7 文教・保育対策」(p3-140)を準用する。

第8 商工・農業対策

風水害による町内の商工業施設、農作物、農業用施設等の被害状況を把握するとともに、応急対策を講じる。

商工・農業対策については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策
第3節 救援期の災害応急対策活動
「第8 商工・農業対策」(p3-147)を準用する。

第3編 災害応急対策計画

<第2章 風水害応急対策>

第4節 救援期の災害応急対策活動

第9 労働力の確保

労働力の確保については、以下のように定める。

第1章 震災応急対策

第3節 救援期の災害応急対策活動

「第9 労働力の確保」(p3-148)を準用する。

第3章 事故災害応急対策

町において住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、町は、次に示す事故災害応急対策計画に従い災害対策活動を実施する。

第1節 吉見町で懸念される事故災害

町が策定する事故災害応急対策計画の対象とする事故災害は、埼玉県地域防災計画及び町の地域環境の特性等を踏まえ、以下のとおり選定する。

第1 大規模事故災害の選定

対象とする事故災害について、町域における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、町に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第1節 吉見町で懸念される事故災害

■町に係る大規模事故災害の選定

| 事故災害区分 | | 町における発生の可能性 | | 応急対応の可否 |
|-----------|--------------------------------------|---|---|-------------------|
| 火災 | 大規模火災 | 震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。 | ○ | 震災・風水害対策で対応可能である。 |
| | 林野火災 | 町内では、これまでに林野火災が発生している。 | ○ | 事故災害として取り扱う。 |
| 危険物等災害 | 危険物等災害 | 町内に該当する事業所がある。 | ○ | 事故災害として取り扱う。 |
| | 高圧ガス災害 | 町内に該当する事業所がある。 | ○ | 事故災害として取り扱う。 |
| | 火薬類災害 | 町内に該当する事業所はない。 | × | — |
| | 毒物・劇物災害 | 町内に該当する事業所がある。 | ○ | 事故災害として取り扱う。 |
| 鉄道事故 | 鉄道事故 | 町内を通る鉄道路線はない。 | × | — |
| 道路災害 | 地震や水害による道路災害 | 町内を通る自動車専用道路及び国道はない。 | △ | 震災・風水害対策で対応可能である。 |
| | 危険物積載車両の事故等による道路災害 | | △ | 事故災害として取り扱う。 |
| 航空機事故 | 航空機事故 | 町及び周辺に飛行場はなく、町上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故について発生予測は不可能であることから、町域で起こり得ないとは言えない。 | △ | 事故災害として取り扱う。 |
| 農林水産災害 | 凍霜害 | 凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。 | × | — |
| | 暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害 | 町内では、米、野菜、花き類、果樹などの栽培が行われている。 | ○ | 事故災害として取り扱う。 |
| 文化財災害 | 文化財火災 | 町には指定文化財がある。 | ○ | 震災・風水害対策で対応可能である。 |
| 放射性物質事故災害 | 輸送事故 | 町内を通る自動車専用道路はない。 | × | — |
| | 放射性物質取扱施設の事故 | 町内に該当する事業所はない。 | × | — |
| | 原子力発電所の事故 | 町に一番近い東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等により、町においても広域放射能汚染が考えられる。 | ○ | 事故災害として取り扱う。 |

注1) 「町における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

○：発生する可能性がある。

△：発生する可能性は低いがある。

×：発生する可能性はほとんどない。

注2) 「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

第2 町に係る事故災害

町において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

■町において事故災害対策計画の対象とする事故災害

| 事故災害 | | 内容 |
|--------------------------------|---------------|---|
| 火災 | 林野火災 | 町が対象とする林野火災は、西部丘陵地の森林において発生する火災を対象とする。 |
| 危険物等 災害対策 | 危険物等災害 | 町が対象とする危険物等災害は、町内で危険物等を取り扱っている施設による災害を対象とする。 |
| | 高圧ガス災害 | 町が対象とする高圧ガス災害は、町内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。 |
| | 毒物・ 劇物災害 | 町が対象とする毒物・劇物災害は、町内で毒物又は劇物を取り扱っている施設による災害を対象とする。 |
| 道路災害 | | 町が対象とする道路災害は、町内を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。 |
| 航空機事故 | | 町が対象とする航空機事故災害は、民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。 |
| 農業災害 | | 町内では、米、野菜などの生産が行われている。 町が対象とする農業被害は、近年多発している異常気象（暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等）による米、野菜、花き類、果樹など栽培への農業被害とする。 |
| 放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害 | 広域放射能 汚染災害 | 町は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約 110km の位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては町においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 町が対象とする広域放射能汚染は、主に東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。 |

第3編 災害応急対策計画
 <第3章 事故災害応急対策>
 第2節 林野火災対策

第2節 林野火災対策

町の「林野火災対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 発災直後の情報の収集・連絡 | 総務課、関係各課、消防本部 |
| 2 活動体制の確立 | 総務課、関係各課 |
| 3 消火活動 | 消防本部 |
| 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 | まち整備課、関係各課 |
| 5 避難収容活動 | 教育総務課、生涯学習課、長寿福祉課、町民健康課、子育て支援課、総務課 |
| 6 施設・設備の応急復旧活動 | 施設管理者 |
| 7 被災者等への的確な情報伝達活動 | 総務課 |
| 8 二次災害の防止活動 | 総務課、関係各課 |
| 9 災害復旧 | まち整備課、関係各課 |

1 発災直後の情報の収集・連絡

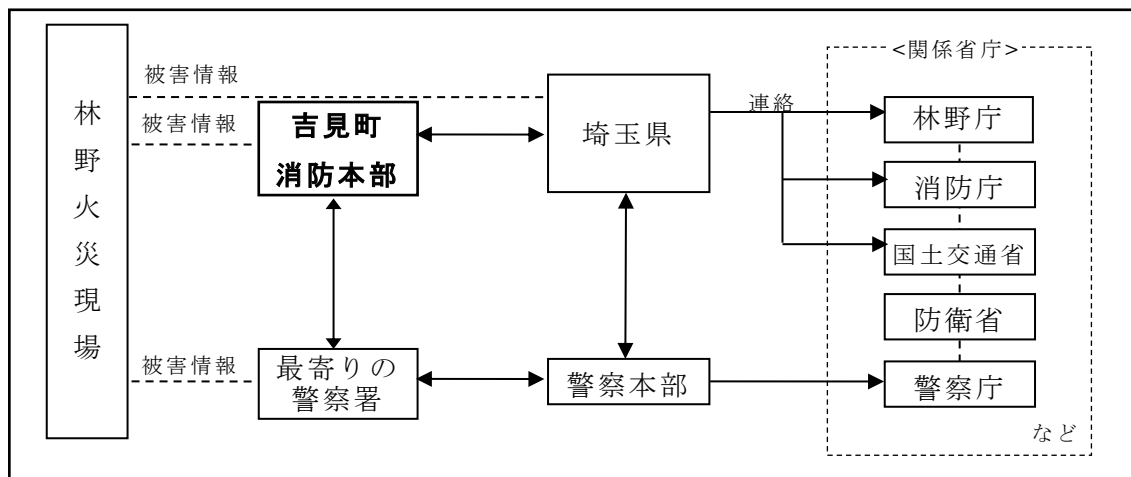
(1) 災害情報の収集・連絡

① 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況・林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

② 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。



③ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また、電気通信事業者は、町、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 業者の協力体制

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第2節 林野火災対策

緊急度、重要度等を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動

災害発生時における避難誘導については、「本編 第1章 第2節 第11 3 避難誘導 (p3-80) 及び4 避難所の開設 (p3-80)」に準ずる。

火災の延焼により孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、町民等に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

8 二次災害の防止活動

町は、林野火災により林地が荒廃した地域における土砂災害等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

町は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに土砂災害防止等の対策を講じる。

9 災害復旧

町及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第3節 危険物等事故対策

第1 危険物等災害応急対策

町は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講じるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

町における消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、以下に示すとおりである。

■ 危険物施設設置の状況 [令和3年4月1日現在]

| 危険物施設 | | 吉見分署管内 |
|-------|------------|--------|
| 製造所 | | 0 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 18 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 3 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 2 |
| | 地下タンク貯蔵所 | 13 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | 1 |
| | 移動タンク貯蔵所 | 4 |
| | 屋外貯蔵所 | 2 |
| 取扱所 | 給油取扱所（営業用） | 6 |
| | 給油取扱所（自家用） | 10 |
| | 一般取扱所 | 12 |

資料)「消防年報」(令和2年度版、比企広域消防本部)

町の「危険物等災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------|----------------|
| 1 活動方針 | 施設管理者、消防本部、総務課 |
| 2 応急措置 | 施設管理者、消防本部 |

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察及び関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- 危険物の流出及び拡散の防止
- 流出した危険物の除去、中和等
- 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3編 災害応急対策計画
＜第3章 事故災害応急対策＞
第3節 危険物等事故対策

第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的被害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため、退避させる等の措置を講じるとともに、関係機関に通報する。

町における高圧ガス取扱・貯蔵施設等の設置状況は、以下に示すとおりである。

■高圧ガス取扱・貯蔵施設等

[令和3年12月24日現在]

| 種 別 | 施設数 |
|---------|-----|
| 製 造 所 | 26 |
| 貯 蔵 所 | 5 |
| 高圧ガス販売所 | 3 |
| 合 計 | 34 |

※製造所内の冷凍機については、届出件数

資料) 県危機管理防災部化学保安課

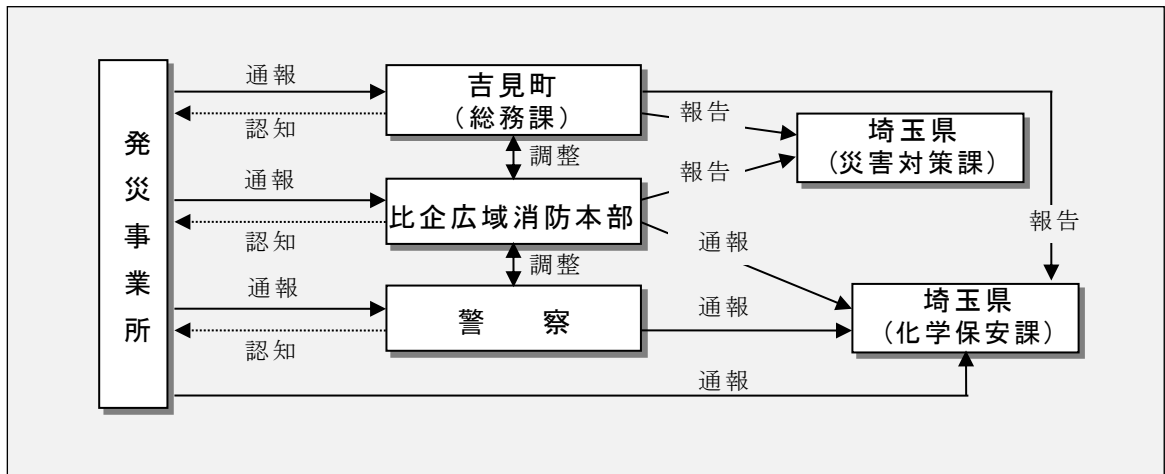
町の「高圧ガス災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------|----------------|
| 1 活動方針 | 施設管理者、消防本部、総務課 |
| 2 応急措置 | 施設管理者、消防本部 |

1 活動方針

町は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難の指示等を行う。

■ 高圧ガス災害に伴う情報収集活動



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関係機関と協力して応急措置を実施するものとする。

(2) 施設等管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

■ 発災事業所のとるべき措置

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発する。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第3節 危険物等事故対策

第3 毒物・劇物災害応急対策

町の「毒物・劇物災害応急対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------|----------------|
| 1 活動方針 | 施設管理者、消防本部、総務課 |
| 2 応急措置 | 施設管理者、消防本部 |

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生じるおそれがあるとき、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届出を受けた者は、直ちに関係機関に通報すると同時に、災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置を講じる。
- 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- 毒物劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- 施設周辺の住民の避難措置を講じる。

第4節 道路災害対策

町は、地震や水害その他の理由により橋梁^{りょう}の落下など道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

町の「道路災害対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-----------------------|----------------|
| 1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保 | 総務課、まち整備課 |
| 2 活動体制の確立 | 総務課、関係各課 |
| 3 緊急輸送活動 | 総務課 |
| 4 危険物流出時の応急対策 | まち整備課、環境課、消防本部 |
| 5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 | まち整備課 |
| 6 的確な情報伝達活動 | 総務課 |

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

■災害情報の収集・連絡

| 区分 | 内容 |
|-------------------|---|
| 事故情報等の連絡 | 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取り合うものとする。 |
| 災害発生直後の被害情報の収集・連絡 | 道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、町は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。 |
| 応急対策活動情報の連絡 | 町は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。 |

(2) 通信手段の確保

町は、災害発生後直ちに移動系無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第4節 道路災害対策

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集

町は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 町本部等の設置

大規模な災害が発生した場合、町は、「本編 第1章 第1節 第1 町の活動体制」(p3-1)に準じた活動体制をとり、速やかに県に対し報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(3) 応援要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

3 緊急輸送活動

町は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

4 危険物流出時の応急対策

(1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

(2) 避難誘導活動

町は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障がい物の除去、道路施設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

6 的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

町は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、町ホームページ、緊急速報メール、広報車、町公式ツイッター、町公式フェイスブック、町公式LINE等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て、行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民や関係者等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第5節 航空機事故対策

町は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

町の「航空機事故対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|--------|---------------|
| 1 活動体制 | 総務課、関係各課 |
| 2 応急措置 | 総務課、関係各課、消防本部 |

1 活動体制

町は、町域に航空機事故が発生した場合、災害の規模に応じて必要な場合は「本編 第1章 第1節 第1 町の活動体制」(p3-1) に準じて災害対策本部を設置する。

2 応急措置

(1) 情報収集・連絡体制

町は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して町が実施した措置及び今後の措置について、随時報告するものとする。なお、連絡系統については、次頁に示すとおりである。

(2) 避難誘導

① 乗客等の避難

町、消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

② 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長は避難の指示等を行う。

(3) 救出・救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。また、救出救助要員が不足の場合は、町に応援を求める。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

(5) 応援要請

救出救助、消火活動等で要員が不足する場合、町は、県に対して応援要請を行う。

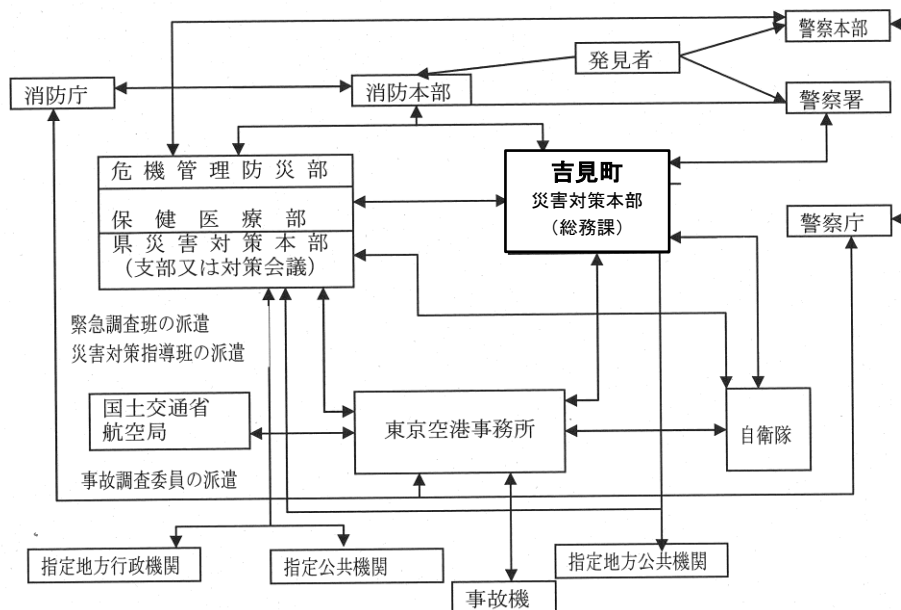
また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

(「本編 第1章 第1節 第5 広域応援要請」(p3-24) 参照)

(6) 医療救護

町は、町域内に航空機事故が発生した場合、「本編 第1章 第2節 第7 医療救護」(p3-62) に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置が講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

■民間航空機事故の連絡通報体制



第6節 農業災害対策

町は、暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

町の「農業災害対策」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

| 活動項目 | 担当部署 |
|---------------|-----------|
| 1 注意報及び警報等の伝達 | 産業振興課、総務課 |
| 2 農業災害対策 | 産業振興課 |
| 3 畜産災害対策 | 産業振興課 |

1 注意報及び警報等の伝達

町は、県から埼玉県災害オペレーションシステム等により気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は東松山農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、町防災行政無線等により速やかに埼玉中央農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

2 農業災害対策

(1) 被害状況の把握

町は、埼玉中央農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

(2) 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。

また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て、適切な措置をとる。

(3) 農産物応急対策

① 災害対策技術指導

農作物の被害を最小限にするため、東松山農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

② 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第6節 農業災害対策

保して適期防除に努めるものとする。

③ 風水害対策

台風、集中豪雨等により倒伏又は侵冠水の被害を受けたときは、ほ場等の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

3 畜産災害対策

(1) 被害状況の調査

町は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

(2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、川越家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

(3) 飼料の確保対策

町は、畜産農家から飼料のあっせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあっせんに要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第7節 広域放射能汚染対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

■指針における原子力災害対策重点区域

| 名称 | 距離 | 目的 | 実施内容 |
|---------------------|------------|-------------------|---|
| 予防的防護措置を準備する区域（PAZ） | おおむね半径5km | 確定的影響等を回避する | 即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備 |
| 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） | おおむね半径30km | 確率的影響のリスクを最小限に抑える | 緊急防護措置（避難等）を準備 |

町は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約110kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原子力発電所）の事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては町においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

ここでは、町の「広域放射能汚染対策」として被害想定と予防策の検討及び対策について定める。

| 活動項目 | 担当部署 |
|-------------------------|----------|
| 1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討 | 総務課、関係各課 |
| 2 環境汚染対策 | 環境課 |
| 3 食品安全確保対策 | 産業振興課 |
| 4 農作物等災害対策 | 産業振興課 |
| 5 道路災害対策計画 | まち整備課 |

第3編 災害応急対策計画

<第3章 事故災害応急対策>

第7節 広域放射能汚染対策

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 の 検討

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した福島第一原子力発電所の事例では、福島第一原子力発電所から80km圏内のエリアにおける、地表面から1mの高さの「空間線量率」と2020年10月と2011年11月のデータと比べると、線量の平均値は約8割減少していることが報告されている。(経済産業省資源エネルギー庁ホームページ報告)

また、チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題のないレベルまで下がることが期待された。

しかし、空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて町内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理(水洗に使用した水を含む。)、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産品が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

したがって、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて町内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、町では福島第一原子力発電所の事故以降、平成23年6月から令和3年2月まで、町内の大気中の放射線量の測定を、町役場、保育所、幼稚園、小・中学校、ふれあい広場等で定期的に行っていたが、測定値はいずれの地点も、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告に基づく一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っている。

3 食品安全確保対策

町は、県が国のガイドラインに基づき実施している福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次のとおりであり、平成26年以降、基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

町は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、埼玉中央農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から防護するための次のような実施可能な処置を講じる。

■農作物に対する応急対策

- ▶ 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定
- ▶ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切替え、汚染物除去等を指示
- ▶ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処
- ▶ その他必要な処置

5 道路災害対策計画

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、住民に影響を与えないように必要な処置を講じる。

第3編 災害応急対策計画
＜第3章 事故災害応急対策＞
第7節 広域放射能汚染対策